

ゲシヒテ

第 15 号 2022 年 4 月

目次

【論文】

- ヴォルフガング・ハーリヒの改革構想と一九五六年の東ドイツ …………… 伊豆田俊輔 …… 3
ドイツ難民運動の論拠としての欧州アイデンティティ
——ヘルベルト・チャヤとその後継世代を中心に—— …………… 今野 元 …… 19

【特集】

- ドイツ現代史研究から歴史総合へ：史料から考える歴史教育の模索
——ドイツ現代史学会第 43 回大会シンポジウム——
趣旨説明 …………… 北村 厚 …… 37
報告：複眼的視点にもとづく資料集 ——ドイツ近現代史の事例から—— …… 西山暁義 …… 41
報告：歴史的に考えるとはどういう営みか
——『アンネの日記』の授業実践から—— …………… 小野寺拓也 …… 50
コメント：ドイツ現代史研究からこれからの日本の高校歴史教育を展望する
——ヘイトスピーチ、歴史修正主義を乗り越える処方箋—— …… 川島啓一 …… 61

【書評】

- 大津留厚著『さまよえるハプスブルク —— 捕虜たちが見た帝国の崩壊 ——』 …… 野村真理 …… 69
北村厚著『20 世紀のグローバル・ヒストリー —— 大人のための現代史入門 ——』
…………… 西田 慎 …… 75

二〇二一年度例会一覧 …………… 81
ドイツ現代史研究会規約 …………… 82
編集後記 …………… 86

ヴォルフガング・ハーリヒの改革構想と一九五六年の東ドイツ

伊豆田俊輔

1 はじめに

一九五六年一月二九日、東ドイツの改革を求めていた哲学者のヴォルフガング・ハーリヒ (Wolfgang Harich、一九二三・一九九五) が逮捕された。翌年三月の裁判で彼には懲役一〇年の有罪判決が下された。ハーリヒと彼が勤めるアウフバウ出版社幹部たちの裁判は公開で行われた。事前の取り調べで検察に脅されていたハーリヒは、法廷で自らの「罪」を認め、さらに五七年七月に行われたアウフバウ出版社社長のヴァルター・ヤンカ (Walter Janka、一九一四・一九九四) たちの裁判では、検察側証人として法廷に立つことになる¹⁾。

ハーリヒの改革構想とその失敗 (以下「ハーリヒ事件」) は、冷戦期には「現存する社会主義」の改革可能性や、体制内反対派の事例として論じられてきた²⁾。しかし、一九九〇年代になると、ヤンカの告発的回想録の出版をきっかけに、ハーリヒとヤンカの間で非難の応酬となり、議論は知識人の倫理を問うものになった³⁾。二〇〇〇年代に入ると、当事者が遺した資料と文書館史料を用いた研究が可能になった。こうした研究

の中では、例えば法治国家を目指すハーリヒの民主化計画の先進性や、民衆との連携の弱さなどが論じられるようになった⁴⁾。

また、ハーリヒ事件は一九五六年の国際情勢を抜きにして理解することはできない。この年、ソ連共産党大会でスターリン批判が行われ、ポーランドではゴムウカが権力の座についた。さらにハンガリーではラースとゲレーの政権が崩壊し、ソ連による軍事侵攻という結果に至った。スターリン批判五〇周年を迎えた二〇〇六年からは、ハーリヒ事件をこの変動の中に位置づけようとする研究も生まれている⁵⁾。さらに二〇一〇年代半ばからは、後年のエコロジ思想家としてのハーリヒを、後の東ドイツの反対派であるバードロやハーヴェマンとの比較や関係から論じる研究も盛んになっている⁶⁾。

これまで、ハーリヒの政治行動の是非や構想の実現可能性が詳しく論じられる一方で、一九五六年に彼が書いた一連のテクストを再構成し、その特徴を検証する作業は、十分になされてきたとは言えない。たとえば、彼はスターリン時代に作られた国家と社会の仕組みを「スターリニズム」と呼び、ドイツ社会主義統一党 (以下SED) にスターリニズム

との決別を訴えていたが、その「スターリニズム」とは、いかなる現象で、何が問題なのか十分には説明されてこなかった。また、ハーリヒ事件の背景として、これまではルカーチとの関係が重視されてきたため、東ドイツにおける芸術家や研究者、技術者など、より広範な知識人たちとの共通点や相違点について詳しく論じられてこなかった。それでは、ハーリヒの改革構想は一体どのような内容であり、どの程度同時代の東ドイツの知識人たちと意見を共有して、彼の独自性はどこにあったのだろうか。以上の論点に留意しつつ、本論ではハーリヒの構想の特徴を明らかにしたい。

本論が依拠する史料は、ハーリヒの著作集や自伝、伝記、アウフバウ出版社の関係者の回顧録とインタビュー記録である。また、東ドイツの知識人が第二〇回党大会をいかに受け止めたのかを把握するために、ハーリヒもその結成から関与している知識人の結社、「文化同盟」（以下、同盟）が実施したアンケート調査を用いる。⁷²

2 ハーリヒの経歴

(1) 第二次世界大戦の終わりまで

ヴォルフガング・ハーリヒは一九二三年にケーニヒスベルクで生まれた。父親ヴァルター（Walter Harich、一八八八―一九三二）は作家であり文学史家でもあった。母親のアンネ・リゼ（Anne Lise Harich、一八九八―一九七五）はかねてからナチに批判的であり、父親死後のヴォルフガングの反ナチ的な思想形成に影響を与えた。彼は四〇年にベルリンに引越し、そこでギムナジウム通ったが、卒業資格試験で書いたクライストに関する文学論が反ナチ的と判断されたために正規の大学入

学資格を得ることが出来なかった。⁸³

一九四二年の秋にハーリヒは国防軍に招集された。彼は東部戦線に送られたが、四四年には脱走に成功し、ベルリンの反ナチ抵抗グループ「エルンスト」に加わる。⁸⁴ エルンストは共産主義者や自由主義者など、多様な人びとが活動する団体だった。⁸⁵ 彼は抵抗運動の中で共産主義者たちと知り合い、レーニンなどの著作を読むようになったという。⁸⁶

そして一九四五年四月のベルリンの市街戦なかでハーリヒは、モスクワ亡命から帰還したドイツ共産党（以下KPD）幹部やソ連軍将校と出会う。⁸⁷ 反ナチ活動家として信頼できる経歴のため、彼はKPDからもソ連占領軍からも有用な人物として扱われるようになった。

(2) 一九五六年まで

戦後のハーリヒはそれまでの経歴と才能を活かし、批評や学問、出版の分野で活躍した。一九四七年、彼は正式にベルリン大学の学生となった。そして翌年には大学で史的唯物論や政治経済学を教授する為の講師養成講座を修了し、同大学教育学部の講師になった。⁸⁸ さらに五年にはヘルダーに関する論文で博士号を取得し、その後は同大学で哲学史の講義を担当する。⁸⁹ 同時に雑誌『ヴェルトビュネ』や新聞『クリア』や『テークリツヒェ・ルントシャウ』で演劇や時事問題を論じた。戦後間もない時期から、彼はドイツ国民や領土の分断に反対する姿勢を明確にしており、自伝ではその立場を「ナシヨナル・コミユニズム」と回顧している。⁹⁰

一九四六年二月、ハーリヒはKPDに入党した。⁹¹ そして、同年四月にKPDはドイツ社会民主党（以下SPD）と統一してSEDが誕生したため、彼もSED黨員になっている。五二年以降、彼はベルリン大学の

講師として、ヘーゲルをめぐる評価で党と対立した¹⁷⁾。この論争で彼は翌年五月に党から「嚴重注意処分」を受け、さらに精神的な負担から胃潰瘍を発症した¹⁸⁾。こうした経緯で入院中だったため、五三年年六月一七日の労働者蜂起やその前後の知識人たちの改革運動に彼が直接関わることはなかった¹⁹⁾。ただし同年九月に党幹部のエルスナーに向けて、東ドイツの報道機関の改善を要請する建白書を書いている²⁰⁾。五三年までにハーリヒは党の教条的な姿勢に対して、批判的な態度を取るようになっていたことがわかる。

大学の仕事に加えて、ハーリヒは一九五一年から東ドイツのアウフバウ出版社の原稿審査部の副主任としても働き始めている。ここで彼はルカーチやブロッホなどの現代マルクス主義哲学者の作品の編集を手掛けた²¹⁾。

3 一九五六年のソ連の変動と東ドイツ

(1) 第二〇回ソ連共産党大会とSED指導部の対応

ハーリヒの改革構想が生まれた背景として、本章ではソ連共産党第二〇回大会とスターリン批判が東ドイツでどのように受け止められたのかを確認する。

一九五六年二月の第二〇回党ソ連共産党大会では従来の路線が一部変更され、東西陣営の平和共存や社会主義への移行の多様性が提示された。さらに会議直後のフルシチョフによるスターリン批判は東欧の国々に衝撃を与えた。

これに対して、東ドイツ政府は限定的にスターリン批判を受容した。例えば党第一書記のヴァルター・ウルブリヒトは党機関紙上で「スター

リンはマルクス主義の古典には数えられない」と述べている²²⁾。この後、党指導部はスターリンを神格化することは止め、一部政治犯を釈放し、粛清で排除されていた党員の党への復帰を許した²³⁾。しかし、変化はこれで打ち止めとなった。SEDはスターリン時代の政策の過ちについての議論を限定したものに留めようとしていた。

(2) 東ドイツ知識人たちの反応

第二〇回党大会に対する東ドイツの知識人たちの反応は、五つにまとめることができる。第一の特徴は、過去にまつわるタブーが打ち破られてきているという解放感である。ハーリヒと親しく、同盟の機関紙『ゾンターク』の副編集長を務めていたグスタフ・ユスト (Gustav Just、一九二二—二〇一一) は、一九五七年二月の日記で、前年夏の社内の雰囲気以下のように振り返った。

雪解けは、人を死に至らしめるような厳しい吹雪を過去のものにした様に私たちには見えた。地に花を咲かせ果実を結ばせるには、あとは長く穏やかな太陽が作用するだけでよかった。旧来の路線の代表者はあらゆる国で引退した。ウルブリヒトは演説をしなくなり記事も書かなくなった。ポ

ーランドからはいわゆるナトーリン派の批判や、ゴムウカの抑えようのない地位上昇についての報がもたらされていた²⁴⁾。



さらに一〇月二二日の『ゾンターク』

紙の記事で、筆者のユストは東ドイツの芸術家たちを女神になぞらえ、従来の芸術政策が彼女たちに「何百キロの重し」をつけてきたとした(図参照)。しかし、「最近三年間、とりわけ第二〇回党大会の後からは(…)社会のあらゆる領域で立ち足かかっていた障害物が、政治の領域では存在しなくなった」とする。⁽²⁵⁾二つの史料からは、スターリン時代に抑圧があったことを認めながらも、現在はそれを批判できるという意識と、時流が自分たちに味方しているという感覚が垣間見える。

第二の特徴は、スターリン時代の粛清の加害者に対する批判である。例えば三月二〇日、同盟のハレ県の会議では、或る参加者から「スターリンに関して言われてきたことは、単なる批判ではなく、自己批判でもある。なぜなら中央委員会の同志たちは、これを一緒にやって許容してきたのだから」との声が寄せられた。⁽²⁶⁾そしてこの半年後の九月二八日の同盟のエアフルト県会議における或る医師の発言は、より踏み込んだものになっている。

ソ連共産党の中央委員会メンバーはスターリン存命中に個人崇拜に反対しなかった。そんなことは不可能だった、そうすれば消されていただろうからと言っている。そしてニユルンベルクでは、戦争犯罪者たちが「総統」の命を実行したために処罰された。彼らも同じように弁解したのだ。従わなければ消されていたであろうからと言っている。⁽²⁷⁾

スターリンとその配下の者たちをニユルンベルク裁判での被告人の弁明になぞらえた批判は調査の限りではこれのみで、やや極端な例であろう。ただし、スターリンのテロルを批判する以上、その共犯者の罪も問

うべきという点で、二つの史料には共通性がある。

第三に、東ドイツにおける政治経済上の問題として、官僚主義への批判が噴出していることが確認できる。官僚主義という言葉は、中央の官庁や党が現場の状況を鑑みないで法律や行政指令、生産ノルマを定めることで、生産現場で困難が生じるという意味で語られている。⁽²⁸⁾そして、九月二九日、エアフルト県支部から同盟中央に送られた報告では、官僚主義が西ドイツへの人材流出をもたらしていることを警告している。

最良の理想と意図は、官僚主義化によって、まったく反対のものに転じてしまった。「…」共和国逃亡」(西ドイツへの逃亡―筆者)とその他の現象よりもひどいのは、官僚主義を前にして知識人たちの心が折れてしまっていることである。その場合は二つの可能性しかない。共和国を去るか、諦めて隠遁するからだ。⁽²⁹⁾

さらに五六年六月八、九日にシュヴェリーンとロストック行われた同盟の会議では、行き過ぎた中央集権的な東ドイツ国家の仕組みに対する改善案が論じられている。同盟の事務責任者であったクネシュケはこの会議について『ソントーク』に寄稿し、目下の問題の解決のために県や郡、市町村の議会により多くの権限を委譲することが重要だと書いている。⁽³⁰⁾スターリン批判は、様々な権限が過剰に中央政府・党に集まっている状況への批判を巻き起こし、対処策として分権化まで語られ始めたことが分かる。

第四の特徴は、東ドイツにおける司法の問題が語られたことにある。その一例が三月二一日にシュヴェリーン県で記録された或る建築関係の技術者の訴えである。

これ以上はもはや耐えられないという事態が起きた。「建築の―筆者」企画局の同僚Sはクリーヴィッツの病院を増築したために逮捕され、八か月間牢獄に入れられたのち、何も言わないまま釈放された。彼の有罪判決は報道で公にされたが、彼の釈放は公にされなかった。二人の同僚は意気阻喪して西に行ってしまった。「…」同僚Sが無罪であることが公に周知されないといけないし、同じように、本当の罪人が公表されないといけない³¹。

ここでは、法的安定性が損なわれていたことへの怒りと、かつての過ちを認めようとする体制とメディアへの不信がにじみ出ている。また、「本当の罪人」はまだどこかにいて処罰されていないと述べることは、体制に対する告発としても解釈できる。

第五番目の特徴として、東ドイツの政治経済システムそのものに対する批判を挙げることができる。たとえば、同盟のエアフルト県から送られた一〇月一九日付の報告では、二人の医師と一人の薬剤師の会話の一部が次のように記録されている。

同志スターリンの個人崇拜に関連して、実名は挙げられていないが、SED幹部たちの評判はひどく落ちている。「…」というのも彼らはスターリンを天才的政治家としてだけでなく、世界で最も偉大な野戦司令官で科学者であると褒め称えていた当の人びとだったからだ。今日、急にスターリン像を消すわけにはいかないが、スターリンの本は段々と無くなってきた。しかし、個人崇拜は今後も続けられるであろう。たとえば、保育園の子供たちが「我々

の最愛のヴィルヘルム・ピーク〔大統領―筆者〕像に投げキッスをしなければいけないと言われている。／小学五年生の子供たちはもはや教師を全く信じない。なぜなら、「明日か明後日には全く別の事を言うだろうから」³²。

ここでは、ソ連のスターリン批判が東ドイツの政治機構の問題として理解されている。つまり、問題は一人の専制的支配者ではなく、専制を可能にした構造にある。さらにこの記録には、党の云うことは朝令暮改であり、支配者をいっいち信じるだけ無駄だというシニカルな洞察が含まれており、SED支配の正当性に傷がついていることが読み取れる。

4 ハーリヒの改革構想

(1) 一九五六年のハーリヒの行動

ハーリヒは一九五六年四月一五日の『ゾントーク』に寄稿し、スターリンが打ち出した個々のテーゼ以上に、支配者の裁定が「ドグマ」になってしまう構造を検証するべきだと主張していた³³。さらにこの年の夏、ルカーチがベルリンのハーリヒ宅に客人として宿泊した。この時以降、ルカーチに倣いハーリヒも、スターリン時代に作られた体制という意味で「スターリニズム」という言葉を使うようになった³⁴。

一〇月前半にヴァイマルで開催された国際ハイネ会議では、ポーランドの知識人（マルセル・ライヒ＝ラニツキなど）と会い、ゴムウカ復権直前のポーランド統一労働者党の雰囲気伝えられた³⁵。そして一〇月後半、ハンガリーの情勢が緊迫すると、ハーリヒたちは具体的な計画を練るようになった。アウフバウ出版社と『ゾントーク』編集部は、ハーリ

ヒヤンカ、ユストたちの議論の場になった。³⁶ 彼らはウルブリヒトを退陣させて東ドイツを改革することでおおむね意見を一にしていた。さらに、ハリーヒの回想では、スターリン時代の粛清の被害者であるメルカーを党の新しい指導者に担ぐ案がヤンカから出されたという。³⁷

一〇月二五日、ハリーヒはベルリンのソ連大使プーシキンに呼び出された。大使の目的は東ドイツの知識人たちの動向を探ることにあつた。ハリーヒはこの会談前から、知人のソ連大使館の書記を通じて、社会主義陣営の課題と東ドイツの改革に関する「メモランダム」と呼ばれる構想をプーシキンに渡していた。会談はこの建白書に基づいて行われたが、ハリーヒの案はすべてプーシキンに却下された。³⁸

ハリーヒは続いて、東ドイツでは非合法組織である東ベルリンSPD東側事務局と秘密裏に接触を試みた。一月初旬に複数回SPD側に出向き、自らの考えを説明し、支援を求めている。しかしSPDから具体的な援助を引き出すことは出来なかつた。³⁹

一月二一日にはヤンカの自宅で、ハリーヒとユスト、『ゾントーク』編集長のハインツ・ツェーガー、メルカーたちが集まつた。⁴⁰ なお、この少し前の一月初旬、ハリーヒはユストから改革案を一つの文書にまとめるように勧められていた。そしてそれを党中央委員会に提出するか、機関紙の『統一』に掲載させることで党内に議論を生むことが執筆当初のハリーヒたちの狙いであつたとされる。そしてヤンカ宅の会合の翌日、一月二二日から二十五日までにハリーヒは彼の改革案の総決算である「プラットフォーム」をほぼ一人で書きあげた。⁴¹ その直後、西ドイツの知識人との連携を強めるため、彼はハンブルクに飛んだ。ここで彼は雑誌『コンスタンツェ』の編集長ハンス・フツキーや、『シュピーゲル』のジャーナリスト、ルドルフ・アウグシュタインと会つている。しかし

彼らから具体的な言質や協力は得られなかつた。⁴² そして一月二九日に帰国し、アウフバウ出版社に短時間滞在了のちに帰宅した。そしてこの時、自宅でハリーヒは逮捕された。「プラットフォーム」は公表前に差し押さえられ、ウルブリヒのもとに送られた。その一週間後の十二月六日にはヤンカが逮捕され、翌年三月、ユストとツェーガーも逮捕されることになる。

(2) 「社会主義に至るドイツの道の特殊性について」

逮捕されるまでにハリーヒは複数の改革案を書いている。一九五六年夏に、ハリーヒは「社会主義に至るドイツの道の特殊性について」(以下「特殊性」という覚書を作成した。⁴³ 東西ドイツの現状分析だけでなく、党指導部の交代を要求していることから、ソ連大使かSED指導部に提示するため作られたと推定することができる。

「特殊性」は五章から成り、東西ドイツ統一の諸条件を検討している。第一、二章では現状分析が行われ、ドイツにおける社会主義の発展に与つて有利な条件と不利な条件が記述されている。第二〇回党大会以降、西側の共産主義政党にとつて、社会民主主義者や自由主義者たちと同盟し、ブルジョア民主主義と法治国家、市民的自由を押し進めることで、社会主義を目指す戦略が可能になつた。⁴⁴ しかし、社会主義陣営に不利な条件も存在している。第一に、目下の西ドイツは好景気であり、生活水準も高く、体制危機にもなつていない。第二に、西ドイツの共産党は孤立し、全く影響力を持っていない。第三に、東ドイツが西ドイツの人々にとつて、社会主義の「心躍るような見本では全くなく、むしろ、ぞつとするような効果を出している」ことが挙げられる。⁴⁵

第三章から五章では、こうした問題を解決するための提案が述べられ

る。三章では、東ドイツが将来の全ドイツにおける社会主義化の橋頭堡であるものの、当面は東ドイツだけで社会主義への移行を完遂するべきでない⁽⁴⁷⁾と論じられる。四章ではその理由が説明される。東ドイツにおける過度な中央集権化と官僚主義化、農業政策の失敗、中間層への経済的な圧迫、知識人への思想統制、法の恣意的運用ゆえに、東ドイツとSEDは、西ドイツの大衆からの支持を期待できない⁽⁴⁸⁾。それゆえ、仮に東ドイツが前述の問題を解決しないまま社会主義への道を進んでも、ドイツ統一を困難にするだけだからである。そこで五章では、SEDがドイツ統一に向けて取るべき戦略が述べられる。党は東ドイツ内においては権力を維持し、その支配機構を手放してはならない⁽⁴⁹⁾。しかし、西ドイツの社会主義勢力が革命路線を取る必要はない。彼らは、ブルジョア民主主義における個人の自由や法治国家と言った要素を守りつつ、それをより高い次元に発展させ、「議會を通じた、労働者による平和的権力掌握」を目指すべきとされる。ドイツにおいては、二つの異なる経路で社会主義への移行が目指されることを、ハーリヒは「社会主義に至るドイツの道の特殊性」の要諦であるとす⁽⁵⁰⁾。

最後にハーリヒは、SEDが国内において権力を維持するために、党の自己批判の必要性を強調している。スターリン時代の政策の過ちを糾すための障害と化しているウルブリヒトは解任されるべきであり、恣意的な法の運用に責めを負うべき法務大臣のヒルデ・ベンヤミンと検事総長のエルンスト・メールスハイマーも罷免されるべきだとした⁽⁵¹⁾。

(3) 「メモランダム」

「メモランダム」は、五六年一〇月のプーシキンとの会談前にハーリヒが提出したものである⁽⁵²⁾。グローバルな視点から世界の社会主義運動の

課題を論じたもので、三つの章と二つの付録からなる。

第一章「世界史情勢について」では、核兵器の時代において、資本主義陣営と社会主義陣営は平和裏に経済面での競争を行って優劣を決めざるを得ないことが前提として述べられる。そして長期的に見ると、核エネルギーの利用と生産の自動化が大量失業を西側諸国にもたらし、さらに、アジア・アフリカ世界での植民地解放闘争が西側諸国の市場を奪うことで、資本主義の矛盾は先鋭化せざるを得ない⁽⁵³⁾という。

第二章「社会主義勢力の諸課題」では、こうした世界史の趨勢において、社会主義に至る経路が民族ごとに異なることを認めるべきだととして、以下のように説かれる。

各国の労働者階級は、そのために普遍的な手本などない、それぞれの特異な道を通って、当該の国と人民の国民的伝統と特殊歴史的な条件に適した自分たち独自の道を通って、社会主義へと到達しなければいけない⁽⁵⁴⁾。

こうした移行を妨げているのがスターリニズムである。第三章「スターリニズムの本質」では、スターリニズムを歴史的な淵源から説明することが試みられる。スターリニズムは個人崇拜や指導者の人格の問題としては説明できない⁽⁵⁵⁾。むしろ重要なのはスターリンが権力を握る以前のロシアがおかれていた歴史的な条件である。そもそも、革命前のロシアは「とてもなく後進的」であり、「圧倒的な農業生産国で、圧倒的多数が後進的」(…)かつ多くが識字化されていない農民の「国」であった⁽⁵⁶⁾。こうした国を革命と内戦、第二次世界大戦が見舞った。内外の敵に対抗するため、「生産は極端に中央集権化され、強力な官僚機構によって支

持され、強力でテロルを伴う警察国家によって「自らを防衛する必要が生じた」⁽⁵⁸⁾。すなわち、スターリニズムとは、「一国で社会主義を建設する理論と実践」であり、不利な形で誕生した社会主義国家を防衛するため取った必要悪であった⁽⁵⁹⁾。しかしながら、先に挙げたような悪条件は大幅に取り除かれた。第二次世界大戦後、ソ連は世界から孤立した存在ではなくなった。東欧には社会主義諸国が成立し、東アジアでも中国共産党が権力を握った。さらに、世界中の植民地では資本主義体制の宗主国に対する闘争が拡大しているからである⁽⁶⁰⁾。こうしてハーリヒは、スターリニズムを歴史的に特殊な事例であり、その発展モデルが他の民族にも「普遍的に当てはまる」わけではないと結論付ける⁽⁶¹⁾。

そして付録部分では、スターリン時代に旧KPDとSEDが犯した過ちを認めることが要求されている。特に、粛清の責任者であるウルブリヒトの解任と、粛清に関与していない政治家が政治局に入ることが求められた⁽⁶²⁾。

(4)「プラットフォーム」

「プラットフォーム」は党改革に始まり、東ドイツ改革を経て、東西ドイツ統一までを射程に入れた包括的な構想書である⁽⁶³⁾。

「プラットフォーム」は、A「党」、B「社会主義に至るドイツ特殊な道」、C「早急に取るべき措置」の三部からなる。AはSED改革を主眼としている。ハーリヒが目指しているのは、党内の民主主義を再生させることである⁽⁶⁴⁾。そのためにも必要なのは、スターリン時代の粛清を過ちとして認め、「ベリヤの一味の犯罪行為に加担した者」に相応の処分を下すことである⁽⁶⁵⁾。ハーリヒはこうした変化をスターリニズムに対する国際的な戦いの一環として位置づけた。例えば、一九四八年以降のユーゴス

ラヴィアの行動や五三年の東ドイツの六月事件、五六年のソ連共産党第二〇回大会、中国共産党第八回大会、ポーランドの政変、ハンガリーの民衆蜂起がこの戦いの一環とされる⁽⁶⁶⁾。さらに「社会主義に至るドイツ特殊な道」を承認し、西ドイツのSPDとの意思疎通を改善し、労働者運動に統一をもたらすことがSEDの課題とされた⁽⁶⁷⁾。

Bでは、東ドイツ改革と東西ドイツ統一までの道程が論じられる。ハーリヒはここで東ドイツにおける党と国家機構を可能な限り分離し、後者を分権的で議会主義的なものに組み替えることを提唱した。ただし、東ドイツでSEDは権力を握り続け、民主化の主導権を手放してはならない⁽⁶⁸⁾。分権のためには、現行の「県」を廃止し、独自の政府と議会を持つ五つの「州」の復活が提唱された⁽⁶⁹⁾。こうして、基礎自治体―州―共和国がそれぞれの議会を持ち、可能な限り下位の議会に政治経済上の決定権が移される⁽⁷⁰⁾。また選挙は「統一リスト」に基づいて行われるが、候補者の数を選出される定数よりも多くすることで、有権者に選択の機会を与える⁽⁷¹⁾。同時に企業の裁量余地と責任を増やし、経済を分権化していくことで、官僚主義の弊害を防ぐ⁽⁷²⁾。さらに、国家保安省と関連諸組織は解体され、その代りに人民警察の刑事部門に政治課を設置する。同時に人民警察は各地域の議会によって監督される。また、警察の取り調べの手続きなど、市民の権利に対する法治国家としての保障を求めている⁽⁷³⁾。

こうした改革が十分に行われ、東ドイツが全ドイツでモデルとして魅力を持った時にのみ、ドイツ統一の好機が訪れる。こうした状況下で西ドイツの連邦議会選挙でSPDが勝利した場合、SEDとSPDが協力することで、社会主義勢力が主導するドイツ統一の準備が進められる⁽⁷⁴⁾。そして、東ドイツはワルシャワ条約機構から、西ドイツはNATOから離脱し、中立化した全ドイツで選挙を行うことで統一が達成されるとい

う展望が示される。⁽⁷⁵⁾

最後のCでは、即時に党が行うべき行動が簡潔に提示されている。党は中央委員会を招集し、新しい政治局員を選出する。その後、新しい政治局が中心になって、党内の極端なスターリニストを排除し、政府を立て直す。そして新しい方針についてモスクワから許可を取り、実行に移すべきと論じられている。⁽⁷⁶⁾

(5) ハーリヒの構想の特徴

三つの構想の内容と構成の特徴は、以下四点にまとめることができる。ハーリヒの構想の第一の特徴は、社会主義陣営の優越性の確信である。ハーリヒの見通しは、たしかに楽観的であった。しかし、世界史の趨勢が自らに与しているという感覚には根拠があった。「メモランダム」で詳述されたように、グローバルな反植民地闘争とエネルギー転換、生産技術や科学技術の向上は社会主義陣営に資する可能性があった。さらに、第二〇回大会を経て、社会主義陣営の自己改革能力への信頼は一時的に高まっていた。こうした展望は、ハーリヒとアウフバウ出版社の仲間たちに共有されていた。

第二の特徴は、構想の体系的で包括的な性格である。ハーリヒは、現在の行政や司法の問題を、スターリン時代に作られた政治体制が有する問題として歴史的に説明し、同時に対処療法に留まらない改善案を提示できた。中央集権的な官僚主義の問題を軽減させるためには、地方議会や企業への権限移譲が説かれ、法の恣意的運用を防ぐためには、立法府による行政の監視が提示された。同盟のアンケートを見ると、ハーリヒと同盟の会員たちは、官僚主義批判と法治国家の要求を共有していたことがわかる。⁽⁷⁷⁾ こうした意味で、ハーリヒは同時代の東ドイツ知識人をあ

る程度代表する思想の持ち主であったと言える。

第三の特徴は、彼が終始一貫して「上から」の改革を企図していたことである。改革の主体はSEDであった。「メモランダム」はソ連大使プーシキンに提出され、「プラットフォーム」は党中央委員会に提示する予定であった。三つの構想はすべて、基本的には党がすべきことを説いている。ハーリヒは「民主化」を語りながらも、それはあくまで「レーニン主義的な規範」を復活させた民主集中制の党を前提にしていた。⁽⁷⁸⁾

第四の特徴として、ハーリヒが「普遍」に対して「特殊」を強調したことが挙げられる。これまで見てきたように、ハーリヒの三つの覚書では、ドイツ国民が社会主義に向かう道の「特殊(性)」が度々強調されている。彼にとつて社会主義とはすべての民族がいずれ到達できる一種の普遍として理解されている。しかし、その社会主義に至るには、どの時代のどの民族にも普遍的に当てはまる経路は存在しない。むしろ、各民族はそれぞれの特異性を通じて普遍に達するという道筋が、彼の構想の中では描かれたのである。

5 おわりに

ハーリヒの改革構想は一九五六年の東ドイツにおいて知識人たちが提起した問題と密接に繋がっていた。「特殊性」と「メモランダム」、「プラットフォーム」は、五六年のソ連・東欧圏の激動を経験した東ドイツの知識人たちと、とりわけ官僚主義や法治国家の問題に関して、解釈の枠組みと文脈を共有するものであった。しかし、こうした問題を歴史的に説明できる政治経済構造として批判し、体系的な解決策を提示できたことは、ハーリヒ独自の構想力として評価できる。

そして彼の最大の独自性は、スターリニズムの克服と社会主義的ドイツ統一への道程を、普遍に至る特殊な道として論じたことにある。スターリニズムとは、一国で社会主義を建設するという条件下で生じたロシア・ソヴェト特殊で固有の体制であった。この体制は一定の時代と地域状況によって正当化され得た。しかし、その特殊な体制があたかも普遍的なモデルのように振る舞い、他の民族の特殊性を抑圧することをハーリヒは批判したのである。

本稿は、一九五六年の改革派の社会主義者として、そしてスターリニズムの批判者としての側面に焦点を当てて、ハーリヒの思想を論じてきた。この成果を踏まえつつも、今後はハーリヒのナショナリズムにも光を当てて必要がある。ハーリヒの一貫した「上からの」改革志向や、普遍的なものに対して特殊を重視する姿勢は、後のバロウやハーヴェマンのような民主化運動の担い手の系譜だけでなく、彼の自称した「ナショナル・コミュニズム」が生まれたヴァイマル時代の反民主主義思想の系譜にも接続しうるからである。⁽¹⁹⁾

注

- (1) 事件の概要については、Vgl. Sven Sieber, *Walter Janka und Wolfgang Harich. Zwei DDR-Intellektuelle im Konflikt mit der Macht*, Berlin 2008, S.4 und 108-118.
- (2) 冷戦期の研究史については以下を参照。Alexander Amberger, „Der konstruierte Dissident. Wolfgang Harich und seine Rolle als Oppositioneller“, in: *hefte zur ddr-geschichte*, H.127(2011), S.5-31. なお、冷戦期の日本では東ドイツ政府の公式見解が紹介されるに留まっていた。参照、上杉重二郎「東ドイツの知識人と修正主義——ハーリヒ事件(上)」

『思想』、四五二号(一九六二年)、六〇-七〇頁；同(下)、四五三号(一九六二年)、七二-八三頁。

- (3) Vgl. Wolfgang Harich, *Keine Schwierigkeiten mit der Wahrheit. Zur national-kommunistischen Opposition 1956 in der DDR*, Berlin 1993, S.86-90; Siegfried Prokop, *Ich bin zu früh geboren. Auf den Spuren Wolfgang Harichs*, Berlin 1997; Thomas Grimm (Hrsg.), *Ahnepuß. Versuch einer Autobiographie*, Berlin 1999; Walter Janka, *Schwierigkeiten mit der Wahrheit*, Berlin 1990 (=『沈黙は嘘——暴露された東独スターリン主義』林巧三訳、平凡社一九九〇年)；Ders., *Spuren eines Lebens*, Berlin 1992；Günter Netzeband (Hrsg.), *Die Unterwerfung. Eine Kriminalgeschichte aus der Nachkriegszeit*, München / Wien 1994. また、九〇年代に刊行された主要な研究としては次のものが挙げられる。 Bernd Florath, „Rückantworten der „Hauptverwaltung Ewige Wahrheiten“, in: *utopie kreativ*, H.47/48(1994), S.58-73; Thomas Fetzer, „Bewertung der Plattform 1956“, in: Siegfried Prokop (Hrsg.), *Ein Streiter für Deutschland. Auseinandersetzung mit Wolfgang Harich*, Berlin 1996, S.181-204; Jochen Černý, „Einführung zu Wolfgang Harichs Programm für einen besonderen deutschen Weg zum Sozialismus (1956)“, in: *utopie kreativ*, H.78(1997), S.50-52.
- (4) Vgl. Werner Mittenzwei, *Die intellektuellen. Literatur und Politik in Ostdeutschland 1945-2000*, Berlin 2003; Ders., „Im Aufbau Verlag oder „Harich dürstet nach großen Talenten“, in: Stefan Dornuf / Reinhard Pirsich (Hrsg.), *Wolfgang Harich zum Gedächtnis. Eine Gedenkschrift in zwei Bänden*, Bd.1, München 2003, S.211-243; Andreas Heyer, „Wolfgang Harichs Demokratiekonzeption aus dem Jahr 1956. Demokratische Grundrechte, bürgerliche Werte und sozialistische Orientierung“, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*,

H 6(2007), S.529-550.

- (5) プロコップは一九五六年の東ドイツが、ポーランドやハンガリーの影響を受け、ソ連型とは異なる社会主義を作り出す岐路に立っていたと云々。Vgl. Siegfried Prokop, 1956 – DDR am Scheideweg. *Opposition und neue Konzepte der Intelligenz*, Berlin 2006, S.16.; Ders. *Intellektuelle. In den*

Wirren der Nachkriegszeit. Die soziale Schicht der Intelligenz. Teil II, 1956-1965, Berlin 2011, S.277-287. ただプロコップは権力に対する知識人の影響力を過大に評価している。むしろヘルツベルクが指摘するよう「社会主義知識人の体制内改革の試みがすべて国家への反逆として捉えられるようになった転換点として、この年は重要性を持っていると云々」云々。Vgl. Guntolf Herzberg, *Anpassung und Aufbegehren. Die Intelligenz der DDR in den Krisenjahren 1956/58*, Berlin 2006. また「同時期のハンガリーの哲学者ルカーチの影響も論じられている。Vgl. Siegfried, Prokop, „Ulbricht wird aus Moskau ferngelenkt, Harich aus Budapest“. Der ungarische Einfluss auf die intellektuelle Opposition in der DDR im Jahre 1956“, in: *Deutschland Archiv*, 39, H.5(2006), S.833-841.

- (6) Vgl. Eirhart Neubert, „Systemgegenschaft und systemimmanente Opposition – ein Paradigmenwechsel 1956?“, in: Roger Engelmann / Thomas Großbötting / Hermann Wenker (Hrsg.), *Kommunismus in der Krise. Die Entstehung / Herrschaft 1956 und die Folgen*, Göttingen 2008, S.348-361.; Alexander Amberger, *Bahro – Harich – Havemann. Marxistische Systemkritik und politische Utopia in der DDR*, Paderborn 2014; Guntolf Herzberg, „Rudolf Bahro und Robert Havemann“, in: Bernd Florath (Hrsg.), *Annäherungen an Robert Havemann. Biografische Studien und Dokumente*, Göttingen 2016, S.283-304. ノンベルガーが指摘しているように、ハーリヒのエコロジイ思想はロー

マクラブの「成長の限界（一九七二年）」の発表を踏まえており、科学技術や生産力の増大に信を置いた五〇年代の思想とは断絶がある。五六年のハーリヒの思想は、のちのエコロジイ思想家の前身としてではなく、ある程度独立したものであるとして扱う必要がある。

- (7) 「ドイツの民主的刷新のための文化同盟」は、一九四五年に設立された知識人の結社である。会員には芸術家や作家、研究者だけでなく都市に住む事務職や医師、技術者などの専門職が含まれ、同盟はかつての教養市民層の文化交流機関として機能していた。会員数は五五年で一六万七八九六人だった。同盟はしばしば政治問題に関するアンケートを実施しており、その史料はベルリンのドイツ連邦図書館「東ドイツ政党大衆組織財団」(Bundesarchiv Berlin, Stiftung der Parteien und Massenorganisationen der DDR (以下「BArch, SAPMO」))に収められている。本論では同盟が五六年に複数回、各県支部で行ったアンケートや会議結果についての報告を利用した。加えて、五六年五月に行われたアンケートを同盟指導部がまとめた史料が、プロコップの著作で公開されている。„Enquete über die Lage der Intelligenz der DDR vom 19. Mai 1956“, in: Prokop, 1956, S. 313-326. ただしこの記録は発言者や時期、場所などがしばしば省略されているため、補足的な利用に留める。また、本稿では文化同盟の会員を便宜的に「知識人」と表記するが、発言者は可能な限り職業や地域を記載して利用する。会員数と会員の社会的構成については以下を参照。Gerd Dietrich, „Kulturbund“, in: Gerd-Rüdiger Stephan et al. (Hrsg.), *Die Parteien und Organisationen der DDR: ein Handbuch*, Berlin 2002, S.530-559. Hier S.559.
- (8) 父親については、Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S. 9’ 母親の影響については、Ebd., S.12’ キムナムナムについては、Ebd., S.14-15. を参照。

- (9) Vgl. Ebd., S.18.
- (10) 参照、ヴォルフガング・シヴェルプシュ『ベルリン文化戦争——一九四五〜一九四八／鉄のカーテンが閉じるまで』福本義憲訳、(法政大学出版会、二〇〇〇年)、六三頁。
- (11) Vgl. Sieber, *Walter Janka und Wolfgang Harich*, S.30.
- (12) Vgl. Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S. 19 und 33. また、ヴォルフガング・レオンハルト『戦慄の共産主義——ソ連・東独からの脱出』高橋正雄／渡辺文太郎訳、月間ペン社、一九七五年)、二八一・二八六頁も参照。
- (13) Vgl. Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S.59.
- (14) 参照、北村実「ハリーヒとルカーチ」、『社会科科学討究』四三号(一九九七年)、一六一・一八七頁、特に一六四・一六五頁。
- (15) 戦後の東ドイツ・ポーランド国境とされたオーダー・ナイゼ線への反対は、Vgl. Harich, *Keine Schwierigkeiten*, S.8-10. また西ドイツの西欧統合と「タベの国(アーベントラント)」思想がドイツの一体性を毀損すると批判した論説も参照。Harich, „Abendland oder nationale Souveränität? Der Kosmopolitismus – eine tödliche Gefahr für das deutsche Volk (November 1949)“, in: Harich, *Frühe Schriften: Teilband 3: Der Weg zu einem modernen Marxismus (Schriften Aus Dem Nachlass Wolfgang Harichs)*, Baden-Baden 2018, S. 1314-1327.
- (16) Vgl. Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S.307.
- (17) 党はヘーゲルを「フランス革命に対する貴族的反動」と位置づけ、その重要性を認めなかった。対して、ハリーヒはヘーゲル哲学が一九世紀前半に有していた進歩的な要素を認め、ドイツの国民的な文化遺産として批判的に受け継ぐべきだと論陣を張った。Vgl. Harich, „He-
- gel-Denkschrift von Wolfgang Harich“, in: Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S.195-222.
- (18) Vgl. Ebd., S.68.
- (19) Vgl. Ebd., S.68-69.
- (20) Vgl. Harich, „Vorschläge zur Verbesserung der Presse in der DDR“, in: Ebd., S. 224-242.
- (21) Vgl. Ders., *Keine Schwierigkeiten*, S.23.
- (22) Walter Ulbricht, „Über den XX. Parteitag der Kommunistischen Partei der Sowjetunion“, in: *Neues Deutschland* vom 4.3.1956.
- (23) 党大会直後に東ドイツ国内では政治犯二万五〇〇〇人が刑期満了前に釈放された。Vgl. Hermann Weber, „Eine Zeit der Probleme und des Übergangs. Die DDR im Jahr 1957“, in: Alexander Galus / Werner Müller (Hrsg.), *Sonde 1957. Ein Jahr als symbolische Zäsur für Wandlungsprozesse im geteilten Deutschland*, Berlin 2010, S.29-53, hier S.42-43. さらに「社会主義に至るドイツ特殊な道」を提唱していた党の幹部アントン・アッカーマンの名誉回復が七月に行われた。加えて、投獄されていた党の幹部パウエル・メルカーが一月に釈放され、七月に名誉回復措置が取られた。
- (24) Gustav Just, *Zenke in eigener Sache*, Frankfurt a. M. 1990, S.75. ナトーリ派はポーランド統一労働者党の守旧派を指す。参照、伊東孝之／井内敏夫／中井和夫編『新版世界各国史二〇——ポーランド・ウクライナ・バルト史』(山川出版社、一九九八年)、三七六頁。
- (25) Gustav Just, „Die bitterstrengen Musenhüter oder über die Einseitigkeit gewissens Kunst doktrin“, in: *Sonntag* vom 21. 10. 1956.
- (26) Barch, SAPMO, DY27 3016 „Protokoll der außerordentlichen Bezirkslei-

- ungsetzung vom 20.3.1956“, ページ番号なし、発言者は確認できなかった。
- (27) Barck, SAPMO, DY27 7531, „Erfurt Bericht 28/9.56“, ページ番号なし。
- (28) 例えば、現実離れた低すぎる不良率の設定に対して、ロイターズ・ドルフの綿工場の技師二名から苦情が訴えられた。Vgl. „Enquete“, in: Prokop, 1956, S. 318.
- (29) Barck, SAPMO, DY27 7531, „Brief an Koll. Schulmeister v.29.9.56“, ページ番号なし。
- (30) Vgl. Karl Kriesche, „Mehr Verantwortung nach unten“, in: *Sonntag*, vom 1.7.1956.
- (31) Barck, SAPMO, DY27 7531, „Bez. Schwerin. Stichwort: Gesetzlichkeit“, ページ番号なし。下線原文ママ。
- (32) Ebd., „Bez. Erfurt. Bericht Langensalza, 19.10.56“, ページ番号なし。
- (33) Vgl. Harich, „Hemmnisse des schöpferischen Marxismus (*Sonntag* vom 15.4.1956)“, in: *Frühhe Schriften*, S. 2109-2116.
- (34) Vgl. Grimm, *Altenpaß*, S.264.
- (35) Vgl. Prokop, 1956, S.137-138.
- (36) Vgl. Harich, *Keine Schwierigkeiten*, S.47-48.
- (37) Vgl. Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S.92.
- (38) Vgl. Harich, *Keine Schwierigkeiten*, S.43-46.
- (39) Vgl. Ebd., S.72-75。ロドリゴの接触はハーリヒの独断で行われ、ヤンカやトーストはロドリゴを知らなかつた。
- (40) Vgl. Harich, *Keine Schwierigkeiten*, S.61.; Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S.98. ただし、メルカーは計画への態度を明確にしなかつたとされる。
- (41) Vgl. Prokop, 1956, S.157.
- (42) Vgl. Herzberg, *Anpassung und Aufbegehren*, S.491. ただし経済改革については、ハーリヒと交流のあった党員のメルンホルト・シユタインベルガーが後から加筆している。Vgl. Prokop, 1956, S. 184-192.
- (43) Vgl. Harich, *Keine Schwierigkeiten*, S.80-82; Prokop, 1956, S.192-207.
- (44) この史料は、Harich, „Über die Besonderheiten des deutschen Wegs zum Sozialismus“, in: *utopie kreativ*, H.78(1997), S.53-66 に掲載されている。タイプ用紙一三頁半の短い覚書で、史料を発見したチェルニーはこの覚書の成立を五六年七月ごろと推定している。Vgl. Černý, „Einführung“.
- (45) Vgl. Harich, „Über die Besonderheiten“, S. 55.
- (46) Ebd.
- (47) Vgl. Ebd., S.56.
- (48) Vgl. Ebd., S.57-58.
- (49) Vgl. Ebd., S.60.
- (50) Ebd.
- (51) Ebd.
- (52) Vgl. Ebd., S.61-62 und 65.
- (53) ハーリヒは回想で五五年に最初の草稿が完成したと述べているが、その草稿は残っていない。現在残っているテキストの成立時期について、著作集の編集者ハイアーは五六年春、ヘルツベルクは五六年初夏と推測している。Vgl. Prokop, *Ich bin zu früh geboren*, S. 291; Herzberg, *Anpassung und Aufbegehren*, S.491.; Harich, „Memorandum (Frühjahr 1956“ in: Harich, *Schriften zur Politik (Schriften aus dem Nachlass Wolfgang Harichs 15)*, Baden-Baden 2021, S.179-218. 「メモランダム」は五六年春からプーシキンとの対談までに何回か書き直されたと考えられる。現

に残っているものは、タイプ用紙二七枚で書かれたものである。本論は著作集のテキストに依拠している。

- (54) Vgl. Ebd., S. 179-193.
- (55) Ebd., S. 197.
- (56) Vgl. Ebd., S. 205.
- (57) Vgl. Ebd., S. 208.
- (58) Vgl. Ebd.
- (59) Vgl. Ebd., S. 207.
- (60) Vgl. Ebd., S. 205-206.
- (61) Ebd., S. 212.
- (62) 付録二はそれぞれ著作集に収められていない。Harich, „Die Hauptfehler in der Politik der SED (1956)“, in: *Schriften zur Politik*, S. 218-222. 二二〇目の付録では、ハーリヒは東ドイツとポーランドの国境線を再度変更し、一部の「東方領土」を東ドイツに返還することを提案していた。Ders., „Zur Frage der Grenzregelung (1956)“, in: Ebd., S. 222-225.
- (63) この建白書は、ハーリヒの自伝で「社会主義に至るドイツ特殊な道のためのフラットフォーム（出発点）」というタイトルで初めて公開された。Harich, *Keine Schwierigkeiten*, S. 111-160. しかし、本論では連邦文書館のウルブリヒト・ビュローに残っている⁵⁶⁾ Harich, SAPMO, DY30 3372, Bl. 274-306の原典を参照した。これはハーリヒ逮捕時に押収されたもので、タイプ用紙三三枚の論考である。以下で引用先を示す場合はこの史料のページ数を示す。
- (64) Vgl. Harich, SAPMO, DY30 3372, Bl. 274.
- (65) Ebd., Bl. 276.
- (66) Vgl. Ebd., Bl. 282.
- (67) Vgl. Ebd., Bl. 287-288.
- (68) Vgl. Ebd., Bl. 292.
- (69) Vgl. Ebd., Bl. 292-293.
- (70) Vgl. Ebd., Bl. 293.
- (71) Vgl. Ebd.
- (72) Vgl. Ebd.
- (73) Vgl. Ebd., Bl. 299-300.
- (74) Vgl. Ebd., Bl. 303.
- (75) Vgl. Ebd., Bl. 305-309. なお、本論で扱った三つの論考では、一九五二年の「ドイツ統一に関する覚書」（いわゆる「スターリン・ノート」）に関する言及は全くなかった。
- (76) Vgl. Ebd., Bl. 306.
- (77) ハーリヒの主張は、一九五三年六月九日に宣言されたSEDの政策転換（「新コース」）を完遂することを訴え、法的安定性を求めている点で、五三年の六月事件前後の知識人たちの要求を一部受け継いでいた。この時期の知識人たちの要求については、伊豆田俊輔「東ドイツ一九五三年「六月一七日」と知識人たち―文化同盟の改革運動を中心に」、『ドイツ研究』四九巻（二〇一五年）、一一一―一三四頁を参照。ただし、五三年には知識人たちは文化同盟を通じて結束して行動することで党指導部と妥協し、体制内改革が上手く進んだ点で、五六年とは異なる帰結に至った。
- (78) Vgl. Ebd., Bl. 274.
- (79) 民族的色彩の強い共産主義思想としての「ナショナル・コミュニズム」や「ナショナル・ボリシェヴィズム」との比較検討も、今後の検討課題になるだろう。クルト・ゾントハイマー『ワイマール共和国

の政治思想』河島幸夫／脇圭平訳（ミネルヴァ書房、一九七〇年）、
一二六・一二九頁、参照。

（いづた しゅんすけ・獨協大学准教授）

ドイツ難民運動の論拠としての欧州アイデンティティ

——ヘルベルト・チャヤとその後継世代を中心に——

今野 元

1 ドイツ難民運動への注目

——欧州統合の多角的理解のために——

かつて欧州統合研究は神学のようなものであった。それは研究対象への信仰告白になっていたのである。欧州アイデンティティを掲げて主権国家の割拠を克服するというプロジェクトが、研究者を魅了したのであった。ドイツ統一直後にはこんな発言もあった。「ドイツ、あるいはヨーロッパの諸大国が「ヨーロッパの中に解消する」プロセスは、まだ予見しうる未来の日程には入っていない。しかしドイツの歴史はまた——よくみれば他の国の歴史もそうであろう——「国民意識」や「国家意識」というものも、固定的に、もはや動かないものとしてとらえられてはならないことを教えている。これが救いである¹⁾」。だが予てから筆者は、ナショナル・アイデンティティを悪とし、欧州アイデンティティを善とする固定観念が視野狭窄を生む傾向を問題視し、次のような点に注目してきた。(一) 欧州統合は戦勝国の利益追求を一つの動機として始まったということ。欧州石炭鉄鋼共同体に先立つ国際ルール序は、西独の早

期建国に消極的なフランスを懐柔するために、その提案を米英が飲んだもので、アデナウアーはデモンタージュ緩和などの見返りも期待したが、社会民主党(SPD)は経済主権侵害として反対だったのである²⁾。

ドイツ史を「普遍的価値」で診断するというのなら、いまのドイツ連邦共和国が欧州指導国になるのは歓迎してもよさそうだが、ドイツが連合国(UN・世にいう「国際連合」)安全保障理事会の常任理事国になるうとすれば、周辺国の反撥が止まらない。仏アナル派の歴史人口学者エマニュエル・トッドは、イギリスのEU離脱論を擁護して曰く「早い話、自分のことを言わせてもらえば、自分の属するネイションの自律性の消滅の危機に直面している一フランス人として、もしドイツの覇権がアメリカの覇権か、どちらかを選べといわれたら、私は躊躇なくアメリカの覇権を選ぶよ。私にしてそうなのだから、イギリス人の場合、どちらを選ぶかなんて分かりきっている³⁾」。西欧中心の欧州は善で、ドイツ中心の欧州が悪だというのは、単なる英仏人の民族エゴイズムであり、ドイツ人差別である。(二) 欧州アイデンティティはドイツの自己主張の手段にもなるということ。ドイツは自国批判に慣れており、ドイツの

国益を直接訴えても受け入れられないことがよく分かっていて、欧州統合こそ結果的にはドイツのためになると信じる者が多い。英仏にも自国批判の契機がないわけではないが、いまも「ブリタンニアよ、大波を支配せよ」、「ブリトン人は決して奴隷にならない」と歌い、対独敵愾心を煽る国歌を用い続けている。英仏には欧州統合による主権抛棄は耐え難いので、統合の度合が高まると動きが鈍り、欧州統合を高唱するドイツに後れを取る。一九五〇年、フランスは自国政治家が構想した欧州防衛協同体系を拒否した。二〇〇〇年五月二日、ベルリン大学でヨシユカ・フィッシャー独外相が「欧州連邦」構想を出した時、ジャン・ピエール・シュヴェーヌマン仏内相は「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」の再建かと反撥した。イギリスは本当にEU離脱まで実行した。(三) EUは「普遍的価値」に基づく理念共同体だというのは建前であり、また理念協同体は開放的で公正だという発想は早計だということ。確かにシリア難民問題のように、理念が先行して政治を方向付けることも、短期的にはあるが、難民問題のその後の展開や、トルコのEU加盟の難航、EUと中華人民共和国との友好、コロナ危機での国境閉鎖などを見ると、理念が欧州の政治家や民衆の心を実際どれだけ捉えているのかは疑問に思えてくる。また理念共同体の構想、例えばユルゲン・ハーバーマスの *Verfassungspatriotismus* というのも一種の同質化論で、そこから排除される者を生む。民族のようなエスニックな共同体とは違い、「普遍的価値」の共同体には誰でも参加できると思うのは、その理念の正しさを疑わない信奉者の自己中心主義である。仏露革命では、その理念に同意しない人々は虐殺や追放の対象となった。国籍取得試験や世俗主義体制を巡る論争が示すように、いま「普遍的価値」(ここでは男女あるいは性的志向による平等、政教分離)は移民を選別する基準ともなっている。かの

「ドイツ特有の道」批判が示すように、米英仏は、絶対王政、植民地支配、先住民駆逐を交えた歴史を辿っても、自由と民主主義の母国として肯定的先入観で見られ、ドイツやロシア、あるいは一部の東欧諸国は、否定的先入観で見られてきたのである。(四) 欧州アイデンティティは包含の論理のみならず排除の論理にもなりうる。欧州統合とは、世界史で別格の地位を占めてきたという欧州人の特権意識を抜きにしては考えられないものであり、そのアイデンティティ形成の手法は、かつてナシヨナリストが自国、自民族の栄光を謳い上げたのと本質的には変わらない。「アジア的価値」を許容しない現代世界で、歴史的つながりのない「普遍的価値」を共通基盤に、アジア諸国民が「東アジア共同体」を構成するのが難しいのはこのためである。

欧州統合について多角的再検討が必要ではないか——こう筆者が思っていた矢先、遠藤乾主宰の共同研究「複数のヨーロッパ」で、板橋拓己が「黒いヨーロッパ」という問題設定を行った。これは西洋の再生を掲げて欧州統合を提唱した西独初期のキリスト教保守派を扱った研究で、ヴァネッサ・コンツェらの影響を受けている。板橋曰く「ヨーロッパ統合の歴史は、単線的な進歩主義史観のみでは捉えきれない。「正史」のみに寄りかかっていたのでは、いかなる政治力学、あるいは政治理念から、ヨーロッパ統合というプロジェクトが歴史的に支えられてきたかを説明することはできないのである」⁴。この話題には、筆者も思い当たる節があった。修士論文を準備していた頃、筆者はアデナウアーや初期ブランドトら西独政治家の反東方姿勢、彼らが西洋の再生を唱えていた事実⁵に注目した。当時の筆者はこの着想を形にできなかったが、のちにドイツ近現代史研究で様々な生かした。

本論が扱うドイツ難民運動⁵は、これまで欧州統合との関連では登場

しない主体だった。この運動は、二〇世紀の敗戦で戦勝国に併合された地域のドイツ系住民が、故郷を追われて避難先のドイツ連邦共和国で展開したものである。この運動を担う「被追放民同盟」(Bund der Vertriebenen)は、西プロイセン、東プロイセン、シュレージエン、ズデーテン、バルト海地域など、出身地ごとに結成された同郷団が結集したものである。このドイツ難民運動については、本文でこのあと引用する『シユピーゲル』記事などが示すように、ナシヨナリズムの強硬な主張者、東欧諸国への報復を唱える平和の攪乱者という否定的イメージが先行してきた。その背景には、ドイツ人集団罪責論に基づき、ドイツ東部領土喪失をNS体制の侵略に対する当然の報いとする道義的相殺論があった。よって輝かしい営みとされた欧州統合の叙述に、被追放民同盟が出てこないのは自然な成り行きである。こうした白黒図式は、ブランド政権の新東方政策の帰結として拡大し、最近の研究にも痕跡を残している。⁶⁾

さて筆者は、二〇一二年五月二六・二七日にニュルンベルクで行われた「ズデーテン＝ドイツ人大会」を見学した。バイエルンには敗戦時、「ズデーテン＝ドイツ人」と総称されたドイツ系住民がチェコスロヴァキアから多く流入し、近年では当事者あるいはその子孫(SDJ)がアウクスブルクかニュルンベルクで毎年聖霊降臨祭にズデーテン＝ドイツ人大会を開催している。同大会はバイエルン州政府の支援を受け、バイエルン首相ホルスト・ゼーホーフアー(CSU)、労働・社会秩序・家族・女性大臣クリスティーネ・ハーデルトハウアー(CSU)、バイエルンの司教たちも臨席し、州の公式行事のような有様であった。ベルリンの連邦政府からも連邦内務省政務次官クリストフ・ベルクナーが祝辞を持参し、会場にはSPDのブースもあった。広大なホールには、民俗

衣装を着た人々がズデーテン各地域の旗を掲げて入場してきた。その模様はバイエルンではテレビで一部放送され、幹部のインタヴューも流れた。五〇代ほどのある男性参加者によれば、昔は以上に多くの人を集め、領土回復の要求なども提起されたが、最近では追放を体験した世代も減り、より平和友好的な雰囲気になっている、ただ参加者は、故郷を追放された痛みを分かちて欲しいと思っているのだという。

ズデーテン＝ドイツ人大会で印象的だったのは、欧州統合への期待が盛んに語られていたことだった。いまのドイツで欧州統合を謳歌するのは日常茶飯事だとはいえ、ナシヨナリズム団体でそれが聞かれるというのは、一般には意外に思われることだろう。大会では、冷戦終焉やEU東方拡大でドイツ人難民もかつての故郷を訪問できるようになり、チェキア系現住民との交流も進んでいるとして、その映像が流された。筆者はこうした光景を見て、ドイツ難民運動と欧州統合との関係を問うという課題設定を思いついた。

ここで筆者はクリスティーネ・マリア・チャヤという婦人に出会った。ブランド新東方政策の雄弁な批判者だった被追放民同盟議長、西独政治家ヘルベルト・チャヤの娘である。チャヤの著作には一九六〇年代以降の発言が掲載されているが、そこには欧州統合の話題が多く含まれている。そこで本論では、このチャヤやその後継者の軌跡を辿り、ドイツ難民運動が欧州アイデンティティを論拠としていかに用いたかを見ていくことにする。⁸⁾

2 エステルライヒ領シュレージエンからの出発

一九一四年一月五日、ヘルベルト・チャヤはエステルライヒ領シ

ユレージエン（正式名称は「オーバー・ニードーシュレージエン公国」で、首都はトロップ）の一都市テツシエン（ポーランド語でチェシン、チェキア語でチェスキー・チェシーン）で生まれた。チャヤ家は、家名はポーランド風だが、ドイツ系カトリックという自己認識を有していた。父アルベルト・クレメンス・チャヤはスコチャウ（ポーランド語でスコチュフ、チェキア語でスコチヨフ）で公証人をしており、事務所ではドイツ語、ポーランド語、チェキア語を用い、印鑑も三言語だった。アルベルトは一九三二年に失明のため失職し、家族は困窮することになる。母アロイジアは旧姓をスメカルという。第一次世界戦後にポーランド・チェコスロヴァキア戦争が勃発すると、旧奥領シュレージエンは両国で分割されることとなった。チャヤ家は奥国籍を喪失し、民族帰属はドイツ人、国籍はポーランドとなった。ポーランドやチェコスロヴァキアでは、ドイツ系少数派の権利は脅かされていたが、父アルベルトはスコチャウで全住民の四分の一を占めるドイツ系住民の代表者を務めた。^⑨

チャヤは故郷で、ポーランド政府とドイツ系少数派との対立を目の当たりにした。彼はスコチャウのドイツ系小学校に通学後、ビーリツの国立ドイツ系ギムナジウムに通学した。この学校は、東シュレージエンで唯一のドイツ語系学校で、ポーランド語は第一外語として扱われていた。チャヤによれば、ここではカトリック、プロテスタント、ユダヤ教徒が共存し、ドイツ人の校長は国民社会主義ドイツ労働者党（NSDAP）の批判者だった。ただこの学校は、政府のポーランド化政策に晒されていた。チャヤは一九三三年、この学校で大学入学資格を独波両言語で取得した。^⑩

一九三三年から一九三七年まで、チャヤはポーランド領のクラクフ・

ヤゲウォ大学でドイツ学、歴史学、哲学を学んだ。当初の研究課題はアルベルトウス・マグヌス及びトマス・アクイナスだったが、ポーランドにおけるドイツ系住民保護を意識していたチャヤは、教育学部で地元文筆家を扱った論文「パウル・ラマチュ・フォン・ヴァルネミュンデ——テツシエン地区シュレージエンの文学史に関する論考」を書き、修士号及び教員国家免許を取得した。彼はこの頃、「ドイツ・キリスト教人民党」（ドイツ・カトリック人民党の後身）に参加し、キリスト教保守派の立場からNSDAPに反対し、身分制・職能制国家を志向した。^⑪

一九三七年から一九三八年まで、チャヤはヴァイン大学で博士論文の準備をした。彼は、折りからの独波文化交流の枠内で、ベルリン大学に通学することも考えたが、NSDAP関係団体の推薦がないため拒否された。彼はヴァインでカトリック系学術サークル「ロゴス」に、また非NSDAP系のドイツ系少数派支援団体「欧州の国民的充足のためのドイツ連盟ヴァイン支部」に参加した。だが一九三八年の独奥合邦で両団体とも解散となり、彼は一九三九年五月二日、帰還したクラクフ大学で博士号を取得した（論題「シュテファン・ゲオルゲの自律的人間のための闘い」）。博士号指導教官はポーランド人ドイツ学者のアダム・クレチコフスキ教授である。のち彼は、ガリツィアのギムナジウムで教師をしたり、クラクフ大学で助手（ドイツ学）をしたりして、教授資格論文の準備に入った。^⑫

だが一九三九年九月、大ドイツ帝国及びソヴィエト連邦はポーランドを分割占領し、チャヤの居住地は前者に編入された。大学は閉鎖され、教官たちは逮捕された。一九四〇年、チャヤはザコパネのドイツ系ギムナジウムの補助教員となり、更に一九四一年にプシエミシルに転任となる。ところがここで、彼は一九四一年頃ポーランド人、ユダヤ人の救

済を図つたと告発され、叛逆罪の嫌疑で収監された。彼は叛逆罪になるのを回避するために国防軍への志願を余儀なくされ、一九四二年から一九四五年まで東部戦線に出征するが、重傷を負つて右目を喪失した。一九四五年、彼はハルツ地方の野戦病院にいるところを米軍の俘虜となり、米俘虜収容所に収監された¹³⁾。

一九四五年秋、チャヤはシュレージエンに戻つたが、そこで直面したのは、ドイツの侵攻・占領を経て一層激しさを増したポーランド人によるドイツ系少数民族派住民への攻撃であつた。チャヤはクラクフ大学でクレコフスキ教授により後任に指名されたが、教授就任のためにはポーランド国籍を選択するとの宣言が形式上必要で、チャヤはこれを拒否した。一九四六年、チャヤはシュトゥットガルトへの移住を余儀なくされた。この時、両親は現地に留まつたが、間もなく母はドイツ人としてテッシエンで拘禁され、釈放後スコチャウで死去した。父もスコチャウで死去した¹⁴⁾。

3 ミソ冷戦の時代

—— 欧州の名におけるドイツ難民運動の攻勢 ——

ドイツ東部の喪失は、残部ドイツの東西分断と同じく、米ソ冷戦の産物である。ソヴィエト連邦及びポーランド親ソ政府（ルブリン政府）は、ドイツ東部を分割占領した。ポーランドがドイツ東部を獲得したのは、ポーランドがカーゾン線以東の広大な領土をソヴィエトに割譲するのに伴う補償のためだつた。米英は、オーデル川までのポーランドの西漸には同意したが、予想される強制移住者が多くなることを理由に、ナイセ川までの西漸には難色を示した。ソヴィエト軍の侵攻に際し、

戦火を避けるドイツ人避難民が発生し、戦闘終結で彼らの一部は帰郷しようとしたが、占領するソヴィエト軍兵士やポーランド人によるドイツ系住民への迫害あるいは強制移住措置によつて、（再び）故郷を離れてドイツ中部・西部を目指す難民が発生した。米英はその後、オーデル・ナイセ線が暫定国境であることを繰り返し主張し、その改定論を提起した。冷戦が激化する中で、ソヴィエト、ポーランドによる「行政」(administration) は既成事実化し、事実上の領有になつていった¹⁵⁾。

故郷を追われた数百万のドイツ人難民には多数の死者が出たが、生き残つた者は残部ドイツに辿りついた。残部ドイツの住民は難民支援に乗り出したが、難民側には自分たちは先住民から冷遇されているという「冷たい故郷」論が絶えなかつた。ソヴィエト占領地区、のちのドイツ民主共和国では、ドイツ人難民問題を公に取り上げることに禁止され、ドイツ人難民は組織化が許されなかつた。当初は「移住者」(Umsiedler) とごう（事務的な）表現が導入されたが、やがてこれも使用が停止された¹⁶⁾。米英仏占領地区でも当初ドイツ人難民の組織化が公式には禁止され、一九四六年一月一日には米軍が「被追放民」(Vertriebene) という言葉の使用をも可能な限り回避するよう指示を出していたが、ドイツ連邦共和国成立後の一九五〇年に指示が解除され、難民の組織化が本格化した。一九五〇年八月五日、難民諸団体がバート・カンシュタットで一堂に会し、「ドイツ人故郷被追放民の憲章」(Charta der deutschen Heimatvertriebenen) 以下「被追放民憲章」を採択した。一九五二年には「負担調整法」が、一九五三年には「連邦被追放民法」(Bundesvertriebenengesetz) が成立した。一九五七年、「同郷団連盟」(Verband der Landsmannschaften) と「ドイツ被追放民同盟」(Bund der Vertriebenen Deutschen) とが合併して、今日の「被追放民同

盟」(Bund der Vertriebenen)が誕生した。当時は難民支援に連邦議会の全政党が賛同し、エーリヒ・オレンハウアー、ヴィリー・ブランド、ヘルベルト・ヴェーナーなどSPD指導者も支援者に名を連ねていた。¹⁷⁾

ドイツ難民運動は当初から欧州統合を訴えていた。「被追放民憲章」第二条曰く「諸民族が恐怖や強制なく生きられるような統一された欧州の創設に向けられたあらゆる出発を、我々は全力で支援する¹⁸⁾」。ドイツ難民運動、欧州統合運動、カトリック教会は、資本主義⇨自由主義圏から社会主義圏の人権侵害を告発し、輝ける「欧州」、「西洋」の錦旗の下に、(西欧に中心を置く)統一勢力圏の構築を目指すという反東方・反共の目標に関しては、連帯することができたのである。

社会主義圏がドイツ難民運動や欧州統合運動に否定的評価を下したのは当然だった。東独「ドイツ現代史研究所」の資料集『西独における同郷団の報復主義——帝国主義的支配体制におけるその歴史及び役割について』はドイツ人難民運動について、NSDAPや大貴族の残党が「教権主義」勢力、CDU/CSU、「反ヒトラー連合」から「離反」した「アングロ」アメリカ人ら西欧勢力と結託した、「西独帝国主義」、「西独報復主義」、「反共主義」の表現だとしている。社会主義圏では、「罪責」云々の道徳論ではなく、「ドイツ帝国主義」の東方への「膨張の衝動」への「領土的予防措置」として、オーデル・ナイセ国境が肯定されたのである。そこでは西独の西欧統合政策も帝国主義政策の一種として解釈され、「独仏友好」、「欧州の共通性」へのドイツ難民運動の支持が警戒されていた。¹⁹⁾

さてシュトゥットガルトで第二の人生を始めたチャヤは、一九四六年にギムナジウム教師になると同時に、難民代表として政治活動を始め、住宅供給問題で活躍した。彼はまずユンゲ・ウニオンに加入し、

一九四七年にCDU党员となった(だがドイツ人難民を糾合した政党「故郷被追放者・権利被剥奪者同盟」(BHE)への勧誘は断り続けた)。同年から一九五三年まで、彼は難民代表枠でシュトゥットガルト市議会議員(CDU)を務めた。彼はまた、CDU内被追放民連盟及びシュトゥットガルト・オーバーシュレージエン人同郷団の創設に従事した。そして一九五三年、彼はギムナジウム教師を辞めてドイツ連邦議会議員(CDU)となり、一九九〇年まで務めた。²⁰⁾

チャヤはカトリック運動家としても活動した。彼はシュトゥットガルトで文筆家イダ・フリーデリケ・ゲレスの講演を聴いた。この人物は、汎欧州運動の指導者リヒャルト・クーデンホッフ・カレルギ伯爵の実妹(青山光子の第六子)である。この講演を機に、チャヤが欧州統合思想に触れた可能性もある。一九四八年、チャヤはシュトゥットガルト出身のエーファ⇨マリア・ラインハルトと結婚したが、義父は元中央党活動家で、ゲルデラー派の反NSDAP抵抗家であった。一九六七年一月には、チャヤはカトリック信徒中央委員会に選出され、二〇年間属した。²¹⁾

連邦議会議員チャヤはミンスター補佐司教(のち同司教)ハインリヒ・テンフムベルクの要請で、一九六八年に講演「我々の中欧の隣人たちとの関係」を行った。場所はヴィルヘルム・ペーラー館(首都ボン)で、議員や高級官僚が集まった。この講演は、翌年に小冊子『東欧との調整——一つの欧州平和秩序の試み』として刊行されている。チャヤが被追放民同盟議長になる以前の考えを述べたこの講演は、自国民への愛と共通善の追求とを両立させ、イレデンティズムの連鎖を止めようとする、思弁的な性格の強いものだった。²²⁾

チャヤは難民運動の定石に則り、「故郷への権利」を主張した。つま

り「欧州人権条約」、「世界人権宣言」などを援用しつつ、彼は何人も自分の故郷を追われない権利があるとす。国境は国家間の条約で変更できても、そこに住んでいる人まで追い払うということは許されないうのである。チャヤが「追放」を「不正」と断ずるのは、この「故郷への権利」論に立脚してのことである。

チャヤは、過剰で不健康なナシヨナリズムは一八世紀末からのものだとし、国民国家原則によるだけでは問題が解決しないとして、複数民族が混住する周辺地域を「欧州化」、「国際化」し、欧州統一の司法手続で民族紛争の解決を進めるべきだとした。「欧州化」とは、個々の国民国家の管理から切り離し、超国家的な管理を目指すということらしいが、制度的なしくみは未定だった。チャヤはまた、ヘルベルト・ヴェーナー(SPD)が提唱し、ライナー・バルツェル(CDU)も支持した「欧州民族集団権」論を支持し、国籍に拘らず民族集団には自決権を与えるべきだと主張した。つまりチャヤの議論では、自決の権利は個人及び民族が有するということになっている。

チャヤは、「欧州」という枠組で諸民族が団結するべきだとした。彼は「欧州」を「連邦制的」構造、「補完性原則」という観点から捉え、個々の民族を「自然法」が上から支配するというイメージを懐いていた。彼は、欧州諸国民の団結を強めるべきとし、共同の外交・軍事政策をも提案していた。これは(特に再統一した)ドイツが周辺国の脅威と認識されないうため、東方政策も西欧共通で攻撃的でないものを遂行すべきと提案していた。

チャヤは、主にドイツと東中欧諸国(ポーランドやチェコスロヴァキアを想定しているものと思われる)との和解を考えた。彼は、通商・財政支援・文化交流・技術支援・人権意識強化により、東中欧諸国との

対立状況を好転できると考えた。これはエゴン・バールが東西ドイツ関係について述べた「接近による変化」に類する発想なのかもしれない。チャヤは元ポーランド国籍者として、ポーランド社会主義体制下のカトリック教会の行方を憂慮し、一九五九年にケーニヒシュタインで、また一九六四年にミュンスターで、カトリック信徒中央委員会の人々を前に、この件に関する講演を行っていた。²³⁾なおチャヤは、ドイツが西スラヴの隣国と連帯してロシアに対峙するという構図を想定しているが、ソヴィエトと対決するつもりではなく、その東欧支配が続くという前提で実現可能なことを構想するという方針だった。

チャヤは、ドイツ側の犯した政治的過ちを認めるが、自分たちが受けた「不正」の強調に関心が偏っていたことは否めない。チャヤは、第二次世界大戦の残虐性のあとで、ドイツ人は隣国に政治的義務があるとはするが、道義的責任があるとは見ない。責任論に関しては、チャヤは個人の「個別罪責」を問う立場であり、ドイツ民族の「集団罪責」という発想は否定した。ということは、先行するドイツNS体制の不正が、ドイツ人難民追放の不正を相殺する、ホロコーストの罰として、追放と東西分断が課されたという類の議論も否定することになる。追放されたドイツ東部の住民が、ドイツ人の中で特別にNS体制に責任があった訳ではないからである。諸悪の根源をドイツが生んだとし、しかもそれをドイツ人全員が将来に互って負うとする「過去の克服」の立場からすれば、自民族への愛を捨てないチャヤの「不正」論は、自己批判が足りないとされる可能性は十分あった。

4 緊張緩和の時代

「脱連帯化」によるドイツ難民運動の孤立

ヴィリー・ブランド政権（SPD・FDP）の新東方政策は、日本の中華人民共和国との国交樹立と同じく、米ソ緊張緩和の産物である。アメリカ主導の自由主義陣営に与した日本やドイツ連邦共和国には、アメリカが決めた社会主義圏との融和の流れに従う他はなかった。米ソ緊張緩和とは二つの側面を持つ現象である。一方でそれは、地球を破壊させられるほどの核兵器を保有する自由主義・社会主義両陣営が、人類の生存という共通の利益を見据えて平和共存を図る試みであった。他方でそれは、両陣営の共存を優先する余り、それまで指摘し合っていた互いの問題点について沈黙することもあった。緊張緩和の政策が、多数者の平和共存のために、抑圧された少数者を見捨てたという面は否定できない。東欧諸国での人権侵害を厳しく批判してきた西欧諸国は、緊張緩和に伴い、声高な批判を控えるようになった。西欧の進歩派言論人にも、容共的な態度が目立つてきた。彼らは教条的にでなくとも、マルクス主義から刺戟を得て、保守派の社会主義批判に目を光らせた。同じ頃激化していた学生運動は、ソヴィエト連邦や東欧諸国の現状を肯定する意向ではなかったものの、マルクス主義の自己流解釈に依拠し、「アメリカ帝国主義」と戦うヴェトナム、中華人民共和国、北朝鮮を理想化した。NSDAPとポリシエヴィキとの共通性を指摘する「全体主義」論は、不都合な歴史認識として否定され、マルクス主義とファシズム、国民社会主義との共通性を指摘することが不道徳だとして禁忌となった。

ブランド新東方政策の進展で、主要政党から切り捨てられたのが、ドイツ難民運動である。一九三七年の国境恢復というドイツ難民運動の

要求は、米英仏の宣言に依拠したものだだったが、頼みのアメリカがソヴィエトとの平和共存を優先する中で、運動は立つ瀬を失った。ドイツとNS体制とを同視するヴァンシタート主義を非難し、ドイツの領土分断を恐れ、エステルライヒの帰属をも住民投票次第と考えていたブランドは、(西)ベルリン市長時代にもなお「シュレーゲン人大会」(一九六一年)で、宰相アデナウアーを差し置いてその青年団の先頭で行進し、一九六三年には「裏切りとしての断念」という文句を含むSPDの難民運動への挨拶に署名していたが、一九六八年のSPDニュルンベルク大会で転換演説を行って、オードル・ナイセ国境承認を党の方針にした。²⁴ブランドがワルシャワのゲッター蜂起記念碑前で行った土下座は、ドイツ人集団罪責論を再燃させ、ドイツ人を「過去」を反省している善人と反省していない悪人とで区別するという思考法を普及させた。これまで難民運動を支援してきた主要政党は、徐々に援助を渋るようになった。いわゆる「脱連帯化」(Entsolidarisierung)の潮流である。²⁵ドイツ難民運動は、ドイツの「過去」を反省しておらず、自分たちの被害ばかりを強調し、東部領土喪失を受け入れない勢力として、逆に攻撃の対象となった。雑誌『シュピーゲル』では、「職業的被迫放者」(Berufs-Vertriebene)つまり被迫放者であることを飯のタネにするいかがわしい連中という表現が、被迫放民同盟幹部を揶揄する言葉として用いられるようになった(他にも「職業的シュレーゲン人」、「職業的難民」などの表現も登場した²⁶)。彼らの話題が西独の公共の記憶から押し出される現象、いわば「被迫放民の追放」(Verreibung der Vertriebenen)が、「ベルリンの壁」構築(一九六一年)の頃から言論界で始まった。当時はまだ忘却に対抗する難民運動側の活動もあり、各政党もそれを支持していたが、一九六九年の政権交代で「被迫放民の追放」は本格的

した。連邦大統領を選出する「連邦集会」(Bundesversammlung)はベルリンの「東プロイセン・ホール」で開かれるのが通例だったが、それも一九六九年で終わりとなった。²⁷⁾

もともと各党派にいた難民運動の活動家は、新東方政策を契機にCDU/CSUに集まっていき、一部は急進右派の国民民主党(NPD)にも流れ、ここでドイツ難民運動は保守派の策動だという印象が固定化した。当時の被追放民同盟議長ラインホルト・レース(一九〇一年―一九七一年・東プロイセン出身)は、SPDの連邦議会議員だったが、一九六九年にCDUに鞍替えした。被追放民同盟副議長ヘルベルト・フブカ(シュレージエン出身)、ハイנטツ・シュムデー(シュレージエン出身)、ハンス・ユルゲン・ヴィシュネフスキ(東プロイセン出身)などの幹部も、SPDからCDU、CSUに移った。²⁸⁾同年九月二八日の連邦議会選挙に際しては、被追放民同盟は「承認政党」(東独やオーストリア・ナイゼン境界を承認し、ドイツ人難民問題を解決済みとする政党)の過半数獲得を阻止しようと、候補者を審査する活動を展開した。²⁹⁾だがこの選挙では、CDUが第一党を維持したにも拘らず、第二党のSPD、第三党のFDPが突如連合してブランド政権を形成し、新東方政策に本腰を入れるようになる。党の移籍に伴いシュレスヴィヒ・ホルシュタインからニーダーザクセンに選挙区を変えたレースは、この連邦議会選挙で落選し、被追放民同盟は未曾有の危機を迎えた。レースは、教皇パウロス六世が旧ドイツ領のカトリック司教区を完全に手中に入れようとするポーランド・カトリック教会に加担するのを防ぐために、アメリカで活躍するドイツ人貴族のフラー・ブロンベルク男爵をヴァティカンに派遣することになっていた。レースは連邦議会選挙での落選に伴い、被追放民同盟議長としても引退することになった。後任には当初CDUの新

人連邦議会議員だったフィリップ・フォン・ビスマルク(ヒンターポンメルン出身でハノーファー在住の実業家)が噂になったが、結局就任したのはCDUの古株連邦議会議員で、それまで負担調整・住居問題の専門家として知られていたチャヤであった。チャヤの選出に際して、雑誌『シュピーゲル』は彼が提唱する民族混住地域の欧州化構想を、「中間領域」(Zwischenreich) 構想と呼んで紹介した。³⁰⁾

チャヤは一九七〇年に被追放民同盟議長に就任すると、新東方政策批判の急先鋒として脚光を浴びた。彼は同盟の連邦集会で、同盟にはオードル・ナイゼン境界への拒否権があると主張した。同盟問題は、直接影響を蒙る被追放民の意向を無視しては決められないのであり、ブランドの率いる社会自由政権には、いま最終的なことを確定する「政治的権限」がないというのである。³¹⁾因みにチャヤの故郷である旧奥領シュレージエンは、一九三七年の時点で既にドイツ領土外だったために、ドイツに返還される見込みのない地域であり、その意味でチャヤ個人はもう利害関係者ではなかったとも言える。チャヤは議長就任後、『シュピーゲル』のインタヴューに答えた。ここで彼は、大量追放の合法化と難民の人権無視とに反対し、オードル・ナイゼン境界の承認阻止にあらゆる手を盡す、調印しても批准やそれに伴う基本法改正を阻止すると述べた。彼は、自分たちが急進学生運動家の「議会外反対派」(APO)に準えられることを嫌い、西独のあらゆる法的手段を用い、欧州共同体や連合国(UN)への提訴も考えたとした。チャヤは、同国境承認はヒトラー・スターリンの密約で決まったポーランド東部国境の画定(旧ポーランド東部領の抛棄)にも事実上運動するので、ポーランド民族のためにも西独はそれを承認するべきではないと主張した。³²⁾このインタヴューを契機に、チャヤは『シュピーゲル』誌上で頑迷な被追放民同盟の代表

者として、「夢想家」(Phantasi) などと呼ばれて批判されることになった。³³⁾

だがブランド政権はポーランドとの条約交渉を進めていった。CDUはこの事態に困惑し、党首ライナー・バルツェルはこの件に関する党の決定を先延ばしにしようとしたが、CSUの指導的政治家カール・テオドル・フォン・ウント・ツー・グッテンベルク男爵やCDUのチャヤは即刻拒否するべきだと息巻いた。³⁴⁾一九七〇年二月七日、西独がオールド・ナイセ線を独波両国の境界線と事実上認めたワルシャワ条約が調印された。ブランドに対する建設的不信任の試みも失敗し、被追放民同盟も効果的な反抗が出来ないまま、ワルシャワ条約は一九七二年五月二七日に批准された。³⁵⁾更に難民運動の「東方ドイツ青年団」(Deutsche Jugend des Ostens)が、SPD系「社会主義青年団」の批判で「連邦青年団連盟」から排除される虞が生じたので、一九七四年に「DJÖ」(欧州ドイツ青年団)と改称し、東方を薄め欧州色を強めることにした。³⁶⁾

被追放民同盟はドイツ人難民の全てに支持されていた訳ではなかった。ダンツイヒ出身だった作家ギュンター・グラスは、ブランドを熱烈に支持してオールド・ナイセ国境を承認し、旧ドイツ東部の文化財を中立的な財団によって管理するべきだとした。³⁷⁾東プロイセン出身で、ハンブルクの週間新聞『ツァイト』の編集人だったマリオン・デーノンホフ伯爵令嬢は、難民の逃避行や残留者への暴力を赤裸々に描き、名門貴族出身であることを誇りつつも、西独政府がドイツの地を断念したのではなく、ヒトラーがプロイセン七〇〇年の歴史を葬ったのだとして、新東方政策支持の論陣を張った。³⁸⁾『シュピーゲル』の企画したドイツ難民へのアンケートでは、オールド・ナイセ国境を承認する者が五〇%となり、反対は四八%に留まった。³⁹⁾

とはいえ緊張緩和もまた冷戦の一面面であった。パールの「接近による変化」構想も、自由主義圏の正当性を前提とし、社会主義圏を対等のパートナーとは見ない「上から目線」の政策である。その後も西独は東独を最後まで主権国家として認めず、東独問題をドイツ内問題として扱い、外務庁ではなく連邦宰相府の管轄事項とし、東ベルリンに「大使館」ではなく「常設代表部」を置いた。一九八〇年代になると、資本主義自由主義圏では新自由主義経済政策が広まり、社会主義圏の経済的劣勢が明らかになって、冷戦終焉の機運が生まれてきた。

一九八二年にヘルムート・コール政権(CDU/CSU・FDP)が誕生したが、ブランド新東方政策から一〇年以上も経て、もはやオールド・ナイセ国境承認の既成事実を撤回することが出来なかった。CDU/CSUの中にも難民運動から距離を置く政治家が始める。一九八五年五月八日、連邦大統領リヒャルト・カール・フォン・ヴァイツェッカー男爵(CDU)は、終戦四〇周年の講演「荒野の四十年」で、オールド・ナイセ国境承認の必要性を示唆した。ヴァイツェッカーは、難民たちが武力での報復を放棄したことを評価しつつも、ドイツの侵略による被害を強調し、旧東部領土ではもはやドイツ人よりポーランド人の墓が多くなっている、ポーランド人も西方への移動を強いられるのだとし、現地に住みついたポーランド人の安全を約束することが必要だと説いた。それはつまり、欧州平和のためには被追放民同盟の自己主張は棚上げしなければならないという考え方である。⁴⁰⁾そのヴァイツェッカーに、チャヤは一九八九年一月一九日に書簡を送っている。きつかけはポーランド人民共和国首脳の西独訪問だった。チャヤは被追放民同盟議長として、ポーランドが改めてオールド・ナイセ国境の最終的承認を西独政府に迫っているのに危機感を募らせ、彼らを迎えるヴァイツェ

ツカー大統領に妥協をしないよう念を押した⁴¹。同じ頃チャヤは、バールが「ドイツ問題を持ち出す者は、欧州にとって邪魔である」と述べたのに、連邦議会で不快感を表明した。一九八九年一月一二日、チャヤら幹部の署名のある被追放民同盟の「ドイツ政策構想」は欧州統合を改めて標榜し、統一市場や通貨同盟をも提唱した。但し欧州共同体は国家連合であり続けるべきとし、その連邦国家化にはなお距離を置いていた⁴²。

「ベルリンの壁」崩壊はドイツ難民運動の立場をますます悪くした。被追放民同盟と良好な関係にあった連邦宰相コールも、ドイツ統一という悲願の実現を前に、もはや実体を失っていた東部領土回復要求を取り下げざるを得なかった。チャヤらは連邦憲法裁判所に訴え出て、平和条約締結までは一九三七年段階のドイツ領が存続するとの判決（一九七三・七五年）を勝ち取っていたが、一九九〇年に西独は東独及び戦勝四箇国との間で結ばれた「2+4条約」でオーデル＝ナイゼ国境を最終承認し、また新領土加入について規定した基本法第二三条を削除した。

一九九六年、チャヤはドイツ難民運動を回顧した『最小のドイツに向かつて？——被追放民との連帯の不足——五十年の東方政策についての傍注』を刊行し、「そもそもこの問題を扱うことは、もう許されないというのか」と嘆いた。チャヤは一連の「脱連帯化」に憤り、とりわけ同運動に冷淡だった外相ハンス・デイトトリヒ・ゲンシャー（FDP）や、同運動への態度を変えた宰相コール、内相ヴォルフガング・シヨイブレ（CDU）らを批判した。チャヤは欧州統合を肯定する立場だったが、EUは諸国民国家のまとまりと理解し、ナショナル・アイデンティティの否定とは考えなかった⁴³。これに対し、進歩派カトリック知識人・平和学者のオットー＝エルンスト・チェンピールは、一九九六年九月

二〇日に『フランクフルター・アルゲマイネ』に掲載されたその書評で、チャヤを「悪事のロビイスト」（ein Lobbyist für eine schlechte Sache）と呼んで危険視した⁴⁴。チャヤは、一九九四年に被追放民同盟議長から名誉議長へと勇退していたが、一九九七年にバート・カンシュタットで心筋梗塞のため死去した。

5 冷戦終焉後の時代

——東方拡大したEUにおけるドイツ難民運動の展開——

ドイツ再統一はドイツ連邦共和国による東部領土の最終的断念という犠牲の上に実現したが、ドイツ難民運動は損ばかりをした訳ではなかった。東部領土回復は、既に一九七〇年段階で実現不可能になっており、仮に連邦政府がそれを主張し続けても、事態は余り変わらなかつたろう。冷戦終焉は社会主義の自己崩壊で実現したことから、緊張緩和期から一転して、ドイツ連邦共和国では旧社会主義国について歯に衣を着せない批判が行われるようになった。共存のための遠慮はもはや不要になり、東欧諸国の抱えた問題の一つとして、ドイツ系少数派への抑圧が公然と語られるようになった。ドイツNS体制の諸問題と同時にドイツ系住民の追放が語られるという、「過去の並列化」現象が生まれたのである。EUやNATOが東方に拡大し、プーチンやルカシエンコの独裁が批判を浴びる中で、ドイツの伝統たる「ロシアの脅威」論が、現代的装いでまた擡頭してきた。「ドイツと東方」という視角は統一ドイツの流行となり、東欧各地におけるドイツ人の生活ももはや単純にNS体制の前史とはされず、中世に遡ってより多角的に論じられるようになった。また「鉄のカーテン」が除去され、東独在住だった難民がドイツ連

邦共和国の難民団体に参加できるようになり、また難民が東欧各地の故郷を容易に再訪できるようになった。旅行会社が企画した懐古趣味的な東方ツアーが、ドイツ系旧住民と現住民との新たな交流を促したという指摘もある。ヴェルナー・コンツェが創始した全一〇巻の叢書『ヨーロッパ東部におけるドイツ史』が中東欧の失われたドイツ人の営みを回顧し、トーマス・ウルバンやカール・シュレーゲルといったドイツ東部専門家も現れた。更に冷戦後、東方各地から現地生活に困難を感じた「ドイツ系」少数派が「アウスジードラー」としてドイツに押し寄せた。

一九一三年制定の「ドイツ帝国・領邦国籍法」により、彼らは「民族ドイツ人」だと証明できれば、ドイツ連邦共和国の国籍を取得することが出来た。独特のドイツ語を話す、あるいはもうドイツ語を話せない「ドイツ系」移民をドイツ社会に統合すること、そしてまだ現地に残っている「ドイツ系」住民を支援することが、ドイツ難民運動の新しい関心事となった。

さてチャヤのあと被追放民同盟議長を務めたのは、CSU連邦議会議員のフリッツ・ヴィットマン（一九三三―二〇一八年）：ズデーテン出身）で、一九九八年にはCDU連邦議会議員エリカ・シュタインバッハ（一九四三年―西プロイセン出身）に代わった。一六年間被追放民同盟を率いた議長シュタインバッハは、二〇一四年にCSU連邦議会議員のベルント・ファブリツイウス（ジーベンビュルゲン出身・一九六五年―）に交代して、今日に至っている。因みにシュタインバッハは、ハーナウ出身で「ダンツイヒ＝西プロイセン帝国管区」を占拠した国防軍兵士とブレーメン出身の母との子で、追放時まだ幼児であり、ファブリツイウスはルーマニアのギムナジウムを卒業後にミュンヘンに移住した「アウスジードラー」で、戦争で追放された経験がなかった。ファブリ

ツイウスはEU東方拡大に伴い、シビウ（独ヘルマンシュタット）郊外に家屋を買って所有しており、故郷に再び根を張った。

シュタインバッハ議長の下で、被追放民同盟は新たな欧州戦略に出た。「鉄のカーテン」が消え、統一ドイツは再び東中欧諸国と向き合うことになった。二〇〇四年には、中欧諸国やバルト三国など、ドイツ人がかつて住んでいた多くの国々がEUに加盟してきた。欧州統合が新局面を迎えたことを踏まえて、被追放民同盟は一九九九年に「反追放センター」(Zentrum gegen Vertreibung) という新しい構想を打ち出した。

これは新首都ベルリンでドイツ人側の被害を表現する施設だが、新東方政策で悪の権化の烙印を押された被追放民同盟が、ドイツ人難民の自己主張をしても幅広い支持は得られないので、欧州難民一般の問題として記憶しようとしたのである（従って「追放」は複数形になっている）。ドイツ人追放を欧州全体の問題にするという発想は、欧州統合の主張と同一ではないが、欧州アイデンティティをドイツ難民運動に活用しようとする点では、一九六〇年代のチャヤの議論と連続した面がある。シュタインバッハは、二〇〇〇年にエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、ハンガリー、スロヴァキア、ロシア、チェキアの大使、そしてポーランド外務大臣ヴワディスワフ・ヴァルトシェフスキに書簡を送って、「反追放センター」への協力を呼びかけた。だがロシアから強い反対意見が来た以外は、どこからも返事が来なかった。

この「反追放センター」構想は、ドイツ難民運動批判者から見れば、「過去の相対化」の陰謀に他ならなかった。例えば雑誌『シュピール』は、被追放民同盟及び「反追放センター」構想への猛攻撃を行った。特にシュタインバッハ個人に対しては、彼女は本物の難民ではな

い、挑発が人間の形をしている、24条約批准に反対票を投じた、EUへのポーランドやチェキアの加盟に反対したと、激しいバッシングが展開された。⁽⁵⁴⁾

だがこの「反追放センター」構想は、統一後のドイツ社会で少なからぬ支持を得た。新東方政策を支持してチャヤと論争したSPD政治家ペーター・グロツツ（ペーメン出身）は、いまやシュタインバッハと共に構想の中心人物となった。⁽⁵⁵⁾ 更にこの構想には、ミュンヘン大学名誉教授・バイエルン元文相ハンス・マイヤー、現代史研究所前所長・ミュンヘン大学名誉教授ホルスト・メラー（シュレージエン出身）、ベルリン自由大学名誉教授アルヌルフ・バーリングのような保守派知識人、元エステルライヒ皇太子オットー・フォン・ハプスブルク大公が支持を表明しただけではなく、FDP名誉議長オットー・ラムスドルフ伯爵（バルト貴族系）、ユダヤ教ラビのヴァルター・ホモルカ、ハンガリーの作家コンラード・ジェルジ、旧東独人権活動家・プロテストアント牧師ヨアヒム・ガウク、タレントのハラルト・シュミットなど、多様な有名人が推薦人に名を連ねた。⁽⁵⁶⁾ しかもガウクは二〇一〇年にSPD推薦の連邦大統領候補となり、この時は落選したが、二〇一二年の再選挙ではCDU/CSUの支持も得て連邦大統領に当選した。この顔触れを見て分かるように、「反追放センター」への支持は党派上も国籍上も広がりを見ている。更に言えば、シュタインバッハは被追放民同盟議長として初の女性、現議長フアブリツイウスは同性愛者であり、同盟の保守的印象を変えようとする人選になつている（尤もシュタインバッハは議長退任後、宰相メルケルの独断専行に抗議するとして二〇一七年にCDUを脱党し、「ドイツのための選択股」（AfD）支持を表明した⁽⁵⁸⁾）。なお極左テロリストの弁護人を務め、緑の党からSPDへ移つて連邦内務大臣

となつていたオットー・シリーも、一九九九年にベルリン大聖堂で、左派が長年追放という犯罪行為や難民の苦難から目を背け、難民を報復主義者扱いしてきたと問題視するに至つた。⁽⁵⁹⁾ 但しシリー内相は、二〇〇五年の被追放民同盟大会「故郷の日」で、「反追放センター」構想についてはポーランドやチェキアへの配慮から「政治的に不適当」と語り、被追放民同盟側の野次を浴びて⁽⁶⁰⁾もいる。

結局「反追放センター」構想は実現を見ることになつた。「追放と集団殺戮の全ての被害者の連帯」を掲げて、二〇〇〇年九月六日に財団「反追放センター」がヴィースバーデンに発足した（被追放民同盟本部は引き続きボンにある）。二〇〇八年二月三日には第一次メルケル政権（CDU/CSU・SPD）の下で、反追放の「目に見える意思表示をする」ために、連邦立及びベルリン市立「ドイツ歴史博物館」の傘下に、財団「逃亡・追放・和解」がベルリンで発足し、広報活動を開始した。これは、NS体制下の強制労働者への補償のために、シュレーダー政権（SPD・緑）下で一九九九年に設立された財団「記憶・責任・未来」を連想させる名前である。財団「逃亡・追放・和解」は連邦政府の文化大臣の予算で運営され、理事会には連邦議会（四人）、連邦政府（二人）、カトリック教会、プロテストアント教会、ユダヤ人中央評議会（二人ずつ）と並び、被追放民同盟（六人）からも代表者が出されている。⁽⁶¹⁾ 同財団は移動展示会を行ってきたが、二〇一二年夏には同財団が運営する「ドキュメントセンター逃亡・追放・和解」がベルリン・ポツダム広場付近の「ドイツ館」に開館予定となつている（その後、二〇一二年六月二三日に一般開館）。その展示構想では、明らかにドイツ人難民問題が第一に置かれている。NSDAP政権の膨張・絶滅政策に関するドイツ側の責任が明記されているとはいえ、連邦政府がここで被害者と

してのドイツ人に共感を表明していることは見逃せない。ドイツ人難民問題を補充する形で欧州の難民問題も取り上げられているが、そのなかにはセルビアやギリシアのキリスト教徒によるイスラム教徒の追放、トルコ・ギリシア間の「暴力を伴った「住民交換」」への言及とともに、アルメニア人大量虐殺のようにトルコのEU加盟批判の論拠となっているもの、ソヴィエト連邦の富農・神品・(ドイツ人を含む)少数民族迫害のような「全体主義」論の論拠となってきたものもある。ドキュメントセンターが「過去の克服」の精神のみならず、もっと様々な政治的思想を帯びていることは明らかだろう。財団構想の序文は、ボン基本法第一条の引用で終わっている——「人間の尊厳は不可侵である」。

6 総括

欧州統合は、ソヴィエト連邦の脅威に対抗し、没落する欧州を再浮上させるという意味では、社会主義圏となった東欧の故郷を追われたドイツ人難民の運動と連携し得る企画であった。社会主義圏から見れば、EEC/ECも、NATOも、ドイツNS体制も、ドイツ難民運動も、同じ「反共主義」、「帝国主義」の運動に見えた。この時期にチャヤは、国民国家を否定はしないまでも、その原理だけでは紛争が収まらないと考え、民族が混住する国境周辺地域を「欧州化」し、紛争解決を欧州規模で解決するという方法を示唆した。

だが緊張緩和が進展するとドイツ難民運動は動揺した。米ソ接近に対応を迫られた西独は、ブランド政権下でオーデル・ナイセ国境を事実上承認した。彼の新東方政策を支持する勢力は、ドイツ難民運動に欧州平和の攪乱者の烙印を押すことで、これまで支援してきた同運動を切り捨

てるという不義理を正当化した。孤立したドイツ難民運動を率いたのが議長となったチャヤで、彼はドイツ・ナシヨナリズムの権化として批判を浴び、彼の「欧州化」構想は忘却されていた。チャヤらのドイツ難民運動は諸国民国家の連帯としての欧州統合を支持し続けたが、欧州平和と無縁なドイツ中心主義たという批判を避けることができなくなった。

ところが冷戦終焉によってドイツ難民運動は新たな好機を得た。オーデル・ナイセ国境の最終承認は耐え難い苦痛だったが、社会主義圏の自滅とEU、NATOの東方拡大は、緊張緩和期に禁忌視されていた社会主義体制批判を再び連邦共和国の公認教義に押し上げ、ドイツ難民運動の自己主張を受け入れさせる契機を与えた。首都ベルリンにメルケル政権の後援で、NSDAP政権に関するドイツの責任を明記した上で、「ヨーロッパの追放」を非難する博物館が建設されることになり、ドイツ人難民問題もその第一の事例という位置づけで、連邦共和国の公共の記憶のなかに居場所を回復したのである。

注

- (1) 坂井榮八郎「ドイツとヨーロッパ」、坂井榮八郎／保坂一夫編『ヨーロッパ』、ロツパ、ドイツへの道——統一ドイツの現状と課題』、東京大学出版会、一九九六年、二二頁。西川長夫／宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』、人文書院、一九九五年や平島健司『EUは国家を超えられるか——政治統合のゆくえ』、岩波書店、二〇〇四年など、主権国家克服への期待を前面に押し出した著作は枚挙に暇がない。最近でも白井陽一郎が、「規範パワー」たろうとするEU諸国の集団意志を称揚している(同「EUによるリベラル国際秩序?」、同編著『変わりゆくEU——永遠平和のプロジェクトの行方』、明石書店、二〇二〇

年)、七・二七頁。EU性善説Ⅱ国家性悪説や統合指導者の礼讃を批判する遠藤乾も、EUを「多元にして可分な共同体」として擁護し、「法論的ナシヨナリズム」を批判している。遠藤はまた、もはや統合の中心から脱落した英仏語圏の立場で考察し、いま統合を牽引するドイツや、東欧への取り組みが弱い。「大文字の「統合 (Integration)」は終わった。けれどもどっこいEU (欧州連合) は生きている——」というのは分かりにくい表現だが、いずれにせよ英仏本位の見方で、ドイツ国内の統合推進論を度外視している(遠藤乾『統合の終焉——EUの実像と論理』、岩波書店、二〇一三年)。

(2) 中屋宏隆「西ドイツの国際ルール庁 (IRB) 加盟問題——ペーター スベルク協定調印交渉過程 (1949年) の分析を中心に」、『社会経 済史学』八二(二〇一六年)、二二八―三三七頁。

(3) エマニユエル・トッド(堀茂樹訳)『ドイツ帝国』が世界を破滅させる——日本人への警告』、文藝春秋、二〇一五年、四九頁。

(4) 板橋拓己『黒いヨーロッパ——ドイツにおけるキリスト教保守派の「西洋主義」、遠藤乾／板橋拓己編著『複数のヨーロッパ——欧州統合史のフロンティア』、北海道大学出版会、二〇一一年、八一―一六頁(引用は八二頁)。欧州統合の政治力学を見るという点は筆者と板橋との共通項だろうと思う。ただ板橋の援用する遠藤や上原良子との違いも示しておくが、筆者は進歩派を正統、保守派を異端とする立場ではないので、多角的理解は求めるが「正史」や「暗いヨーロッパ」といった表現は用いない(板橋拓己『黒いヨーロッパ——ドイツにおけるキリスト教保守派の「西洋主義」、1925～1965年』、吉田書店、二〇一六年、一一―二九頁)。筆者は「黒」については「暗」や「悪」ではなく、単純に保守派を表現する色だと考えている。なお

難民支援や反共主義は新東方政策まではSPDも共有しており、ドイツ難民運動が「黒いヨーロッパ」運動だったとは必ずしも言えない。

(5) 用語について本論は以下の方針を採る。(一)「難民の地位に関する条約」(一九五一年)は、「難民」(英:refugees/独:Flüchtlinge)を「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れた」人々と定義しているが、筆者は二〇世紀の欧州各国で幅広く展開された反ドイツ人運動からの逃避者も(戦闘からの避難も含め)これに含まれると考えるので、彼らを一般にドイツ人難民と呼ぶ。(二)Vertreibungは追放されたことに抗議する意味を込めたドイツ人難民の自称である。「被追放民」という直訳は不自然だが甘受する。(三)「引揚者」という日本語は近代日本の海外入植からの帰還者を連想させるが、僅か一・二世代の滞在で戻った日本人と、数百年来の故郷から追放されたドイツ人とは、経緯に差がありすぎる。

(6) 川喜田敦子は、ドイツ難民運動や東方学・東方教育が「ドイツ中心の語り」「国民国家イデオロギー」に固執し、NS政権の過去を棚上げして自己主張に徹したと批判する。川喜田は同時代の類例を挙げてドイツ難民問題を相対化し、住民交換を「有効な手段として広く認められていた」と擁護するが、この論法は期せずして、歴史家論争でハーバーマスが批判したホロコースト相対化と似ている(同『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』、白水社、二〇一九年、一四―一七、一六七―二二三頁)。これに対し佐藤成基は、ドイツ難民運動の人権論にも言及し、その欧州志向・平和志向に気付いている(同『ナショナル・アイデンティティと領土——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』、新曜社、二〇〇八年、

九二・一七二・二〇一・二〇二・二六・二七頁など)。

- (7) チャヤ個人の研究は存在しないが、難民運動研究では主要登場人物の一人である (Manfred Kittel, *Vertriebung der Vertriebenen? Der historische deutsche Osten in der Erinnerungskultur der Bundesrepublik (1961-1982)*, München 2007, S. 20, 36, 67 usw.; 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土——戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』、一六九—一七五、三三六—三六六頁など)。また若部彰は住居問題専門家としてのチャヤに言及している (同『カトリシズムと戦後西ドイツの社会政策——1950年代におけるキリスト教民主同盟の住宅政策』、山川出版社、二〇一六年、四〇頁)。いずれにしるチャヤの欧州アイデンティティ論は未開拓な分野である。
- (8) 本稿は日本政治学会 (二〇一五年一〇月一五日千葉大学) で筆者が主宰した分科会「黒いヨーロッパ：欧州統合史の複線的理解のために」での筆者の報告「ドイツ難民同盟とヨーロッパ統合——ヘルベルト・チャヤを中心に」を基にしてらる。
- (9) Christine Maria Czaja, „Kindheit, Schulzeit, Studium und erstes politisches Engagement: Krieg, Vertreibung, Neubeginn in Stuttgart und Wirken als Stadtrat“, in: Dies. (Hrsg.), *Herbert Czaja, Anwalt für Menschenrechte*, Bonn 2003, S. 21-23 (und 417). 但しこれは美子の描写であり、後日の再検証が望まらる。
- (10) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 22-24.
- (11) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 24-26.
- (12) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 26-28.
- (13) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 28-33.
- (14) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 32-34.
- (15) 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土』、四一—五七頁。
- (16) 川喜田敦子「東西ドイツにおける被追放民の統合」、『現代史研究』第 四七号 (二〇一一年) 一—三頁；同『東欧からのドイツ人の「追放』』、二一—三頁。
- (17) Erika Steinbach, *Die Macht der Erinnerung. Das Zeitdokument*, 2., durchgesehene und ergänzte Aufl., Wien 2011, S. 72-83; *Landsmannschaftlicher Revanchismus in Westdeutschland. Zu seiner Geschichte und Rolle im imperialistischen Herrschaftssystem*, zusammengestellt und eingeleitet von Heinz Sander, Berlin-Ost 1969, S. 26. <http://www.bund-der-vertriebenen.de/charta-der-deutschen-heimatvertriebenen/charta-in-deutsch.html> (二〇一〇年十二月二日閲覧)
- (18) *Landsmannschaftlicher Revanchismus in Westdeutschland*, S. 7-47, 95-115 usw.
- (19) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 34-47.
- (20) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 34-35; Felix Raabe, „Ein Mann der katholischen Laienarbeit“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 153-171.
- (21) Herbert Czaja, *Ausgleich mit Osteuropa. Versuch einer europäischen Friedensordnung*, Stuttgart 1969, S. 1-8.
- (22) Ch. Czaja, „Kindheit“, S. 158.
- (23) Willy Brandt, *Berliner Ausgabe*, Bd. 2: *Zwei Vaterländer*, Bonn 2000, S. 75, 115-153, 176 f.; Kittel, *Vertriebung der Vertriebenen*, S. 171.
- (24) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 88.
- (25) *Der Spiegel*, Nr. 28, 7. Juli 1969, S. 48; Ebenda, Nr. 6, 4. Februar 1985, S. 90-92; Ebenda, Nr. 13, 23. März 1970, S. 34 usw.
- (26) Kittel, *Vertriebung der Vertriebenen*, S. 169 f. usw.

- (28) *Der Spiegel*, Nr. 26, 23. Juni 1969, S. 22, 24; Ebenda, Nr. 24, 8. Juni 1970, S. 25 f.
- (29) *Der Spiegel*, Nr. 28, 7. Juli 1969, S. 20.
- (30) *Der Spiegel*, Nr. 39, 22. September 1969, S. 49; Ebenda, Nr. 53, 29. Dezember 1969, S. 14; Ebenda, Nr. 3, 12. Januar 1970, S. 16 f.; Ebenda, Nr. 13, 23. März 1970, S. 34.
- (31) *Der Spiegel*, Nr. 13, 23. März 1970, S. 34.
- (32) *Der Spiegel*, Nr. 19, 4. Mai 1970, S. 30 f.
- (33) *Der Spiegel*, Nr. 41, 5. Oktober 1970, S. 50.
- (34) *Der Spiegel*, Nr. 49, 30. November 1970, S. 29-31.
- (35) *Der Spiegel*, Nr. 9, 21. Februar 1972, S. 29-31.
- (36) Kittel, *Verreibung der Vertriebenen*, S. 173 f.
- (37) *Der Spiegel*, Nr. 40, 28. September 1970, S. 115.
- (38) Marion Gräfin Dönhoff, *Namen die keiner mehr nennt. Ostpreußen – Menschen und Geschichte*, Düsseldorf 1962; Dies., „Ein Kreuz auf Preußens Grab“, in: *Zeitpunkte* 9/99, S. 53-55.
- (39) *Der Spiegel*, Nr. 44, 26. Oktober 1970, S. 124.
- (40) https://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/DE/Richard-von-Weizsaecker/Reden/1985/05/19850508_Rede.html (11.01.2020年11月18日閲覧) (リビヤルト・フォン・ヴァイツゼッカー (永井清彦訳) 『新版 荒れ野の40年——ヴァイツゼッカー大統領ドイツ終戦40周年記念演説』 岩波書店、二〇〇九年、一八一—一九頁⁶⁾)
- (41) Brief von Herbert Czaja an Richard von Weizsäcker, 19. Januar 1989, in: Hans Viktor Böttcher (Bearbeiter), *Materialien zu Deutschlandfragen 1988-89*, Bonn 1989, S. 301.
- (42) Bundestagsrede von Herbert Czaja, 1. Dezember 1988, in: Böttcher, *Materialien*, S. 55; „Deutschlandpolitisches Konzept“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 236 f.
- (43) Oliver Dix, „Trauer um den Anwalt der Vertriebenen“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 191.
- (44) Herbert Czaja, *Unterwegs zum kleinsten Deutschland? Mangel an Solidarität mit den Vertriebenen. Marginalien zu 50 Jahren Ostpolitik*, Frankfurt(M) 1996, S. 1, 695-811.
- (45) Oliver Dix, „Die Vertriebenenpolitik von Herbert Czaja im Deutschen Bundestag und im Gesamtverband Bund der Vertriebenen“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 117; <https://www.faz.net/aktuell/feuilleton/politik/rezension-sachbuch-streitschrift-fuer-das-deutscherreich-11304730.html?pn=pageNum&pageIndex=3> (11.01.2020年五月二四日閲覧)
- (46) 佐藤成基『ナチモナル・マイタイン・タイ・タイと領土』 一七四—一七五、三〇九頁。
- (47) Werner Conze (Gründer), *Deutsche Geschichte im Osten Europas*, 10 Bde., Berlin 1992-1999.
- (48) Thomas Urban, *Deutsche in Polen. Geschichte und Gegenwart einer Minderheit*, München 1993.
- (49) Karl Schügel, *Berlin. Ostbahnhof Europas. Russen und Deutsche in ihrem Jahrhundert*, Berlin 1998.
- (50) Czaja, *Unterwegs*, S. 850-876.
- (51) *Der Spiegel Geschichte*, Nr. 1, 25. Januar 2011, S. 122.
- (52) *Der Spiegel*, Nr. 36, 29. August 2015, S. 60-62.

- (53) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 100 f.
- (54) *Der Spiegel Geschichte*, Nr. 1, 25. Januar 2011, S. 122.
- (55) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 108-112; Dix, „Die Vertreibenspolitik“, S. 75.
- (56) <http://www.z-g-v.de/zgv/menschen-an-unserer-seite> (二〇二〇年十一月九日閲覧)
- (57) *Der Spiegel*, Nr. 30, 21. Juli 2014, S. 29.
- (58) <https://afdKompakt.de/2017/09/11/erika-steinbach-warum-ich-dieses-mal-die-ald-waehle-rede-vom-6-9-2017> (二〇二一年二月四日閲覧)
- (59) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 94 f.
- (60) <http://www.welt.de/politik/article687346/Pro-und-contra-Vertriebenen-Zentrum.html> (二〇二〇年十一月九日閲覧)
- (61) bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/aufarbeitung-und-gedenken/flucht-vertreibung-versoehnung (二〇二〇年十一月二十五日閲覧) ; Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 98-133.
- (62) 歴史家論争で「過去の克服」と相容れないと排斥された全体主義論だが、近年の「過去の克服」論では寧ろ肯定的文脈で扱われている(石田勇治/川喜田敦子「序文」、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』、勉誠出版、二〇二〇年、ii頁)。
- (63) <https://www.flucht-vertreibung-versoehnung.de/de/#about> (二〇二〇年十一月二十五日閲覧)。ドイツ人難民問題について「ドイツ中心の語り」に否定しつつ、叙述の欧州化を歓迎する反ナショナリズムの立場(川喜田敦子「2006年夏…ベルリンの二つの「追放」展」、『ドイツ研究』四一号(二〇〇七年)、一五頁)もあり得るが、同盟が新東方政策以前から一貫してドイツ人難民問題の欧州化による一般化戦略を遂行し

てきたことに注目するのが本論の立場である。

【付記】

本稿は二〇二〇年一月二六日に、二〇二二年『ゲシヒテ』のために査読に付され、二〇二二年二月一七日には採用が決定していたが、編集部判断(二〇二二年五月二八日)で一年後の二〇二二年版『ゲシヒテ』に掲載されることになった。このため本稿は、本来であれば基本的に改訂すべきところだが、校正に与えられた時間に鑑み、字句訂正など微細な変更に留めた。なお本稿には、同時並行して執筆・刊行された拙著『ドイツ・ナショナリズム』(中公新書、二〇二二年)と、内容的に重複している部分がある(二〇二二年五月二四日)。

(こんのはじめ・愛知県立大学教授)

▼特集

ドイツ現代史から歴史総合へ…

史料から考える歴史教育の模索

——ドイツ現代史学会第四三回大会シンポジウム——

趣旨説明

北村 厚

1 特集の経緯

二〇二〇年九月二七日のドイツ現代史学会第四三回大会（当年の案内文では第四二回としていたが、組織人の誤りであった）の二日目に、「ドイツ現代史研究から歴史総合へ…史料から考える歴史教育の模索」と題してシンポジウムが行われた。高等学校における歴史教育改革に対してドイツ現代史研究から発信するというコンセプトで、西山晁義氏（共立女子大学）は「複眼的視点にもとづく大学における歴史授業の可能性と課題」と題して、ドイツ歴史教育における授業の考え方を提示し、小野寺拓也氏（東京外国語大学）は「歴史的に考えるとはどういう営みか…『アインネの日記』の授業実践から」と題して、大学での実践を紹介し、その後高校教員の立場から川島啓一氏（同志社中学校・高等学校）が両報告にコメントした。

本大会は当初筆者が勤務する神戸学院大学で開催する予定であつ

たが、周知のとおり同年より新型コロナウイルスの大流行が発生し、Zoomによるオンライン開催となった。現在では日常化したオンライン学会だが、当時は組織人も報告者もノウハウを持つておらず、各所のご助言やご協力を仰ぎながら、試行錯誤を繰り返しながら実施した。例年であれば翌年の『ゲシヒテ』にシンポジウムの特集が組まれることとなるが、初のオンライン開催ゆえに段取りがつかめず、一年遅れの掲載となった。

遅ればせながら本特集は、その時のシンポジウムの記録として、当日の登壇者より発表内容をもとにした原稿を執筆し、構成したものである。一年間のブランクがあるために当然ながら登壇者の報告内容をめぐる状況は変化しており、当日の発表内容から大きく内容を変更したものがあつる。まず西山氏の報告は既発表論文の内容を含んでいるので、それを発展させた別の論稿をあらためて依頼した。折よく、西山氏が研究代表者をつとめる科学研究費補助金のプロジェクト「ドイツ近現代史における複眼的視点にもとづく史料集生成」が採択されており、このプロジェクトの趣旨に準じたものをご執筆いただくこととなった。

一方、新しい学習指導要領に基づく新科目「歴史総合」導入の準備も進み、その教科書見本が完成して、二〇二二年四月からの実施を見据えて各校で教科書の選定が進んでいる。本誌が刊行されるころには、教育現場において実際の授業がなされていることになる。

2 歴史総合と史料に基づく教育

さて、本特集のコンセプトは、ドイツ現代史研究から高校の歴史教育分野に、専門的見地からどのような貢献ができるのかというものであつ

た。先に述べた通り、二〇二二年度から高校の必修科目として「歴史総合」が新設され、選択科目として「世界史探究」と「日本史探究」が設けられた。地理歴史科においては「一九四七年に新しい教育課程が発足して、教育内容が学習指導要領によって定められるようになってからの最大の「改変」とされる⁽¹⁾。歴史総合は近現代史における日本史と世界史を総合的に記述し、「近代化と私たち」「国際秩序の変化や大衆化と私たち」「グローバル化と私たち」という三つのテーマを軸に、思考力を重視した学習を行う科目である。学習指導要領によれば、歴史総合の目標の第一項目は、「近現代の歴史の変化にかかわる諸事象について、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付ける⁽²⁾」とされる。

もちろん、歴史総合という科目については、「世界史A」には存在した前近代史の不在や、日本の近代化と産業化を成功例と見なしてそれに影響を与えた西洋の近代化や植民地化を中心に世界を見る「西洋中心主義」や、「日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情」（「目標」の第三項目）といった国民的規範を内面化させることを目的の柱にしているという問題や、実践的には二単位という限定された時間で実施する困難など、数多くの問題点や批判が提起されている⁽³⁾。

それらの問題点もさることながら、高校生相手に授業をする教員にとって気になるのは、「資料を活用しながら歴史の学び方を習得⁽⁴⁾」するという授業の方法である（歴史教育においては統一して「資料」と表記されるが、歴史学の立場から論述する本特集においては、引用以外では「史料」と表記する）。歴史総合の教科書冒頭の「歴史の扉」には「歴史の特質と資料」という項目が用意され、「日本や世界の様々な人々の歴史

的な営みの痕跡や記録である遺物、文書、画像などの資料を活用⁽⁵⁾」することや「複数の資料の関係や異同に着目して、資料から読み取った情報の意味や意義、特色などを考察し、表現すること」が指示されている。歴史的事実が史料に基づいて構築されていることを理解し、教育現場において歴史的思考を働かせるように設定されているのである。従来の中等教育における歴史教育は、諸地域の歴史的事象を体系的に理解する、コンテンツ重視の教育がなされてきた。しかしその結果、歴史は「暗記科目」と呼ばれ、難問化する一部の大学入試の影響もあって、いかに多くの歴史用語を正確に暗記するかという「苦役」を高校生に強いことにもなった。そうした反省から、歴史用語を暗記するのではなく、史料を読んで歴史的思考を働かせる能力をはぐくむこと、つまりコンピテンシーの育成が教育目標として設定されたのである。二〇二二年より実施された大学入試共通テストの問題のほとんどに、一次史料が用いられるようになったのは、こうした傾向を反映したものであろう。

3 ドイツ現代史研究からの貢献

史料に基づく歴史教育を実践するためには、優れた史料集とそれに対応する「問い」が不可欠である。もちろん「歴史総合」の教科書や図表などの副教材には多くの「問い」が掲載され、それに対応する史料が掲載されるものになる。しかしながら「主体的、対話的で深い学び」を実践するにあたっては、生徒から主体的に発せられる「問い」を重視することが好ましく、そうした「問い」を考えるために都合の良い史料を、専門家ではない高校教員が発掘して教材化することは困難である。また、例えば「なぜドイツ国民はヒトラーを支持したのか？」といった、生徒

の関心を集めやすいが、生徒の主體的な思考からヒトラー賛美に陥りかねないような題材を、どのように史料で考えさせるのかという、学習者の主体性と倫理性をめぐる難問もある⁶⁾。また、世界史に関して言えば、一次史料に当たるためには外国語から翻訳する必要がある、高校教育からのアプローチは困難であろう。

このように史料とその扱い方は、新しい教育方法を求める歴史総合に臨む現場の教員にとって切実な問題になっている。しかしながら高校歴史教育の実情に即した、歴史研究者の提示する史料集はまだ少なく、依然として歴史教育の中心は政治的なプロセスや国際政治、経済システムに偏りがちである⁷⁾。さらに、史料を提供したとしてそれをどのように授業で活用すればよいのかという問題もある。つまり授業の達成目標に即した「問い」に対応する史料でなければならず、重要な研究成果を分かりやすく授業内の議論に落とし込むためにも、専門的な知見が必要なのである。

こうした現状において、ドイツ現代史研究から新しい歴史教育にどのような貢献ができるかということが問われている。ドイツ現代史においても多くの原史料が翻訳されているが、これらは研究者向けの側面が強く、やはり高校歴史教育に向けた教材の作成が必要であろう。とりわけ、人種主義、ジェンダー、民衆感情といった歴史総合が求める「現代的な諸課題」と結びつけやすい歴史研究について、ドイツ現代史研究には多くの蓄積がある。これらの学問的成果をどのように高校歴史教育に接続できるかを検討すべきであろう。

以上のような問題関心から、本特集ではまず西山論文が、ドイツ現代史研究における「複眼的視点」に基づく史料集作成について、その理論と実践における諸課題を論じる。「複眼的視点」は一九七〇年代からド

イツの歴史教育で提起され、取り入れられてきた方法論であるが、歴史総合で重要とされる「複数の資料」をどう読み取らせるかという問題にも、実践的な解決法を提供するものとなる。続いて小野寺論文は、著名な同時代文献でありエゴ・ドキュメントである『アンネの日記』を題材として学生自らが多くの「問い」を作り出すという授業実践を紹介する。『アンネの日記』は高校生にとつてもよく知られた題材であり、そこから「問い」を作り出すという学生の取り組みは、歴史総合に取り組む教員にとつても興味深い実践事例となるであろう。最後に、川島啓一氏によるコメントは、高校教員の立場から本特集がどのように高校歴史教育に寄与しうるのかを示す意義がある。本特集がドイツ現代史研究から歴史総合への架け橋となり、有益な議論を生み出すことを期待したい。

注

- (1) 君島和彦「歴史総合とはどのような科目か」『歴史地理教育』第 八八〇号、二〇一八年、六二頁。
- (2) 『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示)』文部科学省、二〇一八年、五六頁。
- (3) 米山宏史「歴史総合——その批判的検討と授業づくりを考える」『歴史地理教育』第 八八一号、二〇一八年、一〇一―一五頁。井ノ口貴史「歴史総合」の批判的な検討から創造的実践へ」『歴史地理教育』第 八八八号、二〇一八年、五四―六一頁。今野日出晴「内面化される「規範」と動員される「主体」」『歴史評論』第 八二八号、二〇一九年、五一―三頁。西村嘉高「新しい高等学校学習指導要領をめぐって——「歴史総合」を中心に——」『歴史学研究』第 九七九号、四五―五二頁。

(4) 『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示) 解説 地理歴史編』 文部科学省、二〇一八年、一二三頁。

(5) 前掲『高等学校学習指導要領』五六頁。

(6) 北村厚・福島雅淳「高等学校世界史における知識構成型ジグソー法の教材開発と実践——資料を用いた「ポトムアップ型」教材開発に関する一考察——」『人間文化』第四八号、二〇二二年、四一―四二頁。

(7) 最も体系的に豊富な史料を収録しているのは歴史学研究会編『世界史史料』全一巻、岩波書店、二〇〇六年―二〇一三年であり、優れた実践集(歴史学研究会編『史料から考える世界史二〇講』岩波書店、二〇一四年)も編まれているが、史料が政治史に偏っていたり、条約や法律文をそのまま掲載するものが多く、高校生が思考を働かせにくいという難点がある。他方で歴史教育に対応した優れた史料集として、三成美保・姫岡とし子・小浜正子編『歴史を読み替える ジェンダーから見た世界史』大月書店、二〇一四年および、久留島典子・長野ひろ子・長志珠絵編『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史』大月書店、二〇一五年があり、実際に高校教育の現場で活用されている(川島啓一「ジェンダー視点をどう取り入れるか?——高校歴史教育の現場から」『ジェンダー史学』第一四号、六九―八五頁)。

(きたむら あつし・神戸学院大学准教授)



1 はじめに

本論のもととなるドイツ現代史学会における報告が行われたのは二〇二〇年九月、緊急事態宣言下での前期授業が終わり、後期が始まるうとする時点であった。それから一年以上が経過し、対面授業への回帰が強まりつつも、同時双方向、あるいはオンデマンド方式や、対面とのハイブリッド形式など、オンラインによる授業は大学教育における選択肢として認知されたといつてよいであろう。短期間のやむを得ない方策と考えられたものが、二年間と長期に及ぶなかで、経験も蓄積され、否定的なことばかりではない有用な点も認識されるようになったことは事実であるが、その反面、コロナ以前における歴史授業の問題点もあらためて炙り出されたように思われる。その一つが、インフラとしての史料集が十分に整備されていない点である。このことは、紙媒体のみならず、あるいはむしろコロナ禍の状況下では、デジタル（オンライン）媒体においてよりいっそう感じ取られるものであった。ドイツ近現代史を専門とし、授業を行う者であれば、論説が中心ではあるが、史資料も豊富に掲載されている連邦政治教育センターのホームページ（[bpb](http://www.bpb.de)）を参照したことがない者はおそらくいないであろうし、英語でも、ワシントンのドイツ歴史学研究所が公開している史料サイト、「ドイツ史文書画像資料」が存在している^③。規模は別としても、これに類似した日本語のサイ

トがあれば、資料作成だけでなくフィードバックにも追われるなかで授業準備がどれだけ効率的に行えたであろうか、と慨嘆したのはおそらく筆者だけではなからう。そして、二〇二一年一月には、イギリスの出版社ブルームズバリーが教育機関向けの有料サイトとして、ドイツの歴史家シュテファン・ベルガーらの監修のもとに「歴史・理論と方法」を開設するなど、大学における歴史教育のパッケージとしての商品化も進められている^④。

紙かオンラインかという媒体の問題についてここでは措くとして、上述の通り、史料集の編集はコロナ以前の課題である。近年の傾向として、さまざまなアプローチからとりわけ映画や博物館といった記憶メディアを活用し—学生の関心を喚起する概説が（おもに各国史の形で）出版されてきている。このことはコンパクトに知識を伝達するものとしても歓迎されるべきものといえる一方で、概説のもつ叙述の規範性を考えるならば、批判的な歴史的思考力の涵養に必ずしもつながるわけではない。むしろそこには、我々が生きる「性急さの時代」（スザンヌ・マ―チャント^⑤）のなかで、かえって簡にして要を得た「解答」やコンパクトさへの偏重を促進してしまうリスクが潜んでいるのではなからうか。これはけっして概説不要論を意味するものではなく、むしろ問題となるのは、概説に対して史料をもとに、そして史料を通して考えることを可能にする素材を提供することでバランスを取ることの必要性である。

2 世界史・外国史における史料集の必要性

いうまでもなく、「史料から考える」ことは二〇二二年から始まる高校の歴史教育における重要な改革の一つであり、「歴史総合」や「世界

史探究」によって実践されることになる(はずの)ポイントである。その意味で当たり前のことを言っているに過ぎないのであるが、ここであえて史料集の重要性を強調する意義を以下三つ挙げておきたい。一つは、そもそも高校と大学の歴史教育を同一に論ずることができるとか、という疑問についてもある。これに対しては、歴史授業の実践が学習指導要領の改正によって一変するものではなく、そうした教育方法を大学において身につけた(教育学部だけに限られない)学生が教職に就くことで定着していくという中長期的プロセスとして考えるべきであり、すでにこの点において高大連携は不可欠であるといえよう。他方、「世界史のおもしろさに触れる鍵⁶⁾」である史料を分析し、史料で考えることは、授業内容において自由度の高い大学においてより本格的に実践可能であり、それはゼミなどの少人数科目はむろんのこと、大人数の講義系科目においても導入や展開、あるいは発展的課題など、ピンポイントで活用することもできるであろう。しかし、現在においても知識の伝達に重点が置かれ、史料分析や思考についてはそれに付随する副次的なものにとどまっているのではないだろうか。

第二に、このことは、大学入試センター試験・共通テストにおける世界史(A・B)受験者が、日本史や地理と比べて少数派にとどまっていることとも関係している。「歴史総合」の導入のきっかけである二〇〇七年の「世界史未履修問題」以降も世界史必修は維持されたものの、二〇二〇年度の共通テスト初回における地歴三科目(B)の受験者数は、世界史・日本史・地理Ⅱ九・一六・一四(万人)となっている。皮肉なことに、世界史を必修化した一九八九年の学習指導要領改訂の翌年の一九九〇年度のセンター試験では、三科目それぞれの受験者数はほぼ一二十万人と拮抗していたのが、冷戦終結後のグローバル化が叫ばれた平

成時代において、日本史▽地理▽世界史の序列が急速に固定化されていたのである⁷⁾。また、筆者が勤める私大「国際学部」においても、日本史受験者が世界史受験者を大きく上回っているのが現状である。このため、大学における世界史にかんする講義においては、視野を広げたり、見方をひっくり返す以前に、土台となる知識が不十分であるというハンディキャップを埋めるために労力を費やさなければならぬ。そしてハンディキャップは、とりわけ文書史料の場合は翻訳に依存せざるを得ないという史料活用における語学の壁としても存在する。たとえば第一次世界大戦下の社会情勢の「生史料」として当時の新聞記事の「コピー」は、ドイツにおけるギムナジウムの授業でもよく使われており、日本でも明治から昭和初期の戦時下の日本の社会について同様の実践は可能であるが、日本におけるドイツ、ヨーロッパ史の授業においては高校はもちろんのこと、大学においても容易ではないであろう。

実際には、既存の世界史の教科書や資料集にはさまざまな図像、文書史料が掲載されており、後者については一二巻におよぶ歴史学研究会編の世界史史料もあるではないか⁸⁾、という反論が出てくるかもしれない。しかし、ここで問題としたいのは、その史料の役割である。このことが第三の、そして本論において中核となる点である。というのも、これらの史料の多くは本文テキストを例証、確認する機能を有し、それ自体意味はあるものの、そこにどどまっておき、史料そのものを「を」、そして史料「から」考える契機を十分に与えているとは思われるからである。この点、たとえば二〇一五年から二〇二〇年にかけて全四巻で刊行されたドイツ・ポーランド共通歴史教科書の仕様書においては、

「本文記述は支配的とはならず、文書・図像史料と緊張関係のもと

に置かれ、論争的な判断（コメント）に十分なスペースが与えられねばならない。(…)史料は本文の記述を確認するだけでなく、それを補足し、あるいはそれに矛盾するものでもある。それによって生徒には自立的かつ批判的にそれらと取り組む可能性が与えられるべきである。」⁹⁾

と述べられており、本文記述と史料の関係がより対等なものとされている。むろん、これを異なる（高校）教科書文化のなかに安直に「輸入」することは混乱を招く危険性があるが、史料の多機能性、とりわけ本文記述に整合しない視点を提示する史料の提示は、ここでも述べられているように、批判的な歴史思考力を形成するうえで重要な意味を持つものと考えられる。そこで提起したいのが、「複眼的視点 Multiperspektivität」にもとづく史料集の作成である。以下ではまず、この概念とその方法論について紹介することにした。

3 歴史教育における「複眼的視点」

歴史教育における「複眼的視点」は、一九七〇年代ごろから（西）ドイツの歴史教育学において議論され、一九九〇年以降、西ヨーロッパ諸国にも受け入れられることになった。¹⁰⁾ ドイツの先駆性は、政治教育における「ポイテルスバッツハ合意」（一九七六年）、とくに「学問と政治において議論のあることは、授業においても議論のあるもの？」として扱われなければならない。(…)多様な視点を取り上げられず、他の選択肢が隠され、オルタナティブが言及されないところでは、（イデオロギー的）教化が始まるからである」という「論争性 Kontroversität」原則とも関連

していると考えられる。¹¹⁾ ただし、知識伝達偏重に対する不満は同じ時期に他国においても観察され、それが一九九〇年代、そして二一世紀に入り「複眼的視点」をキーワードとする国境横断的な潮流となっていたのである。このことが、バルカン諸国における共通歴史教材やすでに言及したドイツ・フランス、ドイツ・ポーランド間の共通歴史教科書の作成にもつながっていった。さらに国境内部においても、多文化社会における市民的能力（コンピテンシー）を育むうえで、「複眼的視点」が目されるようになっていく。¹²⁾ ドイツは周知のとおり公教育は連邦州の管轄であるが、各州の学習指導要領において「複眼的視点」は歴史教育における重要な理念とされている。¹³⁾

「複眼的視点」をめぐっては、その定義、方法についてさまざまな主張、解釈が存在するが、この分野の第一人者として衆目の一致するのが、『複眼的視点―歴史を自ら考える』（二〇〇〇年刊）の著者でもある、ドイツの歴史教育学者クラウス・ベルクマン（一九三八―二〇〇二年）である。¹⁴⁾ 彼は次のように述べている。

「複眼的視点とは歴史的状况をそこに参加し、あるいはそれに直面した人びとの様々な視点から叙述し、考察する歴史学習の原則である。歴史の複合的な情勢のなかで行動し、受苦する人びとの状況を異なる形で認識し、状況に対して異なる意図をもって働きかけようと試みるものである。その相違は何よりも支配の文脈、男女という性的帰属、利害、あるいは宗教やその他の確信のなかに存在していた。生徒たちはこの異なる視点と向かい合い、歴史的思考の行為においてそれらに取り組むことになるのである。」¹⁵⁾

このように、「複眼的視点」とは歴史認識における主観性（＝視点）を前提とし、歴史における知の客観性が問われる検証という行為によって成り立っている、ということを経験的に学びとることに教育的意義を見出そうとするものである。そして、「他者の認識、感情、価値観の視点を認識すること」が、「自分の視点を内省し、他者の目を通して自らを観ること」になるという再帰的価値を有するものとされる¹⁶。そのうえでベルクマンは、学習過程として、（一）史料に登場、発言する主体の視点を引き受けて考察する作業によって、過去の視点の復元を試みることによる、理解と共感の訓練、（二）過去の視点をその歴史的文脈に位置付けることによる、枠組み条件の説明の訓練、（三）過去の現実の再構成が一つの解釈であり、異なる見解に至りうるという状況を理解すること、（四）そのような解釈作業は、自らの主観的視点と直接的に関連しているという状況の経験、（五）その時代に生きる人々の行為と受苦を事実と価値の判断によって評価することができるために、熟慮したうえで判断能力を身につけること、という五つを挙げている¹⁷。

ただし、「複眼的視点」は取り上げる時代、出来事の当事者の視点における複数性だけにとどまるものではない。上記（三）～（五）が示唆するように、後世の人間が異なる視点をどのように整理し、解釈するのか、そして過去の解釈が現代社会の指針としてどのような影響を与えているか、という点についても適用されるものである。ベルクマンはこれを「同時代」、「歴史解釈」、そして「記憶文化」の三つの次元として提示している。この点、オランダの社会教育学者ワンシンクラも、「三つの時間軸 [temporalities] として、「歴史的な視点取り historical perspective taking」、「歴史学的な視点取り historiographical perspective taking」、「現代的な視点取り contemporary perspective taking」について論じているが、¹⁸

おおよそベルクマンの三つの次元と一致するものといえよう。もちろん、これらはいくまで理念型であり、実際には相互に関連している。それは、歴史研究における新しいアプローチや記憶文化の変化が新たな史料の発掘を促すというように、時間の流れに逆行する形でも存在する。しかし、こうした関連性も三つの次元・時間軸を設定することによって可視化されるものであり、その教育的有用性を否定するものではなからう。実際、前述の歴史映画や博物館、記念碑などを導入、切り口とした概説では、第三の次元・時間軸から第一、第二の次元へと移行していることになるが、これは授業実践においてもしばしば使用されている手法であろう。その一方で、とりわけ第二の次元は日本の高校、大学教育におけるプレゼンスは希薄であり、教科書のなかに歴史家の異なる解釈が提示されることはほとんどない。たしかに史学史や研究史は抽象度が高く、それとの取り組みは第一の次元よりも複雑かもしれないが、解釈がなぜ複数ありうるのか、あるいはなぜ有力と目される解釈が変化したのかについて考えるうえで、必要な手続きである。まさにこの点の教材資料レベルでの欠落が、二〇一九年に刊行された『論点・西洋史学』¹⁹に対する注目の高さに繋がっているといえよう。この研究者による論点整理からさらに一歩進めれば、歴史解釈のテキストそのものを読解し、突き合わせるような（エッセンスの抜粋としての）史料の提示が求められるであろう。

4 「複眼的視点」の課題と問題点

あらゆる教育方法と同様、「複眼的視点」にもリスクや副作用などの問題、課題が存在する。ベルクマンの学習過程（一）の過去の当事者の視点を引き受ける点については、「私」という一人称で過去を再構成す

ることが求められ、それはたとえば日記を書く、新聞に投書するといった仮想的な課題、エゴ・ドキュメントの作成によって深められるとされている。こうした課題は実際にドイツの高校歴史教科書にもみられる手法であるが、歴史のなかで沈黙した人びとに声を与える行為が、学習者の現在主義的な思い込みを不可避的に混入させ、かえって史実（歴史学）とフィクション（歴史文学）との境界を曖昧にさせてしまうのではないか、むしろ声なき人びとが沈黙した事実そのものを考えるべきではないか、あるいはまた、歴史上の主体への理解・共感が自らのアイデンティティ形成とも運動すると（ここには理解・共感困難な人物に対する嫌悪・反感を含む）、そこから抜け出すことが困難になるのではないか、といった懸念や批判もみられる。最後者については年齢層も関わる心理的要素を含む難しい問題ではあるが、前二者については、次のステップである（二）の時代の制約条件、文脈への位置づけにおいて向き合うことが可能であり、そこにおいて、史実とフィクションの境界線について自覚的となり、歴史文学や映画をそれ自体として評価する能力を涵養することにもつながるであろう。⁽²⁰⁾

この時代の制約条件、文脈における位置づけは、概説などによって提供される知識にもとづくものである。そもそも多様な視点自体も、私たちがそのプロフィールにおいて重要とみなすカテゴリー——ベルクマンの上記引用には、支配権力構造のなかの位置、ジェンダー、経済的利益、宗教が挙げられている——に沿って選択されるものである。歴史の解釈が多様であり変動するということは、突き詰めれば、こうした「文脈」や「背景」もまた一つの解釈に基づいており、「アルキメデスの支点」は存在しないということである。一に引用した、ドイツ・ポーランド共通教科書の仕様書における本文記述に対する論争的判断の可能性の付与は

このことを意識したものであるが、これはきわめて高度な学習課題というべきであり、同教科書が対象とする中学校レベルの生徒、そして彼らに教える教員にとつて果たして可能であるのか疑問が残るが、少なくとも大学の講義・演習レベルであれば実践は不可能ではなく、むしろ必要となるのではないだろうか。

さらに「複眼的視点」に対する批判としてしばしば指摘されるのが、誰もがそれぞれの視点を持っていたという多様性の陳腐な確認や相対主義の力オスに陥る危険性である。⁽²¹⁾ とりわけ問題となるのは、ホロコーストなど現代社会において高度にモラル的な意味をもつ歴史事象をめぐって、視点の複数性が提示の仕方によっては両論併記としていわゆる「歴史修正主義」をも等価なものとの印象を与えかねない、という点である。実際、反ユダヤ主義研究の立場からは、「教育学の一部においては、規範的な価値志向の不可欠な立場に、複眼的視点や多様性とラベリングされた文化・価値相対主義が取って代わろうとしているが、それは、根本において反ユダヤ主義の主題化にとつて致命的な結果をもたらしてしまうのである。なぜならば、反ユダヤ主義にとつて視点的、文化的、多様な正当化などは存在せず、それはつねに誤りであるからである」との指摘もある。⁽²²⁾ たとえば、ナチに対する国民の支持について、イデオロギーよりも経済的な動機であったことを示す証言が史料の一つとして提示された場合、反ユダヤ主義の「相対化」へと導くナチ支持の「多様性」と解釈することが許容されるのであろうか。あるいはそれは、ベルクマンの学習過程の（五）における価値判断によつて、共犯的關係性として「つねに誤りである」と規範的に断罪されるべきなるのか。先述のオランダのワンシンクラの研究は、「オランダ独立戦争」、「奴隸制」、「ホロコースト」の三つのテーマの授業を比較分析するなかで、遠い時代の「冷め

たテーマ」である「オランダ独立戦争」の方が複眼的視点を展開しやすく、近い時代で現代オランダ社会の記憶文化を規定する「熱いテーマ」である「ホロコースト」では開放性のスペースは縮小すると述べている。それはまた、教員の学級運営能力やテーマについての習熟、生徒の社会的文化的出自の構成など、他の要因によっても影響される⁽²³⁾。これらの知見は、おもに史料集よりは中等教育における授業実践にかかわることであるが、史料集が使われる環境や、掲載史料が脱文脈化されて利用される危険性を考えれば、十分に注意しておくべきであろう。

5 複眼的視点にもとづく史料集の作成に向けて

歴史教育において複眼的視点を導入、展開する場合、どの層を対象とするか、ということが重要となる。このことは、もちろん史料集にも当てはまる。現在、筆者が科研基盤研究(B)として取り組んでいるのがこの複眼的視点にもとづくドイツ近現代史の史料集の作成であるが、⁽²⁴⁾ までのターゲットは高校の「世界史探究」から大学の講義、専門の演習までを想定している。

どのレベルにおいても有用となる最大公約数は、ドイツ近現代史におけるさまざまなテーマについて、同時代的視点―ただし視点はドイツ内部に限定されるわけではない―からの史料をバラエティー豊かなものとし、比較分析による相違点や関連性の発見を促す形で配置することである。その際、その史料は手紙や日記、回想録といったエゴ・ドキュメントが、歴史主体の視点の引き受けという観点からは望ましいが、他にも裁判文書や監視記録、新聞記事などの文書史料に加え、風刺画などの図像資料もそれぞれの史料の特性についての解説とともに掲載されること

になるであろう。また、文書史料に対して軽視されがちなモノ(遺物)が発するメッセージも主題化されることが望ましい⁽²⁵⁾。第二の次元については、過去の歴史教科書や歴史家の言説、第三の次元については記憶文化をめぐる言説やイベントなどが取り上げられることになるが、これらをどのように切り出し、そして同一次元内、次元間横断で資料を組み合わせ、突き合わせることによって、どのような課題を設定するかが鍵となる。むしろ、掲載される史料は「石切り場」的に、個々の教員による独自の問題設定において活用されることも想定しているが、立てられうる問いを示すことが肝要である。

これらのことの多くは、『ドイツ・フランス共通歴史教科書』の翻訳によって、日本語でも読むことができる先例が存在している⁽²⁶⁾。ただし、史料集という点では教科書というフォーマットの制約のなかで、複眼的視点を全面的に展開できているわけではない。他方、歴史教育における複眼的視点について一日(以上)の長があるドイツでは、さまざまな史料付き教材がテーマごとに刊行されている⁽²⁷⁾。これらも史料集の構成や内容の精緻化のために参照、分析されることになるが、同時に自らの講義や演習もまた実験場として活用することで、そこからのフィードバックを期待することができる。

もともと筆者がこのプロジェクトを構想するに至った動機は、どうすれば退屈そうに講義を聞いている学生が一人でも減り、演習に主体的に参加する学生が増えるのか、という素朴だが切実なファカルティー・ディベロップメントからであった。それは個人的な資質によるところが大きいかもしれないが、授業準備に充てられる時間が限られ、むしろ減りつつあるなか、個人の「職人技」だけでは限界があり、集合的なインフラ整備も必要ではないだろうか。その一つがこの史料集であると考

えたのである。しかしたんなる教育的な観点にとどまらず、複眼的視点が投げかける問いかけは、自らの研究における論理構成（史料の取捨選択、比重のかけ方）やその手続きのより自覚的な振り返りや問い直しを通して、リサーチ・ディベロップメントにもなりうるものである。冒頭に挙げた欧米のサイトに比べれば、きわめてささやかなものではあるが、ドイツ近現代史という限られた領域をインテンシヴに開拓することによって、具体的な事例を示せばと考えている。

注

- (1) 本稿は、二〇二〇年度ドイツ現代史学会のシンポジウムにおける報告をもとにしているが、この報告はさらに以下の拙稿をもとにしている。
西山暁義「外国史教育における複眼的史料集の可能性…ドイツの歴史教育と近現代史の例から考える」『共立女子大学・共立女子短期大学総合文化研究所紀要』二六（二〇一九年）、四九―七四頁。
- (2) <https://www.bpb.de/geschichte/>（二〇二二年一月二〇日アクセス）
- (3) <https://germanhistorydocs.ghi-dc.org/>（二〇二二年一月二〇日アクセス）
- (4) Bloomsbury History: Theory and Method. <https://www.bloomsburyhistorytheorymethod.com/>（二〇二二年一月二〇日アクセス）
本サイトには、日本からも井野瀬久美恵氏がアドバイザー・ボードに名を連ねている。開設に際してのオンライン・ミーティングにおいて、ベルガーとともに監修を務めるオランダの歴史家マリア・グレーヴァーは、コロナ禍を経験したうえでのこうしたオンライン教材の充実の必要性を指摘している。"Bloomsbury History: Theory & Method Launch Webinar" <https://www.youtube.com/watch?v=cZYsERiz-Jk>
- (5) Suzanne Marchand, "Celebrating 'Boring' Ideas in the Age of Impatience: The Nineteenth Century in Intellectual and Cultural History", in: *Central European History* 51 (2018), pp.662-666, 662. アメリカのドイツ史家マーチャントはここで、エリック・ホブスボームが二一世紀初めの現代史を執筆していたとすれば、その題名は「性急ぎの時代 the age of 'impatience」であったのではないかと述べており、それを示唆する現象として、教員・学生間において簡潔な回答を求める大学の教育学修文化や、出版社による短編の書籍への志向、ニュースの「ツイート化」などを指摘している。
- (6) 歴史学研究会編『史料から考える世界史二〇講』岩波書店、二〇一四年、まえがき v.
- (7) 大学入試センター「センター試験志願者数・受験者数・平均点の推移」(二〇二〇年度共通テストを含む) <https://www.dnc.ac.jp/center/sui/index.html>（二〇二二年一月二〇日アクセス）
- (8) 歴史学研究会編『世界史史料』全一二巻、岩波書店、二〇〇六―二〇一三年。
- (9) Gemeinsame Deutsch-Polnische Schulbuchkommission, Empfehlungen, Göttingen 2012, S. 19. ドイツ・ポーランド共通歴史教科書については以下の拙稿を参照。西山暁義「独仏・独ポ共通歴史教科書と複眼的視点の可能性」名嶋義直・神田靖子編『右翼ポピュリズムに対抗する市民性教育』明石書店、二〇二〇年、三五四―三七四頁。
Robert Stradling, Multiperspectivity in history teaching: a guide for teachers, Strasbourg 2003, pp.9-10. <https://rm.coe.int/0900001680493c9e>（二〇二二年一月二〇日アクセス）
- (10) Robert Stradling, Multiperspectivity in history teaching: a guide for teachers, Strasbourg 2003, pp.9-10. <https://rm.coe.int/0900001680493c9e>（二〇二二年一月二〇日アクセス）

- (11) 近藤孝弘『ドイツの政治教育―成熟した民主社会への課題』岩波書店 二〇〇五年、四六頁。
- (12) Stefan Benz, „Multiperspektivität. Vom Prinzip des Geschichtsunterrichts zum Schlüsselkonzept der interkulturellen Kompetenz“, in: Thomas Sandkühler u. a. (Hg.), *Geschichtsunterricht im 21. Jahrhundert. Eine geschichtsdidaktische Standortbestimmung*, Göttingen 2018, S. 295-312.
- (13) 西山「外国史教育における複眼的史料集の可能性」五二―五四頁。
- (14) Klaus Bergmann, *Multiperspektivität. Geschichte selber denken*, Schwalbach/Ts. 2000.
- (15) Klaus Bergmann, „Multiperspektivität“, in: Ulrich Meyer, Hans-Jürgen Pandel und Gerhard Schneider (Hg.), *Handbuch Methoden im Geschichtsunterricht*, Schwalbach/Ts. 2007, S. 65-77, 65.
- (16) Bergmann, „Multiperspektivität“, S. 65-66.
- (17) Bergmann, „Multiperspektivität“, S. 41.
- (18) Bjorn Wansink, Same Akkeman, Izel Zuiker and Theo Wubbels, “Where Does Teaching Multiperspectivity in History Education Begin and End? An Analysis of the Uses of Temporality”, in: *Theory & Research in Social Education* 46 (2018), pp.495-527.
- (19) 金澤周作監修 藤井崇ほか編『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房 二〇一九年。
- (20) Martin Lücke, „Multiperspektivität, Kontroversität, Pluralität“, in: Michele Barricelli und Martin Lücke (Hg.), *Handbuch Praxis des Geschichtsunterrichts 1*, Schwalbach/Ts. 2017, S. 281-288, hier 288.
- (21) スウェーデンの中学校の歴史教育についての研究によれば、「複眼的視点」がカリキュラムやシラバスに明記されつつも、教壇に立つ教員は閉じられた因果関係の説明にもとづきがちであり、その一因として、明確な答えを求める生徒の要求への対応を指摘している。Joakim Wendell, “History Teaching between Multiperspectivity and a Shared Line of Reasoning: Historical Explanations in Swedish Classrooms”, in: *Norddidactica. Journal of Humanities and Social Science Education*, 2018:4 pp. 136-159, 156.
- (22) Samuel Salzborn & Alexandra Kurth, *Antisemitismus in der Schule. Erkenntnisstand und Handlungsperspektiven. Wissenschaftliches Gutachten*, 2019, S. 22. <https://www.tu-berlin.de/fileadmin/65/Dokumente/Antisemitismus-Schule.pdf> (二〇二二年一月二〇日アクセス)
- (23) Bjorn Wansink et al., “Where Does Teaching Multiperspectivity?”, pp.500-501.
- (24) 他に、芦部彰、小野寺拓也、河合信晴、小林繁子、佐藤公紀、鈴木直志、辻英史、森田直子が研究分担者として参加している。本稿には初年度である二〇二一年度に本科研内で行われた議論も取り入れられている。
- (25) たとえば、戦争や強制移住において残された・捨てられたモノの史料的価値について、以下を参照。Leora Auslander and Tara Zahra, *Objects of War: The Material Culture of Conflict and Displacement*, Ithaca 2018. これは博物館における展示（日本でもたとえばリニユール後の広島平和記念資料館などにみられる）とも関連してゐることは言うまでもない。この博物館展示についても、「テンプル」（顕彰・慰霊）と「フオーラム」（討論）の場としての機能をめぐって議論が行われつつあり、ヨーロッパでは後者の立場から予定調和とならなう「複眼的視点」の展示の必要性が主張されている。Cf. Anna Cento Bull, Eleanor Rewley, and Zofia Woycicka, “War Museums and Agonistic Memory: A Report”, in:

Museum Worlds. Advances in Research 6 (2018), pp. 112-124.

- (26) ペーター・ガイス、ギヨーム・ル・カントレック編（福井憲彦・近藤孝弘監訳）『ドイツ・フランス共通歴史教科書 現代史 1945年以降のヨーロッパと世界』明石書店、二〇二一年、同『ドイツ・フランス共通歴史教科書 近現代史 ウィーン会議から1945年までのヨーロッパと世界』明石書店、二〇一六年。
- (27) 代表的なものは、教育出版社ヴォツヘンシャウ社から刊行されている“Geschichtsunterricht praktisch”などが挙げられる。<https://www.wochenschau-verlag.de/Reihe/Geschichtsunterricht-praktisch>（二〇二二年一月二〇日アクセス）

（にしやま あきよし・共立女子大学教授）



歴史的に考えるとはどういう意味か ——『アンネの日記』の授業実践から——

小野寺拓也

1 はじめに

二〇二二年度から高等学校で「歴史総合」が始まり、歴史教育の根本的な見直しが模索されるなか、しばしば関係者の口の端に上るのが「歴史的思考力」という言葉である。二〇二一年の日本学術会議提言（およびそれを踏まえた二〇一九年の提言）では、「歴史的思考力」はおおよそ以下の六点到要約されている。^① ①歴史の連続・断絶への興味・関心、②調べる能力、③歴史の多様性とその分析・解釈、^② ④時系列的思考、⑤決定的ではない歴史理解、⑥学習の結果として身につく汎用的能力。

これについてはさまざまな疑問がある。だがとりわけ筆者にとって切実なのは、このような能力が必要・重要であり是非とも学ばなければいけないのだと学生・生徒に悟ってもらうにはどうすればよいのか、という疑問だ。筆者は現在、「国際社会学部」という学際的な教育環境に身を置いている。当然のことではあるが、このような環境において学生の誰もが歴史に興味を持っているわけではない。たとえば現在の難民問題に強い関心をもつ学生が、二〇世紀以前の移民・難民をめぐる歴史にまったく興味を示さないということはよくある。「現在のことを知りたければ、その現在がどのようにつくられてきたのかを知る必要があるはずだ」と筆者が説いても、学生たちの反応はあまり芳しくない。「歴史的に考えることが、教えられ、学ぶべき価値のあるもの、というコンセン

サスが成立していない」^③ことが少なくないのである。歴史にさほど興味関心のない／意義を感じない学生に、意識的にこれらの能力を教え込むことは果たして可能なのだろうか。

これに対する私の現時点での答えは、否定的なものとならざるをえない。興味をもってもらわなければ何も始まらない、というのが偽らざる実感である。「おもしろい」で終わってしまっただけではないというものはその通りであるが、^④ 学びによって得られる能力の重要性をいくら強調しても、学生・生徒に「是非学びたい」と思ってもらわなければいかんともしがたい。

そのさい決定的に重要なのが「具体性」である。歴史学は帰納的な学問であり、理論や枠組みを提示するさいにも、つねに「具体性」との往還が求められる。歴史的思考力も、まずは具体性を通してしか学ぶことができないのではないか。そして「おもしろい」具体性に触れさせることで、そこから「歴史的思考力」という抽象的な能力へと結びつけていけないだろうか。

そのような問題意識から、筆者はこれまで大学でいくつかの試みを行ってきた。①独仏共通教科書や、アメリカの歴史教科書に出てくる「問い」を学生と一緒に考える、②ドイツ連邦政治教育センターHPや、イギリスの映画教育サイト「Film Education」などにある映画教育の資料を読んで、どのような能力を身につかせようとしているのかを考察してもらう。^⑥ ③文書館史料（ドイツ兵と出会ったベルギー人女性からのラブレターの翻訳）を問いととも提示して議論する、などである。^⑦ 今回紹介する『アンネの日記』を使った授業実践も、そうした試みの一環である。

2 『アンネの日記』をめぐって

よく知られているように、『アンネの日記』にはいくつかのバージョンがある。まず、アンネ自身の日記にも、三冊に分けて記した当初の日記、さらにそれを書き直した「ぼらの用紙」という二つのバージョンがある。前者には一年近い欠損がある一方、後者は一九四四年三月で終わっている。それをもとに戦後になって父オットーが手直しや削除を加え、出版にさいしてさらに手が加えられるなど、編集過程も複雑である。したがってテキストの成り立ちや構成じたいが、本来は歴史学の考察対象として興味深いのはあるが、今回の試みではテキストの形式ではなく中身を考察することを主眼としているため、便宜的に二〇〇三年刊行の「増補新訂版」を利用している。

『アンネの日記』という題材の教育利用に批判の声が少なくないことは、筆者も承知している。L・マイセルも指摘するように、「犠牲者」の声は生徒・学生たちにとって共感しやすく、「道徳的に正しい側に立てる」という心地よさがある。だが、「なぜ」ホロコーストのような未曾有の出来事が起こってしまったのかを考えるためには、本来は（共感することの難しい）加害者の側から考える必要があるはずである。それでも今回は「歴史的思考力」涵養へと目的を絞った上で、誰でも知っており、敷居が低く（低いように見え）、入手も容易な本書をテキストとして選択することとした。

3 『アンネの日記を教える』

『アンネの日記』を使って学生・生徒に考えさせるためのアメリカの

指導書がある。『アンネ・フランクの日記を教える』という、小学校五年生（相当）以上を対象にしたものだ。筆者は前任校で英語講読の訓練も兼ねて本書を使っていたのだが、内容は大別すると①ホロコーストやユダヤ人迫害、②アンネ・フランクとその生涯、③『アンネの日記』じたいの説明の三つの要素からなっている。①については簡単な歴史的背景の説明に加え、イヴ・バンティングの「Terrible Things」、パヴェル・フリードマンの「蝶」、ネリー・ザックスの「死せる子どもが語る」といった童話・詩の解説、一九四二年七月三十一日付けのゲーリングからハイドリヒに宛てた「ユダヤ人問題の全面的解決」委託の文書や、一九四二年一月のヴァンゼー会議議事録、親衛隊経済管理本部によってユダヤ人囚人から没収された品々の目録などの読み解きなど、小五にしてはかなり高度な内容が含まれている。

ただここでは、本稿の主眼である③に着目したい。本書には、日記をもとにした問いがいくつか提示されている。たとえば、「一九四二年一月一九日と二〇日、一九四三年一月一三日の日記でアンネは、ユダヤ人の命運や彼女の状況について何を書いていますか？彼女の感情に変化は見られますか？」という問いがある。『アンネの日記』の十一月一九日の記述を見ると、「ここにいるわたしたちは、なんとしあわせなのでしょう」とあり、翌年一月にも「わたしたちは幸運です」と記されていて、「悲惨な外の世界」と比べれば自分たちは恵まれていると認識していることがわかる。だが、一月二〇日の記載には次のようにもある。「ところがいまでは、世の中の不幸な問題のことか、さもなければわたし自身のこと、それだけしか考えられません。〔…〕あんまりみんなから非難ばかり浴びせられ、そのうえ、外の世界のもろもろの不幸のことまで考えると、頭がくらくらしてくることもたびたびなんです」。個人の中での認識や感情の揺れ、状況の複雑さ

への注意を促す問いといえる。

また、「一九四二年二月一三日の日記でアンネは、下の通りで二人のユダヤ人を見たと書いています。どうやって彼女は、この二人がユダヤ人だとわかったのでしょうか？」という問いは、ユダヤ人が着用を義務づけられていた「ユダヤの星」に気付かせる問いであり、「ほんとうに他人の手柄がわかるのは、そのひとと大喧嘩したときだということだ。そのときこそ、そしてそのときはじめて、そのひとの真の人格が判断できるんです！」⁶⁵。この記述に一致する、あるいは矛盾するあなたの経験を挙げてみましょう」という「普遍性」の高い問いもある⁶⁶。だがそれ以外の多くは、『アンネの日記』それじたいというよりは、ホロコースト全体をめぐる問いとなっている。

本書がそのような構成になっている理由は十分理解できる。というのも、『アンネの日記』だけでホロコーストの全体像を理解することは不可能だからだ。隠れ家にいたアンネの視点からは、ナチの政策決定者の思惑や、絶滅収容所の実態、連合国の対応などは当然見えてこない。『アンネの日記』だけを読んでホロコースト全体がわかったような気にならない／させないためにも、さまざまな追加情報を提供する本書のような工夫は必要だろう。

だが筆者の試みの目的は、「ホロコーストの全体像を理解させる」ことではない。また以下で述べるように、本書は必ずしもホロコーストという文脈からのみ読まれるべきものでもない⁶⁷。まずは「おもしろい」具体性に触れてもらうこと、そしてそこから各自が自分なりに「全体」（それがホロコーストである必要性は必ずしもない）を組み上げていくことを模索したのである。

4 『アンネの日記』へのさまざまな疑問

そこで私が採った方法はごく単純なものである。『アンネの日記』を五回にわけて事前に読んでもらったうえで、疑問・質問・意見・感想をとにかく提示してもらおうというものだ⁶⁸。

このような試みはすでに六回ほど行ってきたが、学生からの疑問は大別すると六つに分類できる。

(1) ホロコーストやユダヤ人迫害をめぐる疑問

しばしば学生から寄せられるのが、「オランダのようなドイツから近い国に何故逃げたのか？」「危険を予測できなかったのか？」という疑問だ。もちろんホロコーストを学べばわかるように、ユダヤ人殺害が本格化するの是一九四一年以降であり、一九三三年にオランダに脱出したフランク一家にそれを予測できるはずがない。この問いを発することで、当時の視点で歴史を考えることの重要性を生徒・学生は認識するようになるであろう。

また、「オランダ人のユダヤ人に対する対応はどのようなものだったのか？」「ユダヤ人をかくまう風潮は存在したのか？」という疑問も多く寄せられる。十万七〇〇〇人がオランダから「東部」へと移送され、そのうち五〇〇〇人程度のみが強制・絶滅収容所を生き延びたが、他方で若者を中心に推計二万ないし二万五〇〇〇人が、非ユダヤ人の支援を受けて国内に潜伏したとされる⁶⁹。ミーブのように果敢に支援する人びとがいる一方で、オランダ人の中でも反ユダヤ主義が広がっていることが日記からも読み取れる。「わたしたちユダヤ人に対する大多数の人びとの態度が、ここにきて変わってきているというのです。聞くところによ

ると、反ユダヤ主義の波紋はいまや、かつてはそんなことなど考えもしなかった人びとのあいだにまで及んでいるとのこと。このニュースは、わたしたち〈隠れ家〉の八人全員に、深い、深い衝撃を与えました」⁽²⁰⁾。

また、ユダヤ人に対する様々な「規則」も学生の関心を惹く。(アイスクリーム店について)「二軒とも、ユダヤ人でも入れるお店です」、「その電車は、わたしたちユダヤ人には許されない贅沢品」。「わたしたちもフェリーに乗り乗ることができませんけど、乗れるのはそれぐらいなものですよ」といった記述である。「なぜこのような決まりがあるのか?」「なぜフェリーはよくて、電車はダメなのか?」という学生の疑問に対しては、ユダヤ人への特別法令集を提示しながら規則が五月雨式に積み上がっていく様子を説明したり、『クレンペラーの日記』に挙げられているさまざまな禁止事項を提示したりして、彼らがいかに規則でがんじがらめになっていたかを理解してもらおうようにしている。

(2) ユダヤ人・ユダヤ教をめぐる疑問

どの学年の学生も強い興味を示すが、フランク一家がユダヤ教のお祭りであるハヌカーと、キリスト教のお祭りである聖ニコラウスの日をもとに祝っていることである。「ハヌカー祭の贈り物が、アンネへの聖書なの?」(マルゴー)、「いや……まあ、聖ニコラウスの祭日のほうが、聖書を贈るにはもっとふさわしいだろうけどね」(オットー)という会話も日記には登場する。こうした疑問を通じて、ユダヤ教には改革派という人々がいて現地の文化を積極的に受容していたこと、彼らの中にはハヌカーとクリスマスを両方祝う人々もいたことなどを知ることになる⁽²¹⁾。

そうした宗教的な「柔軟さ」と関連して学生が着目するのが、「わた

しもいずれば火葬にしてもらいたいと思っと思っていますから」という一文がある⁽²²⁾。火葬に関する記述が出てくるのは日記ではここだけであり、アンネ以外のフランク一家がどのように考えているか定かではないのだが、「当時ユダヤ教で火葬は一般的なのか?」という質問が、毎年のように寄せられる。もちろん、ユダヤ教ではカトリックと同様、死後の復活に備える観点から伝統的に火葬は禁じられており、映画『サウルの息子』でも「息子」をなんとかしても土葬しようと奔走するサウルの様子が描かれる。改革派の中には火葬に理解を示す人々もいたものの⁽²³⁾、ドイツでも火葬は一九世紀後半になってようやくプロテスタント地域を中心に始まったものであり、火葬の件数が土葬を上回ったのは二〇〇九年のことである⁽²⁴⁾。したがってこの時代には、アンネのような考え方はおそらく少数派であっただろう。

ただし、こうした「柔軟さ」は「いい加減」とはまったく異なることにも学生は気づく。ファン・ダーンのおばさんやペーターが時折見せるユダヤ人意識に対して、アンネは強い憤りを見せる。

「わたしだって、けっして正統派ユダヤ教の信仰をもっているわけじゃないんですけど、彼〔ペーター〕がどんなに孤独で、どんなに冷笑的で、どんなに心が貧しいかを見せつけられると、やっぱりそのたびに胸が痛みます」⁽²⁵⁾。

また次のような、一見矛盾するようにも見える記述にも学生たちは目を向ける。

「わたしたちは、けっしてただのオランダ国民にも、ただのイギリス国民にも、いえ、そのかぎりでは、他のどんな国民にもなれないでしょう。わたしたちはつねにユダヤ人なのです。わたしたちはつねにユダヤ人であるしかなく、またそれを望んでもいるのです。〔…〕いまなによ

りも望むのは、戦後はほんとうのオランダ人になりたいということです。わたしはオランダ人を愛します。この国を愛します。この国の言葉を愛し、この国で働きたいと思います⁽³⁰⁾。

「この複雑な心情はどう理解できるか?」、「アンネは迫害されることよってユダヤ人としての意識が強くなったのか?」といった疑問を通じて、ユダヤ人というアイデンティティの複雑さや流動性を学生たちは認識するようになる。さらに、「ひとりのキリスト教徒のすることは、その人間ひとりの責任だが、ひとりのユダヤ人のすることは、ユダヤ人全体にはねかえってくる⁽³¹⁾」という一文に、移民や難民が現在抱えている状況を重ねる学生もいる。

(3) 戦時下の暮らしをめぐる疑問

『アンネの日記』には、物価の話が時折登場する。スイスで「空想の買い物」をしている記述では、夏の肌着一枚〇・五ギルダー、ソックス一足〇・二五ギルダーなどといった値段が出てくる⁽³²⁾。これらは「平時」の物価と思われるが、読者は当然「一ギルダーはどれくらいの価値があるのか?」という疑問をもつ。現在の価格に換算することはなかなか難しい作業であり、本来は戦時下でのインフレも考慮する必要があるとはいえ、一九四〇年時点での公定為替は一ギルダー＝一・三三ライヒスマルク⁽³³⁾であり、ライヒスマルクがおおよそ現在の四〜四・四ユーロに相当するという推計に従えば⁽³⁴⁾、一ギルダーは六九〇〜七六〇円程度となる(二ユーロ＝一三〇円で計算)。

このおおよその目安を知ること、戦時下の異常なまでの物価の高さに学生は気づくことになる。卵一個が一・四五ギルダー(約一〇〇〇円)、い草のサンダルが六・五ギルダー(約四五〇〇円)、靴の中古品が

二七・五ギルダー(約一万九〇〇〇円)といった具合である。戦時下での物不足やヤミ市の存在を実感する重要なきっかけとなる⁽³⁵⁾。

そうしたなかで一部の学生は、以下の物価のもつ意味に気がつく。お茶二五グラムが三五〇ギルダー(約二四五〇〇円)、同量のコーヒーが八〇ギルダー(約五万六千円)、バター四五〇グラムで三五ギルダー(約二万四五〇〇円)、ブルガリアタバコ三〇グラムが一四ギルダー(約一万元)⁽³⁶⁾。「なぜバターの値段は戦時下で上がるのか?」「茶やコーヒー、タバコといった嗜好品を、なぜ人びとはそこまでして求めるのか?」という疑問は、戦時経済を考える上できわめて重要な足がかりとなりうる⁽³⁷⁾。

さらに、「クリスマスに、各自一二グラムずつのバターの特配が受けられるというのです」「割り当てのバターで、だれもがなにか特別なものを焼こうとしています⁽³⁸⁾」という記述も、クリスマスが体制や人々とつてもつていた特別な意味に気づく契機となりうる。クリスマスにきちんと特別配給が支給できるということは体制の正統性に関わる問題であつたし、戦時下という厳しい状況だからこそせめてクリスマスだけでも盛大に祝いたいという人々の思いは切実だつたからだ。「戦時下なのになぜ豪華な食事を取れるのか?」「戦時下なのになぜさまざまなプレゼントを贈り合っているのか?」という多くの学生が発する疑問も、この問題と密接に関係している。

それ以外にも、レジスタンスはなぜ戸籍登記所に放火するのか、ラジオの供出命令が出ているが、なぜ当局にラジオを持っているとわかるのか⁽³⁹⁾、「医者数は数が足りない」とあるが、戦時下ではなぜ医者が足りなくなるのか、「イギリスのラジオはいつだって真実を伝えている⁽⁴⁰⁾」という隠れ家の人たちの主張は、どこまで本当なのか、「貧しい健康保険の患

者」⁽⁴⁾とはどのようなものなのか、当時の程度医療にお金がかかったのかといった疑問は、すべて占領体制や戦時体制のありよう、ラジオに受信料が必要だったという時代背景、連合国と枢軸国のプロパガンダの共通点と相違点、医療のあり方など、さらなる探求の出発点となりうる疑問であろう。

(4) ジェンダーをめぐる疑問

『アンネの日記』の中には、「いつの日かジャーナリストか作家になりたい」、「うちのおかあさんや、ファン・ダーンのおばさんや、その他大勢の女性たちのように、毎日ただ家事をこなすだけで、やがて忘れられていくような生涯を送るなんて、わたしには考えられないことですから」という記述がある⁽⁵⁾。「こうした生き方は、当時の程度先進的だったと言えるか?」という疑問に答えるためには、一九世紀末以降の第一波フェミニズムや、第一次世界大戦以降の「モダンガール」などジェンダー史の知見が必要になる。避妊具やコンドームをめぐるアンネの記述⁽⁶⁾から、「当時のような避妊方法が存在したのか?」という疑問を抱く学生もいる。

また、アンネが書いた「おしゃべりは女性の特性であって、できるだけ慎むように努力することはするけれど、おそらくこの癖は決して直らないだろう。というのも、うちの母もそれに劣らず、いや、ひよっとするとわたし以上におしゃべりだから、遺伝はどうすることもできない⁽⁷⁾」という文章を引いて、「女はおしゃべりという規範はいつごろ出来たのか?」という疑問を投げかけた学生もいた。筆者には答えがすぐには思い付かないが、十分検討に値する問いであるように思われる。

(5) 歴史的に考えるという意味では「不適切」な疑問

以前、「じつをいうとわたし、まだほんとうの親友を持ったことがありません」という記述⁽⁸⁾を引いて、「ユダヤ人だから、他人を信用するのが難しいのか?」という疑問を投げかけた学生がいた。断言はできないが、これはおそらく的外れな質問であろう。「親友」という存在を特別視しがちな思春期特有の問題かもしれないし、アンネの性格によるものかもしれない。いずれにせよ、「ユダヤ人」一般の問題に拡大することは困難だろう。

ただしこの疑問は、「問いの本位」という意味では重要なものでもある。『アンネの日記』を初めて読む学生は、本書を「ユダヤ人・ホロコースト」に特有の記録として、いわば「身構えて」読んでしまうことが多い。ユダヤ人だから、戦争中だから、占領下だからという時代固有の要因を理解することはもちろん重要である。だが『アンネの日記』の魅力は、両親との関係や異性との距離感など、思春期の青少年の多くが思い煩うような「普遍性」にもある。「歴史」と「普遍」が絡み合うエピソードキュメントの中で、今自分が投げかけている「問いの本位」はそのどちらにあるのか、あるいはそのどちらでもない「中間」にあるのかを考へることも、「歴史的思考力」においては非常に重要であろう⁽⁹⁾。

また性に対するアンネの好奇心の強さが日記からは窺える一方、仲良しのジャックからそうした情報を又聞きで仕入れていたという記述も出てくる⁽¹⁰⁾。「学校でこういう情報は教わらないのか?」、「私たちは小学校から性について学校で習ったが、彼女のようにそれに対する知識を学校で学ばないというのは想像できない」という意見が、しばしば学生からは出される。

もちろん性教育が学校で実施されるようになるのは戦後もしばらく

経ってからのことなのだが、こうした疑問を提示することによって学生は初めて自分の意識の「歴史性」に気づくのである。ただし、性教育が学校でどの程度行われているかは地域や学校の種類によってかなり多様なようで、この記述は、学生がそうした互いの差異について気づくよいきっかけともなる。

(6) 「普遍的」な疑問・共鳴

先述したように「普遍性」は『アンネの日記』の大きな魅力であるが、「末っ子女子なので、母親と折り合いが悪いのはよく理解できる」といった率直な意見が聞けるのは、(その解釈が当たっているかどうかは別にして) この授業実践の醍醐味の一つである。オキシドールを含ませたコットンで顔をパットして、黒っぽい産毛を漂白したという記述⁽⁴⁸⁾について、「やったことはない」と女子学生は声を揃えていたが、ネットを検索すると同様の試みが数多く見つかる。また「日記上に「ゴキブリ」という言葉が出てくるが、ドイツに住んでいたときにゴキブリをみた記憶はない。隣国のオランダにゴキブリはいるのか?」という疑問もあつた(小さなものはいららしい)。

またコロナ禍で緊急事態宣言が出された時期には講読をオンライン授業で実施したのだが、アンネとの「共通点」を見出した学生も少なくなかった。「ここに来てからの三ヶ月で、なんとわたしは八キロ近くもふえてしまいました⁽⁴⁹⁾」(ステイホームと運動不足!) インフルエンザが流行して電話で「問診」がされていたこと(オンライン!)。命がけで家に籠もっているフランク一家と、外出しようと思えばいつでも出られる「ステイホーム」とを比較することは正当ではないかもしれないが、「相手がたとえどんな人たちでも、ひとつ家のなかで暮らしていれば、長い

あいだには必ず摩擦が起きるものなのではないか。それとも、わたしたちだけがとくに貧乏くじをひいたんでしょか」というアンネの「叫び」には、学生たちも強く共鳴するものがあつたようである。

5 「問いの構造図」をつくる

二〇二〇年度までは以上のようにさまざまに問いを提示してもらい、全員で議論するところで授業を終えていたのだが、さらにその「先」に進めないかと、二〇二一年度の授業ではそれらの疑問を踏まえて「問いの構造図」を作成してもらった。「問いの構造図」とは、中心となる発問⇨メイン・クエスチョン(MQ)の下にそれを支えるサブ・クエスチョン(SQ)、さらにその下にそれを支えるサブサブ・クエスチョン(SSQ)という問いのピラミッド構造である⁽⁵⁰⁾。そうした構造化を行うことで、体系的・組織的に問いを構築することが可能になると考えられる。五回にわたって自分で投げかけた問いを構造化することで、そこから引き出しうる一番大きな問い(MQ)、言い換えれば「全体」像は何なのかということを、各自に考えてもらうことが狙いだった。

結論から言うと、この試みはなかなか難しかった。堅実なタイプの学生は、日記を丁寧に読み込んでさまざまな細かい問い(SSQ)を集めてくる能力には長けているのだが、堅実であるうとするあまり、最終的に提示されるMQに広がりやが乏しく、「面白い」問いになりにくい。他方、最初に「面白い」MQを思い付いた学生は、後付けでSQやSSQを日記から拾ってこようとするため、どうしても問いの密度にバラツキがでるし、MQのスケールが大きすぎて、提示されたSQやSSQではとてもそれに答えられそうにない。つまり、SSQから帰納的に

くみ上げていくとMQのスケールが小さくなりやすく、MQから演繹的に下ろしていくと実証性が乏しくなりやすいのである³⁴⁾。

ただし一人の学生からは、SQ1「オランダ市民としてのアンネ——なぜアンネは「本当のオランダ国民になりたい」と言ったのか」、SQ2「ユダヤ人としてのアンネ——アンネの「ユダヤ人意識」とはどのようなものだったのか」、SQ3「女性としてのアンネ——なぜアンネは一家の女性陣と理解し合えなかったのか」（もちろんその下に数多くのSSQがある）を設定した上で、MQを「アンネはどのような自我を形成したか」という問いに据えて、アンネのアイデンティティの複雑さを問うたものがあつた。具体性と「全体」の往還の中で自分にとつての「全体」をくみ上げていくというのは非常に高度な知的作業であり、これを学生個人の「センス」任せにせずどのように教授していくかは、今後の大きな課題である。

6 おわりに——現時点でのわたしの「学び」

以上、筆者のこれまでの試みを「中間報告」として提示してきた。そこからどのような知見が得られるのか、暫定的なものではあるが簡潔書きでまとめておきたい。

・『アンネの日記』の魅力の一つに、「戦時下だから」「隠れ家だから」というこちらの思い込みを壊してくれるという点がある。「生きた経験」として歴史を「実感」すること。過去の複雑さを具体的に知ること。「他者」としての過去への理解を試みること。連続性も断絶も含んだ意味での「過去と現在の繋がり」を意識させるうえで、非常に貴重な史料である。

・学生から疑問を自由に提示させるといふことは、やはり重要である。

カリキュラムや全体像を教員が決め、そこから問いを発するという方向だけでなく、問いを発することでそこから「全体像」へと向かっていくという方向が、「帰納的」な学問である歴史学には欠かせないのではないか。

・そうした史料との取り組みが、「細部から事実性を積み上げていく」という歴史学の入り口になるのではないか。そこから「全体」へと到達する道のりは、本稿でも示したように容易ではないのだが。

・史料ベースの授業においては、どのような史料を利用するかが大きな問題となるが、『アンネの日記』のように入手しやすく、しかも（さまざまな疑問を発する余地の多い）分量の多い日本語史料は非常に貴重である。ある程度は学生・生徒の疑問にその場で答える必要があるから、史料選択にさいして教員の専門領域が決定的に重要であることは言うまでもない。

・「非歴史的に考える」という試行錯誤も必要である。疑問それ自体は「非歴史的」なものだったとしても、教員や他の学生との対話の中で何が「歴史的」なことなのかに気づくことができる。試行錯誤を通して、自らの「問いの本位」を知ることが重要であろう。

・最後に、「不適切」な疑問も含めて自由に発することができる大学・学校のような閉鎖的空間が、こうした試みには不可欠の前提条件であることを指摘しておきたい。「オープン」な空間ではないからこそできる教育というものがある。

注

(1) 日本学術会議・心理学・教育学委員会・史学委員会・地域研究委員会
合同高校地理歴史科教育に関する分科会「新しい高校地理・歴史教育

- の創造——グローバル化に対応した時空間認識の育成——」、二〇一一年、二六頁 <http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t130-2.pdf>
- 〈二〇二二年一月二〇日参照〉：日本学術会議 史学委員会中高大歴史教育に関する分科会「提言——歴史的思考力を育てる大学入試のあり方について——」、二〇一九年、五頁 <http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t283-2.pdf> 〈二〇二二年一月二〇日参照〉
- (2) 複眼的視点については、西山論文を参照。
- (3) 日高智彦「歴史的に考える」こと学の学び方・教え方」南塚信吾・小谷汪之編著『歴史的に考えるとはどういうことか』ミネルヴァ書房、二〇一九年、一八三頁。
- (4) 南塚信吾「日常の中で歴史的に考える」七カ条」南塚・小谷同上編著、二一八―二二〇頁。
- (5) Beck, Roger B. et al., *World History: Patterns of Interaction*, Evanston, 2007.
- (6) ドイツ連邦政治教育センター <https://www.bpb.de/shop/lemmefilmheft/>、イギリス「Film Education」<http://www.filmeducation.org/> 〈いずれも二〇二二年一月二〇日参照〉
- (7) 小野寺拓也・西山曉義「占領地からのラブレター——ベルギー人少女からドイツ人兵士への手紙(一)——」『クアドランテ』第二二二号、二〇二〇年。
- (8) 詳しくは、以下を参照。オランダ国立戦時資料研究所編、深町眞理子訳『アンネの日記 研究版』文藝春秋、一九九四年。ローズマリー・サリヴァン、山本やよい訳『アンネ・フランクの密告者——最新の調査技術が解明する七八年目の真実——』ハーパーコリンズ・シヤパン、二〇二二年。ただし、ユダヤ人ファン・デン・ベルフがフランク一家の密告者であるという後者の主張は、根拠が十分であるとは言い難い。
- (9) アンネ・フランク、深町眞理子訳『アンネの日記(増補新訂版)』文藝春秋、二〇〇三年。
- (10) Meissel, Lukas, Not "How Was It Possible?", but "Who Made It Possible?": The Topic of Perpetrators in Holocaust Education in Austria, in: Lower, Wendy/Rossi, Lauren Faulkner (eds.), *New Directions in Holocaust Research and Education*, Illinois, 2017. 筆者は、「加害者」の視点からホロコーストを考える試みとして、絶滅収容所長フランク・シュタングルのインタビュー記録を使った授業実践も何度か行ってきた(ギッター・セレン、小俣和一郎訳『人間の暗闇——ナチ絶滅収容所長との対話——』岩波書店、二〇〇五年)。だが「加害者」の場合にも、この「共感」という問題は生じる。しかも「加害者」の場合、共感が昂じてあらゆる分析的視座を拒み、「現在の視点から批判すべきでない」という「殻」に閉じこもってしまうことが、時々生じる。
- (11) Moger, Susan, *Teaching the Diary of Anne Frank. An In-Depth Resource for Learning About the Holocaust Through the Writings of Anne Frank*, New York, 1998.
- (12) *Ibid.*, p.62.
- (13) フランク前掲書、一二四―一四二頁。
- (14) 同上、一二七―一二八頁。
- (15) 同上、八六頁。一九四二年九月二八日の記述。
- (16) Moger, op.cit., pp.62, 54.
- (17) 参照 Abramovitch, Ilana, *Teaching Anne Frank in the United States*, in: Kirshenblatt-Gimblett, Barbara/Shandler, Jeffrey (eds.), *Anne Frank Unbound. Media, Imagination, Memory*, Bloomington/Indianapolis, 2012.
- (18) ただし、本授業を履修したのはゼミ履修を考えている二年生(前任校)

- やゼミ生の四年生（現任教）であるため、歴史にほとんど興味のない学生は含まれていない可能性が高いことをお断りしておく。
- (19) Hirschfeld, Gerhard, Sie fühlten sich sicher, das war ihr Verhängnis, in: *Frankfurter Allgemeine Zeitung* 25.1.2022, S.11.
- (20) フランク前掲書 五二二頁。一九四四年五月二二日の記述。この文脈で、ナチ占領下のオランダを題材にした映画『ブラックブック』（二〇〇六年）も学生には推奨する。
- (21) 同上、二七、三三頁。一九四二年六月二〇日、二四日の記述。
- (22) Walk, Joseph (Hg.), *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat*, Heidelberg, 1996.
- (23) オットー・クレンペラー、小川・フンケ里美・宮崎登訳『私は証言する——ナチ時代の日記一九三三—一九四五年——』大月書店、一九九九年、二〇九—二二一頁。一九四二年六月二日の記述。
- (24) フランク前掲書、二四六—二四七頁。一九四三年一月三日の記述。
- (25) 参照 Richardz, Monika, Wehnukka: Das Weihnachtsfest im jüdischen Bürgertum, in: Kugelmann, Cilly (Hg.), *Wehnukka: Geschichten von Weihnachten und Chanukka*, Berlin, 2005.
- (26) フランク前掲書、二五四頁。一九四三年一月一日の記述。
- (27) たとえば、改革派ラビであるハイネマン・フォーゲルシユタインによる一九一一年の論説を参照。Vogelstein, Heinemann, Abermals die Feuerbestattung, in: *Allgemeine Zeitung des Judentums* 12.05.1911 (Jg. 75, Nr. 19), S. 222-223. 本新聞はオンライン・データベースにて全文閲覧が可能である。 <https://sammlungen.ub.uni-frankfurt.de/cm/periodical/tritein-f03224737> <二〇二二年一月三〇日参照>
- (28) 西山暁義「墓を訪ねて三千里——ドイツ最古の火葬場にて——」（二〇一八年）。 <https://www.kyortisu-wu.ac.jp/academics/undergraduate/kokusai/act/detail.html?id=146>, Aeternitas e. V. Verbraucherrinitiative Bestattungskultur. Geschichte und Zahlen https://www.aeternitas.de/inhalt/bestatten_besetzen/themen/bestattungsformen/feuerbestattung/geschichte_zahlen <いずれも二〇二二年一月二〇日参照>
- (29) フランク前掲書、五六一頁。一九四四年七月六日の記述。
- (30) 同上、四五三—四五四頁。一九四四年四月二日の記述。
- (31) 同上、五二三頁。一九四四年五月二二日の記述。
- (32) 同上、九六—九八頁。一九四二年二月七日の記述。
- (33) Gallin, Isabel, *Rechtssetzung ist Machtsetzung: Die deutsche Rechtssetzung in den Niederlanden 1940-1945*, Frankfurt a.M., 1999, S.108.
- (34) ドイツ連邦銀行の推計による。一九四〇年時点でライイヒスマルクは四、四ユーロ、一九四四年には四ユーロ。 <https://www.bundesbank.de/resource/blob/615162/13c8ab8e09d802ffc12e5a8ae509829c/mL/kaufkraftaekivalente-historischer-betraege-in-deutschen-waehrungen-data.pdf> <二〇二二年二月二五日参照> 以下の文献によれば、ライイヒスマルクは五ユーロ換算とされる。正確な数字の算出はもとより困難であり、本論での数字も概数として考えられたい。Kuczyński, Thomas, Die Legende vom nationalen Sozialismus, in: *sozial.geschichte* 20(2005), S.77-85.
- (35) フランク前掲書、四九一—一五七、二一九—二二〇頁。一九四四年五月六日、一九四三年三月二二日、一九四三年八月一〇日の記述。
- (36) 同上、四九二頁。一九四四年五月六日の記述。
- (37) 参照 Petrick-Felber, Nicole, *Kriegswichtiger Genuss: Tabak und Kaffee im „Dritten Reich“*, Göttingen, 2015.

(38) フランク前掲書、一三八頁。一九四二年二月二二日の記述。

(39) 同上、三七九頁。一九四四年三月一六日の記述。

(40) 同上、三一六頁。一九四四年二月三日の記述。

(41) 同上、三八〇頁。一九四四年三月一六日の記述。

(42) 同上、四三二―四三四頁。一九四四年四月五日の記述。

(43) 同上、四〇五頁。一九四四年三月二三日の記述。アンネの性に関する記述については、次も参照。Charnow, Sally, *Critical Thinking: Scholars*

Reread the Diary, in: Kirshenblatt-Gimblett/Shandler (eds.), *op. cit.*

(44) 同上、三〇頁。一九四二年六月二日の記述。

(45) 同上、一七頁。一九四二年六月一五日の記述。

(46) 参照、小野寺拓也「過去の人びとの手紙を読むということ」『*「pierta」* 第一号(二〇一九年)。

(47) フランク前掲書、三八七頁。一九四四年三月一八日の記述。

(48) 同上、二〇八頁。一九四三年八月四日の記述。

(49) 同上、一六五頁。一九四三年三月二五日の記述。

(50) 同上、一〇三頁。一九四二年一月一四日の記述。

(51) 同上、三七九頁。一九四四年三月一六日の記述。

(52) 同上、二九三頁。一九四四年一月一五日の記述。

(53) 参照、渡部竜也・井手口泰典『社会科授業づくりの理論と方法——本質的な問いを生かした科学的探究学習——』明治図書、二〇二〇年・星瑞希「問いの構造図に基づく授業開発の実際と質的改善に関する研究——生徒の知的性向の成長と教師の授業改善に関する問題提起——」『教育研究へ中央大学附属中学校・高等学校紀要』第三四号、二〇二二年。

(54) 参照、小野寺拓也「歴史総合」への期待と課題」『山川歴史

PRESS』第六号(二〇二二年)。

(おのであらたくや・東京外国語大学准教授)



ドイツ現代史研究から

これからの日本の高校歴史教育を展望する

——ヘイトスピーチ、歴史修正主義を乗り越える処方箋——

川島啓一

筆者は、二〇二〇年九月に開催されたドイツ現代史学会第四三回大会のシンポジウムⅡ「ドイツ現代史研究から歴史総合へ——史料から考える歴史教育の模索——」において、西山・小野寺両氏の報告に対して、高校教員の立場からコメントを行った。本稿はその記録である。したがって、両報告からの引用は当日のレジュメに基づいており、本特集に掲載される論考と対応していない場合があることを、ご了承いただきたい。

1 西山報告について

「(一) 概説の活況?…記憶(映画・博物館)を題材・出発点とするもの、あるいはトランスナショナル、グローバルな視点を重視した各国史の刊行」が「読み手に対して多様な観点を提示、興味を喚起する一方で、概説としての規範性、新たな「正解」とされる可能(危険)性」を招くのではないかという指摘について、概説書は高校教員が授業作成のための基礎資料とするため、とても有用である。しかしながら、上記指摘の通り、その「規範性」が「新たな「正解」とされる」事態を生み出していると私も考えている。よって、高校教員は、その「規範性」を十分に自覚したうえで、授業を作成する必要がある。

その際に留意すべきことは、高校教員が高校生に対して「新たな「正

解」の大量暗記を課す危険性がある点である。かつて、小川幸司は「苦役への道は世界史教師の善意でしきつめられている」と指摘し、高校歴史教育において歴史用語の単なる暗記、分類を主とする授業が跋扈していることを戒めた。また、そのような授業が、高校生から歴史の意味を学ぶ機会や歴史と対話する機会を奪っていることを戒めた。また、小川は名著『世界史との対話 70時間の歴史批評』を著し、歴史学習の「苦役」を乗り越え、歴史と深く対話する実践を世に問うた。この優れた「宝箱」をこれからの高校歴史教育——「歴史総合」「日本史探究」「世界探究」——において、どれほど実践できるか、正念場であろう。

高校教員は、新たな「正解」の大量暗記を課すことにならないように常に注意し、授業内容を精選し、焦点化する必要がある。これについて、勝山元照は「歴史教育の転換」にあたり課題は山積している。第一に、内容精選への教師の自覚と省察が問われている。新教科書の記載事項について、「網羅的扱い」が行われないかとの懸念を抱く。網羅主義は、たとえ探究的事項であっても、暗記主義とは別の意味で生徒の多忙化と思考停止を招き、「転換」を破綻に追い込む³⁾と警鐘をならす。至言と言えよう。

「(二) 史料の不在?…概説系文献における史料(文書・図像)の少なさ」および「高校歴史教科書における史料の豊富な掲載(ドイツ史…ヴェルナー『ドイツ建国宣言』(ヴェルサイユ宮殿)、第二次世界大戦敗北時のベルリン国会議事堂にソ連国旗を掲げる赤軍兵士、など)」を取り上げ、「ただし、これらの史料のほとんどは本文記述の確認のためであり、史料自体の批判的読解、分析、考察を目的とするものはまれ」だという指摘について、私も同意する。一方、近年教科書には、史料自体の批判的読解を特集ページとしていくつか組み込んだものがある。これからの高

校歴史教育では、歴史的思考（力）を育成するためにも史料自体の批判的読解がこれまで以上に求められる。

「(三) 史料集の存在…(高校) 大学教育レベルでいえば、『世界史史料』(全一二巻、岩波書店、二〇〇六―一三年) という浩瀚な史料集の存在」の指摘について、高校歴史教育においても、この『世界史史料』という「宝箱」のどの史料をどの程度、教材化して実践可能か、これからが正念場となる。

しかしながら、この教材化は、簡単にできることではないと思われる。なぜなら、これは高校教員にとつて難しく、時間のかかる作業となるからである。それゆえに、これまでに『世界史史料』が教材化され実践されてきた事例を参照してゆくの⁴⁾がよい。『世界史史料』には、一次史料が掲載されているため、特にその解説が充実している。高校で歴史を担当する教員は皆、歴史学を専攻して教壇に立っているわけではない。よって、この充実した解説を手掛かりに、教室での実践へ結び付けてゆくのが良いだろう。これからの高校歴史教育では、この『世界史史料』という「宝箱」を新たに始まる「歴史総合」「世界史探究」「日本史探究」の授業でどれほど教材化できるか、これからの高校歴史教育を大きく左右することになるだろう。

また「ジェンダー史」に資料については、次の二冊の「宝箱」の教材化が喫緊の課題である。三成美保・姫岡とし子・小浜正子編『歴史を読み替える ジェンダーから見た世界史』(大月書店、二〇一四年)、久留島典子・長野ひろ子・長志珠絵編『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史』(大月書店、二〇一五年)である。これら「宝箱」は、高校歴史教育で十分に教材化し、実践することが可能なものである。

「(五) 同時代の社会における複数のアクターの存在、差別(抑圧)

する側とされる側、その正当化と否定の論理、第三者(傍観者、同調者)の存在に目を向けるのは困難」であり、「対立や差別、抑圧」をめぐる複眼性を史料の提示の中でより積極的に提示していく必要性」があるという指摘について、高校歴史教育でも同様である。なぜなら、限られた時間の中で、教科書に記載されている多くの歴史事象を「広く浅く」学ぶことが、一般的に要求されるからである。それゆえに、高校歴史学習は、政治史に偏りがちとなる。たとえば、高校生は王朝、国家、帝国など支配する側の法令や制度を頻繁に学ぶが、一方、その法令や制度が否応なく適用される人々の実態を十分に学ぶことができない。なかでも「差別(抑圧)される側」の実態を十分に学ぶことができない。特に「歴史総合」は、二単位で時間的余裕がないため、高校歴史教員は、上記二つの指摘を自覚して実践する必要がある。

「(五) 外国史の障壁」について「西洋(近現代) 史研究における文献講読への力点」がある一方で、「史料批判」的⁵⁾手ほどきはほとんど受けず、そのため「提示する多様な史料(手紙、日記、回想録、裁判記録、新聞記事、官庁統計など)の特質、その歴史性について学ぶ必要性」があるという指摘について、特に「歴史総合」では、大項目A「歴史の扉」に「(一) 歴史の特質と資料」という学習が設定されたため、いわゆる「史料批判」の一部を「歴史総合」で実践する必要が生じた。これについて『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示) 解説 地理歴史編』では、以下のように学習のねらいが定められている。

日本や世界の様々な地域の人々の歴史的な営みの痕跡や記録である遺物、文書、画像などの資料を活用し、複数の資料の関係や異同に着目して、資料から読み取った情報の意味や意義、特色など

を考察し表現することにより、資料に基づいて歴史が叙述されていることを理解すること、資料を取り扱う際の留意点に気付くことを主なねらいとしている。⁶⁾

このような学習には、今回のシンポジウムで紹介された「独波共通歴史教科書における史料分析の解説項目」の「文書史料を解明する」「記念碑を分析する」「建築物を調査し、比較する」「歴史地図の分析する」「風刺ビラを解読する」「政治的風刺画を解釈する」「プロパガンダ画像を解釈する」などの学習が有効であろう。

また、私自身は『ドイツ・フランス共通歴史教科書【現代史】1945年以後のヨーロッパと世界』を参考に「史料の性質を理解する」学習を『日本教育新聞』紙上に提示した。⁵⁾ この教科書には「学習方法」という章があり、そこには「文書を説明する」「歴史地図を読み解く」「統計データを分析する」「戯画を分析する」「論文を書く」「プロジェクトを実施し、発表を行う」「レポート発表を準備し、行う」という学習課題が設定されている。これらの学習も「歴史総合」「歴史の扉」「(一)歴史の特質と資料」に有効であろう。

「(六) 歴史授業における「複眼的視点」の実践、そのための史料集の必要性」について、コメントしたい。シンポジウムでは「複眼的視点」について歴史教育学者クラウス・ベルクマンの議論として、以下が紹介された。

複眼的視点とは、同時代人による経験と認識の次元、後に生まれたものによる解釈の次元、そしてまた記憶によって導かれた現在と未来における方向性の次元において、多くの異なる見方を観察

し、尊重し、そして熟考することである。

この三つの次元は、これからの日本の高校歴史教育にも重要な視点を提供している。例として、「歴史総合」においても重要学習事項となる「アジア・太平洋戦争」を取りあげて説明しよう。

一つ目の「同時代人による経験と認識の次元」では、どのように問うことができようか。たとえば、真珠湾奇襲攻撃や重慶爆撃に従事した兵士はどのような経験をして、それをどのように認識したのか。また、インパール作戦や原子爆弾の投下を決定した高位の軍人や政治家は、どのような議論を経て決めたのか。その過程をどのように認識したのか、日記や手記にどのように記録したのか。さらに、これらの戦場にいた人々はどうのよう経験をして、それをどのように認識したのか、などと問うことができよう。この同時代性に焦点化した次元の学習により、高校生は、同時代に生きた様々な人々の視点から歴史事象を多面的・多角的に読み取ることができよう。

二つ目の「後に生まれたものによる解釈の次元」では、論争的な歴史学習が展開されよう。たとえば、高校生は、アジア・太平洋戦争はアジア解放のための戦争だったのか、それともアジアを支配するための戦争だったのか、また、アジア・太平洋戦争は自存自衛の戦争だったのか、それとも侵略戦争だったのか、などという二項対立的な問いを立てるかもしれない。さらに、なぜ原子爆弾の投下が正当化されるのか、なぜ「後に生まれたもの」であっても、世代が変わるごとに歴史に対する認識が変化するのか、という根本的な問いを立てるかもしれない。このような歴史認識を問う論争的な学習につながる「解釈の次元」は、これからの日本の高校歴史教育において、まさしく核心となるものである。

三つ目の「記憶によって導かれた現在と未来における方向性の次元」では、どうだろうか。高校生は、次のような問いを立てるかもしれない。なぜオバマ大統領は広島市の平和記念館公園を訪れたのだろうか。一方、なぜオバマ大統領以前のアメリカ合衆国の大統領は、そこへ訪れなかったのだろうか。なぜ福田康夫元首相は、中国の南京大屠殺記念館を訪問したのだろうか。アジア・太平洋戦争という戦争の惨禍を忘れないために、これからはどんな記念碑を建てるべきだろうか。日本、中国、韓国、高校生がインターネットを通じてともにアジア・太平洋戦争の授業を学ぶとすれば、どのような授業が良いだろうか。このような記憶文化を通して歴史を学ぶ授業は、これからの日本の高校歴史教育において必須であり、喫緊の課題となっている。

次に、「(六) 歴史授業における「複眼的視点」の実践、そのための史料集の必要性」の後部、「そのための史料集の必要性」についてコメントしたい。現在、高校歴史教科書や副教材は、徐々に史料が記載されるようになった。しかしながら、新しい学習指導要領が要求する論争的な歴史学習を深い学びへと導くためには、不十分と言える。高校教員向けに新たに編集された史料集の出版が、待望されている。

高校教員向けの資料集として、綿引弘著『100時間の世界史 資料と扱い方』(地歴社、一九九二年)、福島県高等学校校地歴・公民科研究会『世界史資料編集委員会編『新世界史資料集』(清水書院、一九九四年)は、ともに文書史料が充実しており、特筆されるべき優れたものである。しかし、後者は絶版となっている。また、両著ともに掲載される資料の古さは、やはり否めない。九〇年代以降、このような文書史料が充実した高校教員向けの歴史資料集の出版は、残念ながら、皆無である。

『世界史史料』(全一二巻、岩波書店、二〇〇六―一三年)については、

すでに述べたが、この「宝箱」をこれからの高校歴史教育向けに、いかに編集して、日々の資料集とすることが可能か、このことは日本の歴史教育の未来を大きく左右しよう。現在、このように厳しい教育環境にあつて、これからの歴史教育では、論争的な学習についても深めなければならぬ。それゆえに「そのための史料集の必要性」は、高校歴史教育にとつても喫緊の課題である。

2 小野寺報告について

まず、『アンネの日記』をつかった授業実践」について「方法・五回にわけ事前に読んでもらったうえで、疑問・質問・意見・感想をとにかく提示する」という大学での実践について、コメントを述べたい。

「歴史総合」では、学習指導要領では「生徒が問いを表現する」学習活動が「近代化と私たち」「国際秩序の変化や大衆化と私たち」「グローバル化と私たち」という各大項目のはじめ、中項目(一)で求められる。各項目の学習活動が生徒の問いを基点として始まるようにデザインされている。もちろん、探求科目は「生徒が問いを表現する」学習活動の上になり立つ。

高校生も『アンネの日記』の具体的かつ詳細な記述を読むと、様々な疑問をもつであろう。一方、高校生の中には、歴史事象について、疑問を提示し、質問を行うことに慣れていない者もいよう。したがって、『アンネの日記』を読んだ高校生の疑問を対話的な学びで丁寧に見直し、学友と共有することは、高校歴史学習においても大切なプロセスである。

(一) ホロコーストやユダヤ人迫害をめぐる疑問 (二) ユダヤ人・ユダヤ教をめぐる疑問 (三) 戦時下の暮らしをめぐる疑問 (四) ジ

エンダーをめぐる疑問」は、高校歴史教育においても学ぶ意義がある疑問である。前者の二つは、ホロコーストを理解するための重要な疑問であり、(三)は、ホロコーストのみならず、アジア・太平洋戦争やベトナム戦争など様々な戦争を身近な例に即して理解する手がかりを高校生に与えてくれる。(四)は、特にこれからの高校歴史教育に必須の視点である。先述した「宝箱」としての二つの書籍を十分に教材化したい。

特に、ホロコーストの学習は、たとえば日清戦争における旅順虐殺事件、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争におけるスレブレニツァの虐殺など世界中の虐殺や民族浄化(エスニック・クレンジング)を理解するために重要な学習である。高校生は、なぜ戦争では虐殺が正当化されるのか、非武装、無抵抗の老人や子供などを殺すことに兵士は疑問を持たないのか、などと多くの疑問をもつ。当時の資料や証言を高校生とともに教員も丁寧に読みすすめつつ、対話を中心とした実践を積み重ねてゆくことが、これからの高校歴史教育では特に求められよう。

「学生から疑問を自由に提示させる」ということの重要性「どのような疑問を提示しても許される、大学・学校のような閉鎖的空間の重要性」という指摘について、まず、前者の学習が、これからの高校歴史学習にとつても決定的に重要である。なぜなら、高校生に教室で自由に疑問を提示させるということは、歴史学習に禁止事項としてのタブーを作らないということを意味するからである。もし教員が歴史学習にタブーを作ると、高校生は自由に疑問を提示することができなくなるであろう。さらに、歴史の授業中に、発言することすら放棄せざるを得ない状況が生ずるであろう。このような言論を抑圧された教室で、高校生が歴史について深く学ぶことなど、到底期待できない。

後者について、高校の教室が閉鎖的空間であることは、高校生が外

部からの不当な干渉を受けることなく、教室の中で自由に意見を共有することができるといふ重要な土台を提供している。高校の学習で大切なことの一つは、高校生はたとえ自身の見解が誤ったものであったとしても、教室内では学友にそれを提示することができる、ということである。当然ながら、高校生は、自分の考えを授業内で述べる権利を持っているのである。また、その見解を学友とともに修正する機会が存在することも、高校の学習の中で大切なことの一つである。このような学びの試行錯誤が担保されているからこそ、歴史学習をタブーなく深められるのである。

これからの歴史学習では、これまで以上に高校生が問いを立て、問いを表現することが求められる。時事問題に敏感な高校生は、たとえば、南京虐殺か南京事件かどちらの表現が良いのだろうか、従軍慰安婦か、慰安婦か、日本軍性奴隷か、どのように表現するのが良いのだろうか、などと素朴な疑問を持つに違いない。

このような論争的な学習につながる歴史学習は、新たな学習指導要領でさえも要求している。なぜなら「歴史総合」では「現代的な諸課題の形成や現代的な諸課題を考察、構想する学習」^⑨および「近代化の歴史に存在し、現代社会においても調整が求められる、将来においても引き継ぎ生徒たちが直面することの予想される事柄を含む問いを設定する」^⑩学習を要求しているからである。よって、これからの歴史学習では、論争的な学びを実践してゆかねばならない。私自身、これまでに論争的な学びを十分に実践することができなかった。それゆえに、自戒を込めて、このことを肝に銘じておきたい。

このような歴史論争を実践する際には、西山報告でドイツの政治教育の指針であるポイテルスバッハ合意(一九七六年)が紹介されたが、こ

れからの日本の高校歴史教育においても、教員はポイテルスバッハ合意を遵守するのが良いと考えられる。この合意は、「今日にいたるまで事実上ドイツ全体の政治教育の基本原則とされている。その内容は、以下の三点に要約される」¹⁾ものである。

(一) 圧倒の禁止

生徒を期待される見解をもって圧倒し、自らの判断の獲得を妨げることがあってはならない。これが正に政治教育と教化の違いである。教化は、民主主義社会における教師の役割規定、そして広範に受け入れられた生徒の政治的成熟という目標規定と矛盾する。

(二) 論争のある問題は論争のあるものとして扱う

学問と政治において議論のあることは、授業においても議論のあるものとして扱わなければならない。多様な視点が取り上げられず、別の選択肢が隠されているところでは教化が始まる。

(三) 個々の生徒の利害関心の重視

生徒は、政治的状况と自らの利害関係を分析し、自らの利害関心にもとづいて所与の政治的状况に影響を与える手段と方法を追求できるようにしなければならない。

「(一) 圧倒の禁止」について、たとえば、歴史論争を採求する授業を行う際に、教員は結論ありきの授業を行ってはならず、生徒の解釈を排除して圧倒してはならないことである。なぜなら、歴史論争の探究学習が成り立たなくなるからである。たとえば、高校生は教員が予測

していなかった歴史の解釈を導いてくることがある。もしその解釈に十分な合理性が認められるならば、教員はその解釈を認め、正しい評価を与えなければならない。一方、その解釈に十分な合理性が認められないときは、なぜ認められないのか、高校生が分かるように説明しなければならない。しかしながら、歴史論争の学習は難しいものであるために、高校生との議論がかみ合わず、一筋縄では行かない状況も生じよう。このときに教員が「生徒を期待される見解をもって圧倒」すると、高校生の「自らの判断の獲得を妨げる」こととなり、歴史論争の探究学習が成り立たなくなる。それゆえに、「(一) 圧倒の禁止」を教員が守ることが重要なのである。

「(二) 論争のある問題は論争のあるものとして扱う」について、たとえば、ある歴史上の領土問題を扱う際に、その問題が「学問と政治において議論」がある場合、それを「議論のあるものとして」扱うことを隠してはならないのである。つまり、一つの国家の政府見解のみ提示して、その他の係争国の政府見解を提示しない、ということをしてはならないのである。したがって、この歴史論争の探究学習を成り立たせるためには、たとえば各国の政府見解を比較し、その異同を明らかにし、なぜそのような見解の相違が生じるのか、分析しなければならない。この「(二) 論争のある問題は論争のあるものとして扱う」という指針は、これからの日本の高校歴史教育において極めて重要な論点であると言える。

「(三) 個々の生徒の利害関心の重視」は、政治教育の指針であるために、一見すると、歴史教育に関係がないと思われるかもしれない。しかしながら、歴史学習の目的の一つは、良き市民として社会に参画し、行動する高校生を育成することである。たとえば、ヘイトスピーチ(憎悪表現)は、誤った歴史的事実に基づいている場合がある。もし誤った

歴史的事実を信じている高校生がいるなら、その生徒に歴史を批判的に捉えて分析する力を育成することは、高校歴史教員の職責である。日々の歴史学習が、高校生の現在の行動に結び付く可能性があることを常に考えながら、教員は日々の実践を行う必要がある。以上の理由により、日本の高校歴史教員がポイテルスバツハ合意を遵守する必要があると言える。

高校生が論争的な歴史学習を深く探究し、かつ、高校歴史教員がポイテルスバツハ合意を遵守する教室内では、対話を通じた歴史学習が活発に実践されているだろう。ここでは、ヘイトスピーチや歴史修正主義を批判的に分析し、過度な相対主義を克服する歴史学習が必ずや展開されているに違いない。

これまで私は、先達の実践を参考にして、問いと資料を活用した対話的な歴史学習¹²⁾を実践してきたが、今回のシンポジウムの西山報告、小野寺報告では、これからの日本の高校歴史学習がどのように展開されるべきか、非常に貴重な報告および具体的事例を数多く学ぶことができた。これからの歴史教育——「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」——にぜひ生かしてゆきたい。

注

- (1) 小川幸司「苦役への道は世界史教師の善意でしきつめられている」『歴史研究』第八五九号、二〇〇九年、一九一頁。
- (2) 小川幸司「世界史との対話 70時間の歴史批評」(上中下) 地歴社、二〇一一年二〇二二年。
- (3) 勝山元照「新しい世界史教育として「歴史総合」を創る——「自分の頭で考え、自分の言葉で表現する」歴史学習への転換」小川幸司責任

編集『世界史とは何か』(岩波講座 世界歴史1) 岩波書店、二〇二二年、三〇七―三二四頁。

- (4) 米山宏史「『世界史史料』を読み解く高校世界史学習の試み」『歴史研究』第九三六号、二〇一五年。「高大連携歴史教育研究会教材共有サイト」(会員限定)の会員の実践 <https://kodai-kyozai.org/> (閲覧日 二〇二二年一月三一日)。

- (5) 川島啓一「報告・ジェンダー視点をどう取り入れるか?——高校歴史教育の現場から——」『ジェンダー史学』第一四号、二〇一八年、六九―八五頁。ここで私は歴史総合におけるジェンダー史学習案を提示した。川島啓一「SDGs目標5「ジェンター平等」の視点を組み込んだ世界史授業」『社会科学教育2020年11月号』明治図書出版、二〇二〇、九〇―九三頁。井野瀬久美恵・川島啓一「対談」『世界史』をどう教える／学ぶか——歴史教育とジェンダー史の視点を中心に」成田龍一・長谷川貴彦編『世界史』をいかに語るか——グローバル時代の歴史像 岩波書店、二〇二〇年、一五〇―一六八頁。

- (6) 「歴史総合」『高等学校学習指導要領(平成30年告示) 解説 地理歴史編』一三七頁。

- (7) ペーター・ガイス、ギヨーム・ル・カントレック 監修、福井憲彦・近藤孝弘 監訳、山田美明ほか訳『ドイツ・フランス共通歴史教科書【現代史】1945年以後のヨーロッパと世界』明石書店、二〇〇八年。

- (8) 「大学入試改革授業案 史料の性質を理解する」『日本教育新聞』二〇一八年五月二二日(一五面記事) <https://www.kyokiku-press.com/post-192805/> (閲覧日二〇二二年二月九日)。

- (9) 「歴史総合」『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示) 解説 地理歴史編』一二二頁。

- (10) 同上、一五二頁。
- (11) 近藤孝弘「ドイツにおける若者の政治教育——民主主義社会の教育的基盤——」『学術の動向』一四卷一〇号、二〇〇九年、一二二頁。
https://doi.org/10.5363/tis.14.10_10 (閲覧日二〇二三年二月九日)。
- (12) 川島啓一「コラム 対話で学ぶ世界史の実践」小川幸司責任編集『世界史とは何か』(岩波講座 世界歴史1) 岩波書店、二〇二二年、二〇三—二〇四頁。川島啓一「どんな「問い」を生徒は学習すべきか? ——「アクティブラーニング型」世界史授業の実践から——」前川修一・梨子田喬・皆川雅樹編『歴史教育「再」入門——歴史総合・日本史探究・世界史探究への「挑戦」』清水書院、二〇一九年、一〇一—一〇七頁。川島啓一「協同学習で歴史論争を探究」『日本教育新聞』、二〇二二年二月一日【特集】「共通テスト 出題傾向と指導法は」一〇面記事)。
(かわしま けいいち・同志社中学校、高等学校教諭)

▼書評

大津留厚著 『さまよえるハプスブルク

——捕虜たちが見た帝国の崩壊——』

(岩波書店、二〇二二年四月、一四七頁、二五〇〇円＋税)

野村真理

1

二〇二一年は、ドイツ統一五〇周年にあたった。統一には複数の構想が存在したが、普墺戦争後、小ドイツ主義の方向での統一が決定的となり、一八七一年、ドイツ帝国が成立する。他方、ドイツ統一から排除されたハプスブルク帝国は、いかにして多民族国家を維持するか、模索し続けることになる。大津留氏は、学校教育における模索をハプスブルクの「実験」とよんだ。(増補改訂 ハプスブルクの実験——多文化共存を目指して『春風社、二〇〇七年。)アウスグライヒにせよ、教育にせよ、軍隊にせよ、帝国はさまざまな実験を重ねながら一九一八年まで生き延びる。いったいハプスブルク帝国とは何だったのか。帝国崩壊後、諸国民の国家にわかれたヨーロッパ東部の近現代史を研究する者は、程度の差はあれこの問いにつきまといられる。

大津留氏の本書『さまよえるハプスブルク』(以下、本書からの引用)その他は頁数のみ記す)もまた、この問いから始まる。帝国の歴史的評価に関して、「はじめに」で引用されたハンガリー共和国カーロイ政権の閣僚ヤーシ・オスカルによれば、帝国の崩壊と民族自決国家の成立は

歴史の必然的プロセスであったが(vi頁)、現代の研究者M・ヴォルフやR・インネルフォーファーによれば、オーストリア＝ハンガリー二重君主国は現在のEUの先駆けであり、インネルフォーファーにとつて、それは「最も進んだ国家の形態」(viii頁)でさえあった。しかし、事実を照らせばどちらの評価も一面的だ。ヤーシの言葉とは裏腹に、帝国と民族は必ずしも敵対せず、民族は帝国という枠組みを前提としながら、さまざまな形での自治や連邦制を模索した。完全なる帝国解体が日程に上るのは、第一次世界大戦も末期になってからである。だが、また、帝国に諸民族共生の実現をみる「ハプスブルク神話」も、いかなるものか、であろう。これでは、理想の帝国がなぜ解体され、その解体が第二次世界大戦後、なぜ、さらに苛酷に押し進められなければならないかつたのかに答えられない。

ハプスブルク帝国とは何だったのか。結局、答えは問われる対象ごとに多様でしかありえず、本書は、副題にもあるとおり「捕虜たち」の目線から答えを探ろうとするものだ。とはいえ、本書から著者の答えを引き出すのはなかなか困難である。というのも本書は、原史料からの引用がかなりの頁にわたるのに比べ、著者の肉声部分が少ないからだ。著者が長年かけて集められた豊富な史料を惜しみなく与えつつ、読者自身に答えを考えさせるのが本書のスタイルであり、ならば書評者もまた通常の書評のスタイルをやめ、本書の「学習」によって得られた書評者なりの答えを述べたい。書評者が立てた問いは、第一に、軍隊にとつてハプスブルク帝国は何であったかということ、第二に、敵国の捕虜となつたハプスブルク帝国国民において帝国崩壊はどのように現れたかということの二点である。

まず、第一点を考える上で重要なのは、東部戦線では、ハプスブルク帝国軍のみならず、ロシア帝国軍もまた多民族軍であったことである。両帝国が戦火をまみえたガリツィア戦線で戦っていたのは、ロシア人とオーストリア人ではない。そもそもオーストリア人は実体としては存在せず、ハプスブルク帝国軍を構成したのはドイツ人、ポーランド人、ウクライナ人、チェコ人等々、帝国の諸民族から徴兵された兵士たちであり、ロシア軍もまた、ロシア人、ポーランド人、ウクライナ人、チェコ人等々で構成された。それゆえ、例えばポーランド人というまとまりから見れば、ガリツィア戦線においてポーランド人はいわば民族内戦を戦っていたのであり、ウクライナ人についても同様である。(バルカン戦線の民族状況については、柴宜弘「それぞれのユーゴスラヴィア——セルビア義勇軍の理念と実態」(大津留厚編『民族自決』という幻影』、昭和堂、二〇一〇年、所収)を参照。)

このような多民族性は、軍の団結力に対して強く遠心的な作用を及ぼさずにはいない。なぜなら、軍における「部隊の行動」が、しばしば前線をまたいで存在する「民族の行動」と見なされてしまうからである。本書には言及がないが、一例として一九一五年四月三日のガリツィア戦線で、ハプスブルク帝国軍第二八連隊の二個大隊がロシア軍の捕虜になった事件を取り上げたい。多民族で構成されるハプスブルク帝国軍では、軍の指揮・命令語や専門用語はドイツ語で統一されていたが、それ以外には連隊や部隊を構成する兵士の多数が使用する母語がそれぞれの言語とされた。つまり連隊や部隊は母語を同じくする兵士が集まるように組織されており、第二八連隊にいたのはチェコ人兵士である。その結果、上

記の二個大隊の投降は、軍当局やドイツ人のナシヨナリストから、ロシア側のチェコ人部隊と内通したチェコ人兵士よる計画的、組織的集団投降の疑いをかけられ、帝国に対するチェコ人の裏切りという「民族的」非難を浴びることになった。他方でチェコ人のナシヨナリストもまたこの事件を利用し、投降は帝国に対する「チェコ人の抵抗」と見なされた。真相はそのどちらでもなく、第二八連隊はロシア軍と終日苦しい戦闘を継続した後、万策尽きて降伏したのだが、東部戦線における複雑な多民族性ゆえに部隊の投降に民族問題が入り込んでくるのがわかる。

銃後に目を転じれば、本書第四章の「帰還兵の反乱」が示唆的である。一九一八年のブレスト＝リトフスク条約でポリシェヴィキ政権との講和が成立した後、ロシアで捕虜になっていたハプスブルク帝国軍兵士は帝国への帰還を許されたが、軍は、再び彼らを前線で戦う兵士に復帰させるため、ひとまず銃後の後備部隊に配属して再教育した。「帰還兵の反乱」とは、いざ前線への出動が近いと知った帰還兵がそれを拒否し、各地で反乱を起こした事件をいう。戦争末期の一九一八年明けには、極度の食糧不足もあつて厭戦気分が蔓延し、帝国各地で工場労働者のストライキや駐屯地での兵士の反乱が発生しており、帰還兵の反乱もこうした反乱の一つであつて、その動機は民族的なものではない。一九一八年五月一二日の夜に発生したユーデンブルクでの反乱では、主体はスロヴェニア人兵士で、彼らは「スロヴェニア万歳」と叫び(八九頁)、あるいは五月二三日のラートカースブルクでの反乱では、スロヴェニア人、クロアチア人兵士という、後にユーゴスラヴィアとしてまとまる地域の南スラヴ人兵士が主体だったが(九三頁)、彼らの反乱をスロヴェニア人や南スラヴ人の帝国に対する反乱と見なすのは誤りであろう。しかしながらハプスブルク帝国軍では、第二八連隊の場合と同様、部隊が民族的

まとまりを持つために、反乱が民族的な様相を帯びてしまうのである。

3

ハプスブルク帝国軍では、兵士が捕虜となる比率がドイツ軍より高く、その理由の一つはチェコ人、セルビア人、イタリア人、ウクライナ人等の戦線離脱であったとされる。しかし、帝国軍は最後まで民族的に分裂することはなかった。本来、軍隊は強烈な求心力に支えられる組織であり、前線での規律は最後までほぼ維持されたし、上述の銃後の兵士の反乱も速やかに鎮圧された。では、捕虜において帝国崩壊はどのように現れたのか。本書の重点はこちらの第二点目にあり、本書を読めば、軍の求心力が弛緩した捕虜のあいだでは、敵国の民族分断政策等により、軍の民族的崩壊が終戦に先行して進行したことがわかる。「さまよえる」といわれるとおり、捕虜をめぐる事態は錯綜するが、ここでは、三つの事柄を取り上げたい。

第一は、本書第二章の日本で発生したイタリア人捕虜暴行事件とその結末である(二六一―三三頁)。一九一四年一月七日の青島戦終結後、相当数のドイツ軍ならびにハプスブルク帝国軍兵士が捕虜となり、日本各地の収容所に収容されたが、一九一五年にイタリアが協商国側で参戦すると、姫路の景福寺の収容所では、これをイタリアの裏切りと見なし、たハプスブルク帝国軍のドイツ人とクロアチア人兵士により同軍のイタリア人兵士が暴行されるという事件が発生する。日本の当局は、これらイタリア人兵士を隔離して保護したが、そこに日本のイタリア大使館が介入し、彼らはイタリア国籍を得て連合国側の国民となり、捕虜収容所から解放された。すなわち事件は、イタリアにより多民族軍の一角が切

り崩されるという結末を迎えたのである。さらに言えば、彼らイタリア人兵士の出身地はダルマチア、イストリア、トリエステという、第一次世界大戦後、イタリアとユーゴスラヴィアのあいだで領有争いが起こった地域であり、彼らに対するイタリア国籍の付与は、帝国崩壊後の領土争いを先取りするようなところまであった。

第二は、本書第五章のチェコスロヴァキア軍団の創設である。軍団については、本書とほぼ同時期に刊行された林忠行氏の『チェコスロヴァキア軍団』(石波書店、二〇二一年)に詳しい。ロシアでは、捕虜になったハプスブルク帝国軍兵士は民族別に収容された。第一次世界大戦中、国家的独立をめざすチェコ人の運動は、ハプスブルク帝国の国外にいるチェコ人が主たる担い手であり、ロシアでは、チェコ人とスロヴァキア人移民によっていち早くチェコスロヴァキア国家の独立をめざす義勇軍が編成された。これにハプスブルク帝国軍のチェコ人とスロヴァキア人捕虜が加わって成立したのがチェコスロヴァキア軍団である。すなわちロシアのハプスブルク帝国軍の捕虜たちは、民族別に収容されることによって解体され、さらにそのなから未来のチェコスロヴァキア国家の軍隊まで誕生することになった。

第三は、捕虜の帰国に現れた帝国解体の諸相である。まず、日本にいた捕虜について言えば、ハプスブルク帝国崩壊後に民族自決国家が独立したことにより、ポーランド人、チェコ人、スロヴァキア人等のように連合国民扱いになった捕虜と、敗戦した旧オーストリア＝ハンガリー君主国の継承国家オーストリアやハンガリーの国民となるドイツ人やハンガリー人捕虜で運命がわかれた。帰還は前者が先行して進められ、後者の帰還は、連合国とそれぞれの国家のあいだで講和条約が締結されるまで待たねばならなかった。それでも日本からの帰還はほぼ順調に進め

られたが、悲惨だったのはロシアにいた捕虜である。彼らは、一九一七年のアメリカ、中国の参戦、ロシア革命とその後の内戦、さらには連合国による革命干渉の影響をまともに受けることになった。

ロシアにいたハプスブルク帝国軍捕虜について、本書第三章および第五章第二節以下に記されたシベリアの捕虜たちとアメリカ、中国とのかわりには、書評者の知らないことばかりで勉強になったが、紙幅の制限もあり、ここでは先述のチェコスロヴァキア軍団と捕虜たちとのかわりに着目したい。軍団は、ブレスト＝リトフスク条約締結によって東部戦線が消滅したため、シベリア鉄道でウラジオストクに行き、そこから海路、アメリカ経由で西部戦線に向かう予定であった。しかし、革命後の混乱で移動は遅々として進まず、一九一八年五月一日にシベリア鉄道のチェリヤbinsk駅で起こった偶発的事件をきっかけに、軍団は、連合国による反革命干渉戦争の前衛として赤軍と戦うことになる。そして、一時期、シベリア鉄道主要部を支配下においたが、この鉄道停止のために動けなくなったのが、ブレスト＝リトフスク条約締結後、帰国できることになっていたドイツ軍の捕虜とハプスブルク帝国軍のうち、特にドイツ人とハンガリー人の捕虜たちだった。というのもロシアは捕虜を民族にわけ、スラヴ系の捕虜を優遇してヨーロッパ・ロシアの収容所にとどめる一方、ドイツ人やハンガリー人はシベリア奥地に送ったため、条約締結後に始まった帰国で、スラヴ系に比べ、彼らの帰国は遅れていたからである。軍団と赤軍の戦いが始まったとき、林氏によれば、赤軍の側には無視できない人数の武装したドイツ人やハンガリー人捕虜が含まれていたという（林前掲書、一六九頁）。彼らが赤軍に加わった動機はさまざまで、革命の理念に共感した者もいれば、劣悪な捕虜収容所に耐え兼ね、収容所を出るためには武器を取ることも厭わなかつ

た者もいたが、さらに林氏は、ハプスブルク帝国の「裏切者」である軍団のチェコ人やスロヴァキア人兵士に憤りを感じ、武器をとった捕虜も少なくなかったと思われるとしている。つまり、チェコスロヴァキア軍団とハプスブルク帝国軍のドイツ人、ハンガリー人捕虜との戦争は、帝国の外で戦われた帝国の民族間の「内戦」でもあったのだ。チェコスロヴァキア軍団兵士を含め、ロシアにいた捕虜たちに帰国への道が開かれたのは、実に一九二二年のシベリアからの日本軍撤退後であった。

4

最後に、著者は本書を総括するかたちで捕虜たちが帝国に抱いた疎外感に触れ、その疎外感に「長い歴史を掛けて作り上げられたハプスブルク帝国というシステムがもろくも崩れ去っていく要因があった」（一四一頁）と述べられている。この著者の肉声は、もう少し丁寧に説明してほしいところだ。捕虜が祖国に抱く疎外感、彼らに限らず、異郷で国際情勢に振り回される無保護の捕虜には共通の心情ではないのか。それとも、先にオーストリア人は実体としては存在しないと書いたが、ハプスブルク帝国において、諸民族を超越するオーストリア人アイデンティティはついに育まれなかったとされる。帝国は、さまざまな「実験」にもかかわらず、結局、それぞれの民族にとつての「わが祖国」とはなりえずに崩れ去ったということだろうか。

ドイツ現代史研究会二〇二二年一〇月例会にむけて本書の書評報告を準備中、満田康弘監督のドキュメンタリーフィルム「カウラは忘れぬい」が封切られた。カウラ事件とは、一九四四年八月、オーストリアのカウラ日本兵捕虜収容所で起こった五〇〇名以上もの捕虜たちの集団

脱走事件である。「生きて虜囚の辱めを受けず」という戒めが徹底された日本軍において、脱走は、自分たちに帰る祖国はないと観念した捕虜たちの集団自決の変形として決行された。本書第二章は、捕虜として日本で終戦をむかえたカイゼリン・エリーザベト号の元乗組員たちの帰国に触れ、彼らの新国家オーストリアでの受け入れは無関心で冷淡なものだったと書かれている(四四頁)。こうした無関心さは、旧ハプスブルク帝国ゆえにというより、敗戦国の兵士の復員とはこのようなものであろう。だが、祖国の姿は変わっていても、彼らにとつて帰国は当然の事柄だった。それに対して捕虜を許さず、死ぬまで戦場で戦うことを求めた祖国とは何なのか。期せずして本書は、カウラの悲劇を再考する機会を与えてくれた。

(のむら まり・金沢大学名誉教授)

▼書評

北村厚著 『20世紀のグローバル・ヒストリー』

—— 大人のための現代史入門 ——

(ミネルヴァ書房、二〇二一年九月、三七三頁、二八〇〇円＋税)

西田 慎

1

教員養成系の大学に勤めているせいか、中学社会や高校の歴史教科書に何がどう書かれているかという点には敏感である。自身の研究室には中学社会や高校の歴史教科書をほぼ全社揃えているだけでなく、ドイツのギムナジウム(中高一貫校)の代表的な教科書まで取り寄せ、授業に活用しているぐらいだ。

とりわけ高校の世界史教科書の内容は、この三〇年で大きく変わった。「オスマン＝トルコ」と表記されていた国は、その多民族性を考慮されて現在では「オスマン帝国」となっているし、「地理上の発見の時代」は、あまりにもヨーロッパ中心主義的な見方として、現在では「大航海時代」「大交易時代」と表記されているのが大半だ。同僚の先生に、我々が高校生の時に習った「ゲルマン民族の大移動」という表記は、最新版の教科書では消えているのですよと言うと、驚かれることもしばしばである(最新版では「ゲルマン人の大移動」)。もともと東ドイツの最高指導者の一人、ホーネッカーが、最近の教科書では「ホネカ」「ホネカー」などと表記されているのには、いまだに馴染めないのも事実であるが。

さて本書は、そうした高校の世界史や日本史の知識をベースに、西洋

史・東洋史と日本史を結びつけ、各国史ではなく、トランスナショナルな関係性を重視するグローバル・ヒストリーの視点から、二〇世紀の歴史を描いたものである。いわば著者の前著『教養のグローバル・ヒストリー』(二〇一八年、ミネルヴァ書房)の続編にあたる。本書の「おわりに」では、ほぼ一九世紀で終わっている前著の発刊後、「二〇世紀以降も書いてほしい」「続編を」という声が多く寄せられたとあるが、評者も研究会で著者と同席した際に、そうした発言をしたような気がしないでもない。

2

さて、それでは本書の構成をまず紹介しておこう。

はじめに

プロローグ 二〇世紀前夜の世界

第一章 人種主義と民族主義の拡大―一九〇〇年代

第二章 革命と戦争の世界―一九一〇年代

第三章 平和と協調の模索―一九二〇年代

第四章 奈落へとおちる世界―一九三〇年代

第五章 世界の破滅、終わらない戦争―一九四〇年代

第六章 核の恐怖から平和共存へ―一九五〇年代

第七章 グローバルな市民の抵抗―一九六〇年代

第八章 現代世界の転換期―一九七〇年代

第九章 民主化のドミノ―一九八〇年代

第十章 地域の分裂と統合―一九九〇年代

エピソード 二一世紀の世界 おわりに

以下では各章ごとに概要を紹介していくが、網羅的な紹介ではなく、ポイントを絞って紹介・コメントしていきたい。

「はじめに」では、現在の高校世界史の教科書、とりわけその二〇世紀以降の記述が、各国史の寄せ集めに近い状態になっており、本来の意味でのグローバル・ヒストリーになっていない点が指摘され、本書はそれを乗り越えるべく、二〇世紀の歴史をグローバル・ヒストリーとして再構築することを目指すと宣言される。なお本書はすべて現行の高校歴史教科書の内容に準拠しており、それを超える内容は基本的に扱わない旨も記される。

続くプロローグでは、一九世紀後半から欧米列強が植民地支配を拡大していったこと、その背景には植民地支配を肯定する「文明化の使命」というロジックと、白人による有色人種に対するきわめて強固な差別意識、人種主義があつたことが指摘される。

第一章では、欧米列強による主にアジア・アフリカ諸国の分割と植民地化の動きと共に、それに反発する民族主義の運動が拡大していく一九〇〇年代が描かれる。本章では、ドイツやイギリスによる世界分割の動きを、従来のように「パン・ゲルマン主義」や「3B政策」「3C政策」で説明する手法は採っていない。これは賢明である。『角川世界史辞典』の「3C政策」の項目を見ると、「日本のヨーロッパ史の概説書や教科書で戦前から使われてきた用語」だが、「同時代のイギリス、ドイツでこれらの用語が使われた証拠は確認できず、今日の欧米の歴史学界においても未知の概念である」とされている。ただし多くの教科書で、これ

らの言葉がまだに載っている以上、なぜ「パン・ゲルマン主義」や「3B政策」「3C政策」の用語が適切ではないかという説明があれば、より親切であると思う。

第二章では、一九一〇年代、とりわけ第一次世界大戦とその結果、及びロシア革命とその影響が取り上げられる。著者は第一次世界大戦に関して、それまで「ヨーロッパではたしかにドイツ統一戦争以来四〇年以上戦争を経験していなかったが、ヨーロッパ列強はけつして戦争をしていなかったわけではない」と指摘する(四五頁)。南アフリカ、中国、アフリカのドイツ領、リビアなどで、戦争はたえまなく展開され、しかもそれは白人のわずかな犠牲に対して非白人を近代兵器によって殺戮していく非対称戦争であつたからである。こうした戦争のあり方は、一つの戦いごとに何万という兵士が近代兵器によって容赦なく殺戮されるように、そのままヨーロッパの戦争、第一次世界大戦に引き継がれていった。

第三章では、第一次世界大戦後の世界が描かれる。その一九二〇年代は、矛盾した二つの方向性を抱えていた。一つは、「戦争はもうごめんだ」と、平和と国際協調の構築を目指す方向性である。それはクーデンホフのパン・ヨーロッパ運動や、独仏の歴史的和解ともいべきロカルノ条約、戦争の放棄を誓った不戦条約の締結という形で現れた。もう一つは、人種主義の台頭である。アメリカでは非WASPを排撃する秘密結社KKKが息を吹き返し、一九二四年の移民法は、アジアからの移民を事実上閉ざす結果となった。ドイツではナチ党の指導者ヒトラーが、人種主義的反ユダヤ主義を全面的に展開していく。日本でも関東大震災の直後に、朝鮮人を虐殺する事件が起きた。

一九二九年の世界恐慌を経て、第二次世界大戦へと世界が奈落の底へ

と転落していくのは一九三〇年代であるが、それを扱うのが第四章である。世界恐慌は欧米列強には打撃となる一方、ソ連はその影響を受けず、工業生産を順調に伸ばしていったとされるが、その裏側では農村経済の恐るべき破綻から、数百万人にも上る餓死者を出していたという。加えて一九三〇年代後半から、エチオピア戦争、スペイン内戦、日中戦争と世界各地で戦争が勃発し、一般市民を無差別に殺戮する戦争のジェノサイド化も始まる。

第五章では、主に第二次世界大戦の終わりと冷戦の始まりが描かれる。ただ日本のアメリカに対する真珠湾攻撃とそれに続くドイツやイタリアの宣戦布告に関して、「日独伊三国同盟にもとづいて、ドイツとイタリアはアメリカに宣戦布告した」（一五五頁）とあるのは、やや誤解を招く表現だ。加藤陽子が三国同盟の条文の検討から明らかにしているように^②、ドイツやイタリアは三国同盟を結んでいたから、アメリカに宣戦布告したわけではない。アメリカ側から攻撃してこない限り、三国による武力行使も含めた援助義務は発生しないからだ。ヒトラーがアメリカに宣戦布告した理由は、別途検討が必要であろう。

また本書では、「ソ連の参戦と二都市への原爆投下を受けて、日本政府は一四日にポツダム宣言を受諾し、降伏した」（一六八頁）とある。山川出版社の高校歴史教科書でも、日本が降伏した日として、『詳説世界史』が八月一日、『詳説日本史』が九月二日（戦艦ミズリ号上で日本が降伏文書に調印した日）と割れているのは結構知られているが、本書は八月一四日説を採っているようだ。しかし佐藤卓己が明らかにしているように、多くの国では対日戦勝記念日が九月二日（または三日）であり、外国の教科書の大半は九月二日に日本が無条件降伏したと記述している^③。ちなみに評者の手元にあるドイツのギムナジウム中等段階IIの歴史

教科書を見てみよう。日本が終戦に至るくだりは、こうだ。「アメリカが八月六日と九日に広島と長崎に原爆を投下した後、日本が一九四五年九月二日に降伏してやっと、アジアでは戦争が終わった^④」。別に世界標準に合わせる必要はないが、八月一日から一五日未明にかけて秋田市、小田原市、高崎市、熊谷市、伊勢崎市など五都市で死者三七六六、負傷者三三三一人を出す米軍による空襲があったこと、日ソ戦争が八月いっぱい続いたことなどを見ると、八月一日に終戦と見るのはやや無理があるように思う。

第六章では、一九五〇年代が取り上げられる。朝鮮戦争を皮切りに核戦争の危機が現実のものになっていく一方、それに対抗するようにグローバルな反核平和運動が盛り上がっていく。著者はこの時代を「アメリカ化」と「脱アメリカ化」で説明する。冷蔵庫や洗濯機といった電化製品や自動車のある豊かなアメリカ的生活様式が世界のスタンダードになつていくのが前者である。後者の例としては、キューバ革命に代表されるラテンアメリカ諸国での左翼政権の成立と自立化、イラク革命のような中東でのアラブ民族主義の勢力拡大、日本の内灘や砂川での米軍基地反対闘争が挙げられている。ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSG）に代表されるヨーロッパ統合の動きですら、ヨーロッパの自立化、脱アメリカ化のプロジェクトであつたと著者は指摘する（二〇三頁）。

第七章では、近年「一九六〇年代」「一九六八年」と、特別な意味合いを持たせて扱われることの多い一九六〇年代が描かれる。言うまでもなく学生運動、ベトナム反戦運動、公民権運動、中国の文化大革命など、若者や学生による体制への異議申し立てがグローバルに展開していた時代である。特に現行の世界史教科書では必ずしも多くの頁が割かれているわけではない。「一九六八年」に関して、本書では一節を設けて、

大学紛争、ベトナム反戦運動からカウンター・カルチャーまで、詳しく述べていることについては高く評価したい。ただ「ベ兵連」(二四八頁、二五七頁)は「ベ平連」の、「キリスト教社会同盟」(二五七頁)は「キリスト教民主・社会同盟」の間違いであろう(校正時追記…これらの点は第二版にて修正された)。

第八章では、一九七〇年代が扱われる。六〇年代に発生したグローバルな市民運動が、世界を変化させていった転換期と言える。ベトナム戦争と中国の文化大革命は終焉を迎える一方、西ドイツや日本では「過去の克服」が始まった。ワルシャワを訪問した西ドイツのブランド首相はユダヤ人犠牲者記念碑の前でひざまずき、日本は日中国交正常化に伴う日中共同声明で戦争責任を認めて謝罪した。こうした動きは、西ドイツでは「六八年運動」によって生まれたナチの過去を直視しようとする市民意識などがあってこそと著者は指摘する(二七一頁)。

第九章は、冷戦が終焉を迎える一九八〇年代を描く。自由と民主主義を渴望する人々が、世界を変えていった時代である。フィリピン、台湾、韓国、チリと東アジアとラテンアメリカでの民主化が先行し、ソ連のゴルバチョフ書記長のペレストロイカにも助けられて、東欧の民主化がこれに続いた。八九年一月にベルリンの壁が崩壊し、一二月にはマルタ会談で米ソ首脳が「冷戦の終結」を宣言するに至る。

最後の第十章では、一九九〇年代が取り上げられる。「冷戦の終結」を受けて、世界で和解ムードが巻き起こる中、九一年のカンボジア和平協定を受けて、同国の内戦は終焉に向かい、九三年のオスロ合意に代表されるように中東和平も進展を見せた。一方でユーゴスラヴィアやルワンダで内戦が勃発し、悲惨なジェノサイドが起きるのもこの時代である。著者は「一九八〇年代が民主化による希望の時代であったとするなら、

一九九〇年代は明るい未来の予測が裏切られ、世界が内戦とジェノサイドによって血塗られてしまった時代だった」と総括する(三三三頁)。

エピソードは、二一世紀の幕開けである。九・一一の同時多発テロと多国籍軍によるアフガニスタン侵攻、イラク戦争とフセイン政権打倒、イギリスのEU離脱やアメリカでのトランプ大統領誕生などが素描され、「人類は進歩するのか？」と著者は問う。

3

高校歴史教科書の知識をベースに、二〇世紀の世界史をグローバル・ヒストリーの試みで描く本書の試みは、十分に成功していると言える。著者によると、世界史A・Bだけでなく、日本史A・Bの教科書にもかなり目を通し、グローバルな文脈のなかに落とし込んだという。例えば本書では一九五〇年代をアメリカ化と脱アメリカ化という矛盾した二つの方向性を持つ時代と捉え、後者の例としてアラブ民族主義の興隆とエジプト革命、キューバ革命と共に、日本での内灘や砂川における米軍基地撤去を求める闘争を挙げている。もともともこうした基地反対闘争の結果、日本本土の米軍基地は徐々に削減される一方、その基地が沖繩に移転されることで、結果として現在まで続く沖繩の基地負担のしわ寄せが進んでしまったことにも著者は言及を忘れない(二一六頁)。

一方、高校歴史教科書をベースにした本書の課題として二点挙げておきたい。一点目は、教科書のタテの比較にも触れてほしかったこととである。すなわち時系列上の記述の変化である。冒頭でも触れたように、山川の『詳説世界史』でも時代によって記述が変化しているが、それは学説の変化があったからでもある。この点で著者は、前著『教養の

グローバル・ヒストリー』では、ジャワ島での「強制栽培制度」について、教科書の記述の変化を指摘しており、評者も学ぶことが多かった。すなわち同制度は一九世紀にオランダ植民地政府が、コーヒーやサトウキビなどの商品作物を強制的に住民に栽培させる悪名高いものとされてきたが、最近の教科書では、必ずしもジャワ島民にとって過酷なものではなく、むしろ栽培賃金が農村をうるおしたと書かれるようになっている点を挙げ、「強制栽培制度」という言い方も、最近では「政府栽培制度」というニュートラルな表現が採られる場合もあることを指摘している。こういう学説の変化とそれに伴う教科書の記述の変遷が、本書でも盛り込まれていればと思うのだが、如何であろうか。

二点目は、教科書間のヨコの比較にも触れてはどうかという点である。基本的には学習指導要領に基づくとはいえ、各社の教科書間には結構、記述に違いもある。例えば義和団事件の所で出てくる清の西太后の記述を見てみよう。山川出版社の『高校世界史B』（改訂版、二〇一九年）では、「そのぜいたくぶりは有名で、戦艦十数隻分の予算をみずから宮殿の再建費用に流用した。死後おくられた名称は、歴代皇帝ですら19字前後であるのに、彼女は25字もあり最長である」（二〇二頁）と、西太后が稀代の悪女であるかのように書かれているのに対し、東京書籍の『新選 世界史B』（二〇二〇年）では、「李鴻章など漢人出身の洋務派官僚を登用し、みずからも政治改革に取り組むなど先見の明をもっていた」（一九六頁）と彼女の巧みな政治力を評価する記述になっている。このように教科書間で評価が異なる記述を取り上げ、その背後にある学説の違いなどにも踏み込んでいれればと思われた。

それにしても本書を通読すると二〇世紀とそれに連なる現在は、戦争とテロの時代だったとつくづく感じさせられる。冷戦が終わったと思

つたら、ユーゴスラヴィアやルワンダの内戦、それに伴うジェノサイド、九・一一の同時多発テロとアフガニスタン侵攻……。読み進めるうちに、だんだん気持ちが悪くなってくるほどだ。それでも著者はエピソードで「二〇世紀の人類史をみれば、わたしたちは、紆余曲折しつつもそうした困難をできるかぎり回避しながら前進することができると確信できる」（二四六頁）と記して、将来に一縷の光を見ている。評者も同感だ。いずれにせよ歴史教育に関しては、本年度（二〇二二年度）から高校では近現代史中心の「歴史総合」が新科目として創設され、必修化されたが、本書はその参考書としてもびびったりであろう。近現代の歴史研究者だけでなく、とりわけ高校や大学で歴史教育に関わっている教員にこそ、本書を薦めたい。

注

- (1) 『角川世界史辞典』角川学芸出版、二〇〇一年、三八三頁。同項目の執筆は永原陽子。
- (2) 加藤陽子『戦争まで——歴史を決めた交渉と日本の失敗』朝日出版社、二〇一六年、二〇六頁。
- (3) 佐藤卓己『増補 八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』ちくま学芸文庫、二〇一四年、一一二九頁。
- (4) *Sekundarstufe II, Schlerbuch (Grundwissen Geschichte)*, Cornelsen Verlag, 2017, S. 189.

(にしだ まこと・奈良教育大学教授)

二〇二二年度例会一覧

四月份会 (二〇二二年四月二十五日(日)、オンライン (Zoom開催))

報告・北村厚 (神戸学院大学准教授)

「独逸関税同盟計画その後——ヴァイマル外交からナチ外交へ——」

報告・姫岡とし子 (東京大学名誉教授)

「ナシヨナリズムとジエンダー」

六月份会 (二〇二二年六月二十七日(日)、オンライン (Zoom開催))

報告・山岸智弘 (京都芸術大学非常勤講師)

「第一次世界大戦後のドイツにおける看護師の雇用と労働条件」

報告・藤原星汰 (広島大学大学院)

「東ドイツのマッハ・ミット運動から見えるSEDの「自発性」論」

一〇月份会 (二〇二二年一〇月二十四日(日)、オンライン (Zoom開催))

書評・大津留厚『さまよえるハプスブルク——捕虜たちが見た帝国の崩壊——』

(岩波書店、二〇二二年)

評者・野村真理 (金沢大学名誉教授)

著者リプライ・大津留厚 (神戸大学名誉教授)

書評・北村陽子『戦争障害者の社会史——20世紀ドイツの経験と福祉国家——』

(名古屋大学出版会、二〇二二年)

評者・林田敏子 (奈良女子大学教授)

著者リプライ・北村陽子 (名古屋大学准教授)

二月份会 (二〇二二年二月二十六日(日)、オンライン (Zoom開催))

シンポジウム「ドイツ帝国成立一五〇年」

書評・南直人・谷口健治・北村昌史・進藤修一編著『はじめて学ぶドイツの歴史と文化』(ミネルヴァ書房、二〇二〇年)

評者・小原淳 (早稲田大学教授)

書評・クリストファー・クラーク『時間と権力——三千年戦争から第三帝国まで——』(小原淳・齋藤敬之・前川陽祐訳、みすず書房、二〇二二年)

評者・北村昌史 (大阪市立大学教授)

コメント・近代フランス史、ポーランド史の立場から

谷口良生 (日本学術振興会特別研究員)

福元健之 (福岡大学講師)

リプライ・評者ほか、各執筆者(進藤修一、爲政雅代、森本慶太)

福永耕人、前川陽祐、齋藤敬之、前田充洋)

二月份会 (二〇二三年二月二〇日(日)、オンライン (Zoom開催))

報告・福永耕人 (大阪大学大学院)

「二九五〇—七〇年代のドイツ連邦軍における新たな軍隊像の形成

——ヴォルフ・グラフ・フォン・パウディツシンの軍事思想を中心に——」

報告・中村綾乃 (大阪大学大学院准教授)

「ヴァイルヘルム・ゾルフとドイツ・ナシヨナリズム」

三月份会 (二〇二三年三月二十七日(日)、オンライン (Zoom開催))

報告・園山雅康 (名古屋大学大学院)

「二七世紀神聖ローマ帝国における週刊新聞にみる地理的範囲の広が

り——『レライオン』紙と『アピツ』紙の記事分析を通じて——」

報告・富岡昇平 (東京大学大学院)

「二九八〇年代の東ドイツにおける教会系環境運動と「市民参加」

—— 請願活動に着目して——」

ドイツ現代史研究会規約

- 二〇〇四年二月一九日、臨時総会にて承認
- 二〇〇五年三月二七日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇七年七月一日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇八年二月二四日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇九年四月二六日、総会にて改定承認
- 二〇一〇年四月一五日、総会にて改定承認
- 二〇一一年四月一五日、臨時総会にて改定承認
- 二〇一二年四月二五日、総会にて改定承認
- 二〇一三年四月二四日、総会にて改定承認

第1条 本会の名称は、「ドイツ現代史研究会」と称する。

第2条 本会は、歴史学の各分野および隣接諸科学との交流を通じて、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の深化をめざす。

第3条 本会は、研究例会、研究誌『ゲシヒテ』発行、その他本会の目的に沿う活動を行なう。

第4条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌三月三十一日に終わる。

第5条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものは、本会の会員となることができる。本会の会員は、一般会員、学生会員、通信会員からなる。

第6条 本会は、事業年度初めに総会を開き、年度の方針と課題を定め、決算と予算および、その他本会の運営に関わる事項について審議する。その議案は前年度事務局が用意する。議案の可決には、総会参加者数の過半数の賛成が必要となる。可否同数の場合は前年度代表の判断による。

第7条 本会の運営は、事務局が行なう。事務局は、代表、事務局長、編集担当、通信担当、会計担当によって構成され、例会・総会開催および会計の任にあたる。事務局は総会で選出され、任期を一年とする。

第8条 事務局は、やむを得ない事情により時間的余裕が少なく、総会を待たずに議決

することが適当であると判断する議案について、メール審議を実施することができる。メール審議に参加するものは、本会の会員のうち本会のメンバーングリストに登録されているものとする。参加者からの回答のうち棄権を除いたものを有効回答とする。議案の可決には、有効回答数の過半数の賛成が必要となる。可否同数の場合は代表の判断による。

第9条 『ゲシヒテ』の編集は、編集委員会が行なう。編集委員会は六名からなり、総会で選出される。委員の任期は一年とする。

第10条 本会は会計監査を一名おき、会計監査は総会で選出され、任期を一年とする。

第11条 本会の本部は、総会によって定められた場所におき、本会の口座管理責任者は、事務局の会計担当とする。

第12条 本会の規約改正は、総会に参加した会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

会員及び会費に関する規定

(1) 本会の会費は年額、一般会員四〇〇〇円、学生会員二〇〇〇円、通信会員二〇〇〇円とする。

(2) 一般会員は、大学・大学院の専任教員、任期付教員、日本学術振興会特別研究員(PD)、COE研究員、定年退職した元教員、および事務局が承認した者とする。一般会員は、本会の活動に参加することができ、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

(3) 学生会員は、大学・大学院の学籍を有する者、非常勤の教員・研究員、および事務局が承認した者とする。学生会員は、本会の活動に参加することができ、『ゲシヒテ』の配布を受ける。

(4) 通信会員は、事情により本会の活動に参加することができず、『ゲシヒテ』の配布のみを受ける者とする。

(5) 一年以上の長期にわたり在外研究ないし留学する会員は、当該年度の会費を免除される。免除を希望する者は、在外期間を本会事務局まで連絡することす

- (6) 事務局担当者の会費については、これを免除する。
- (7) 会員は、任意に退会することができる。退会を希望する者はその旨を、事業年度末までに、本会事務局に連絡する。なお、会費を三年滞納した者については、退会したものとみなす。

編集に関する規定

- (1) 本会は、編集委員会の編集にもとづき、『ゲシヒテ』を年一回定期発行する。
- (2) 本誌は、論文、研究ノート、研究動向、書評、本会活動報告その他から構成され、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の発表にあてる。
- (3) 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
- (4) 投稿原稿は、投稿に関する規定にしたがうものとする。
- (5) 原稿の掲載は、編集委員会の決定による。掲載にあたって、編集委員会は原稿の修正をもとめる場合がある。
- (6) 原稿の執筆者は、本会が掲載原稿のデータを無償公開・配布することに同意する。

投稿に関する規定

- (1) 『ゲシヒテ』に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものを除く。
- (2) 投稿資格は、本会の一般会員または学生会員で、所定の会費を納めた者に限る。
- (3) 投稿を希望する者は、九月末日までに、電子メールにて本会事務局にその旨（①名前・②所属・③原稿の種類・④タイトル）を連絡する。
- (4) 投稿者は、審査用の原稿を、可能な限りPDFファイルにして、**一月三〇日**までに、電子メールにて本会事務局(doltsugendatsiken@gmail.com)に提出

- (5) する。原稿は、所定の執筆要領にしたがって、必ずパーソナルコンピュータまたはワードプロセッサで作成する。提出にあたっては、原稿の種類、題名、氏名、所属、連絡先、メールアドレス、原稿の総字数を記した表題紙を添付する。掲載を認めるか否かは、二ヶ月程度をめぐりて回答する。論文の掲載を認められた投稿者は、編集委員会の指示にしたがって、完成原稿一部と内容のデータを、指定した期日までに本会事務局(doltsugendatsiken@gmail.com)に提出する。データについては、原則としてメールによって提出するものとする。画像のデータがある場合は、JPEG形式(.jpg)のデータを添付する。
- (6) 掲載を認められなかった投稿者には再投稿の機会を認める。**三月三十一日**までにその旨を本会事務局(doltsugendatsiken@gmail.com)に連絡した上で、審査用原稿を可能な限りPDFファイルにして、**五月三十一日**までに、電子メールにて本会事務局に提出する。その後の対応については、(5)に準じる。

- (7) 編集委員会からの要請による場合を除き、一度提出された完成原稿の撤回、差し替え、書き直しはできない。また、掲載の可否にかかわらず、原稿の返却は行わない。

執筆要領

- (1) 『ゲシヒテ』に発表する論文の分量は、本文・注・図表等を合計して、全角で二万字以内とする。研究ノートおよび研究動向の分量は、全角で一萬四〇〇〇字、書評と本会活動報告その他の分量は、全角で六〇〇〇字以内とする。
- (2) 原稿のデータの形式は、原則としてPDFファイル形式(pdf)とする。ただし、やむを得ない場合は、マイクロソフト・ワード形式(doc)、もしくはリッチテキスト形式(richtext)でもかまわない。
- (3) 原稿の書式については、基本的な原則を以下の通りとする。
 - ① 原稿は横書きまたは縦書きとし、用紙をA4で設定し、一頁あたり四二文字×三六行とする。

- ② 章には全角数字で「1 見出し」と番号をつける。「はじめに」や「おわりに」にも必ず番号をつける。番号の後には全角スペースを入れる。
- ③ 本文では数字は原則として漢数字を用い、半角の算用数字は用いない。桁数の大きな数字については「一〇億五〇〇〇万」のように表記するが、図表等においてはその限りではない。
- ④ 注は、本文の該当箇所に半角数字＋上付き文字で「(1)」「(2)」と通し番号を付し、後注で半角数字で「(1)」「(2)」と番号を表記した後に注の内容を記す。(例)「……が明らかになった。」(1) この点については……を参照。」
- ⑤ 参考文献を注等で挙げる際は、著者名、題名、出版社（または出版地）、発行年の順に記述すること。和文書名は『』、和文論文名は「」、欧文論文名は: ; または: ; で囲むこと。欧文書名はイタリック体にするか、下線を引くこと。和文文献の場合、項目間の区切りには全角の読点を用い、最後に句点をうつ。欧文文献の場合、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑥ 論文以外の場合には、本文の後に文献リストを置き、文中で「著者名 発行年・ページ数」という形式で文献を指示する方法を認める。その場合、著者名と発行年の間、およびコロンの後には、半角スペースを入れる。文献リストでは、和文・欧文文献を一括し、文献を著者名のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献を複数挙げる場合、二点目以降は著者名のかわりに四字分のダッシュを用いる。和文・欧文文献ともに、項目間の区切りには半角コンマ＋半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑦ 図表等は別紙に書き、挿入箇所および大きさを指定する。本文に埋め込んだ状態で投稿することも認める。図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。
- ⑧ 体裁の統一をはかるため、編集委員会の責任において原稿に修正を施す場合がある。

ドイツ現代史研究会事務局からお願い

- 以下の場合には、研究会事務局へご一報ください。
- ・ご住所・ご所属・メールアドレス等に変更があった場合
 - ・例会案内等、研究会からのお知らせが届かない場合
 - ・本誌『ゲシヒテ』が届かない場合

入会のご案内

入会を希望される方は、研究会ホームページ上の「規約」をお読みいただいた上で、「会員登録用紙」(ワードファイル)に必要な事項を記入し、研究会事務局メールアドレス宛に添付ファイルでお送りください。折り返し、通信担当から連絡を差し上げます。

退会をご希望の場合

退会を希望される方は、研究会事務局メールアドレス宛に、あるいは当該年度の事務局員に直接ご連絡ください。

各種書類の発行について

転載許可証や掲載証明書など書類の発行については、研究会事務局までお問い合わせください。

ドイツ現代史研究会ホームページアドレス: <https://dogenken.web.fc2.com/>

ドイツ現代史研究会事務局メールアドレス: doitsugendashiken@gmail.com

▼編集後記

▽今号には、二〇二〇年のドイツ現代史学会で行われた歴史教育のシンポジウムが、「特集」として掲載された。これに加え書評も歴史教育の観点からなされている。

歴史研究の場で教育を論じるという点で思い出されるのは、前の勤務先の新潟大学で二〇〇七年に開催した日本西洋史学会の歴史教育のシンポジウムである。所属していた教育人間科学部の社会科学教育の宮園衛先生と児玉康弘先生が、歴史教育を土台に社会科学教育を研究しておられたので、学会開催を機会にシンポジウムの組織をお願いしたのであった。

シンポジウムでは、大学史学科の教員、社会科学教育の教員、そして高校の教員と、歴史教育に取り組む多彩な人材が報告し、結果として当時の歴史教育に伴う様々な問題群が明確になった。

現在、歴史総合の導入により歴史教育に関わる問題群のうち、研究と学校教育の接合に焦点が合わせられている。この機会に、西洋史研究の研究成果をもとに高校の世界史の授業を実践的に組み立て、その成果を『中等歴史教育内容開発研究』（風間書房、二〇〇五年）としてまとめられた児玉先生に、お話をうかがいたい。だが、先生は二〇一六年に兵庫教育大学在職中に亡くられた。先生のご著書や論文を、歴史総合を考える手がかりとして改めて読んでみたい。

（北村昌史）

▽学会誌の編集という初めての慣れない作業でしたが、編集委員や執筆者の皆さんの優しさと忍耐強さ、そして的確な指摘とご協力により、何とかこの一五号を形にすることができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

この『ゲシヒテ』が初めて発行されたのは二〇〇八年のことでした。私はその時、修士課程の真つ只中におり、ドイツ「現代史」の専門家の方々による論考や書評で構成された本誌から大いに刺激を受けたのを記憶しております。それから一五年。この号には八編の文章が掲載されておりますが、どれも時勢に適った、学術的価値の高い、素晴らしいものとなっております。現在、一線で活躍されている研究者の方ももちろんのこと、今後、研究者として歩いていかれるであろう若い方々にも大いに読まれ、良い刺激となることを願ってやみません。

（田中直）

▼編集委員

北村昌史（大阪公立大学）

服部伸（同志社大学）

田野大輔（甲南大学）

中野智世（成城大学）

近藤正基（京都大学）

西田慎（奈良教育大学）

▼編集実務

田中直（立命館大学ほか・非常勤）

ゲシヒテ

第15号

2022年4月30日発行

▼編集発行

ドイツ現代史研究会（代表・大津留厚）

〒602-8580

京都市上京区今出川通烏丸東入

同志社大学文学部 服部伸研究室室内

▼印刷

株式会社オーエム